

件名

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常
の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

○金融庁告示第七十四号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条、第八十七条、第六百六十一条、第六百六十二条、第六百九十条第一項及び第二項、第二百十条の十一の三並びに第二百十条の十一の四の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件を次のように定める。

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 総則

第一節 一般原則（第二条—第五条）

第二節 連結の範囲等（第六条—第八条）

第三章 経済価値ベースの評価

第一節 総則（第九条・第十条）

第二節 保険契約の評価

第一款 経済価値ベースの保険負債（第十一条）

第二款 現在推計（第十二条—第十五条）

第三款 割引率

第一目 イールド・カーブ（第十六条・第十七条）

第二目 調整後スプレッド（第十八条—第二十八条）

第四款 MOCE（第二十九条・第三十条）

第五款 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約（第三十一条・第三十二条）

第三節 再保険回収額（第三十三条）

第四節 税効果（第三十四条・第三十五条）

第四章 適格資本

第一節 総則（第三十六条）

第二節 Tier 1 適格資本

第一款 総則（第三十七条）

第二款 Tier 1 資本調達手段（第三十八条）

第三款 資本調達手段以外のTier 1 適格資本（第三十九条）

第四款 Tier 1 適格資本の調整（第四十条）

第三節 Tier 2 適格資本

第一款 総則（第四十一条）

第二款 Tier 2 資本調達手段（第四十二条）

第三款 資本調達手段以外のTier 2 適格資本（第四十三条）

第四款 Tier 2 適格資本の調整（第四十四条）

第五章 所要資本

第一節 総則（第四十五条—第五十三条）

第二節 生命保険リスク

第一款 総則（第五十四条・第五十五条）

第二款 死亡リスク（第五十六条）

第三款 長寿リスク（第五十七条）

第四款 罹患及び障害リスク（第五十八条—第六十条）

第五款 解約及び失効リスク（第六十一条—第六十三条）

第六款 経費リスク（第六十四条）

第七款 会社固有のストレス係数（第六十五条—第八十条）

第八款 生命保険リスクの統合（第八十一条）

第三節 損害保険リスク

第一款 総則（第八十二条）

第二款 保険料リスク（第八十三条）

第三款 支払備金リスク（第八十四条）

第四款 会社固有のリスク係数（第八十五条—第八十八条）

第五款 損害保険リスクの統合（第八十九条）

第四節 巨大災害リスク

第一款 総則（第九十条・第九十一条）

第二款 巨大自然災害（第九十二条・第九十三条）

第三款 その他の巨大災害

第一目 テロリズムの行為（第九十四条）

第二目 感染症の流行（第九十五条）

第三目 信用及び保証（第九十六条—第九十九条）

第四款 巨大災害リスクの統合（第百条）

第五節 市場リスク

第一款 総則（第百一条・第百二条）

第二款 金利リスク

第一目 標準的手法（第百三条—第百五条）

第二目 金利リスクに係る内部割引率手法（第百六条—第百十一条）

第三款 スプレッドリスク（第百十二条—第百十四条）

第四款 株式リスク（第百十五条—第百十八条）

第五款 不動産リスク（第百十九条）

第六款 為替リスク（第百二十条—第百二十三条）

第七款 資産集中リスク（第百二十四条—第百二十六条）

第八款 市場リスクの統合（第百二十七条）

第六節 信用リスク

第一款 総則（第百二十八条）

第二款 各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額

第一目 信用エクスポージャー（第百二十九条—第百三十五条）

第二目 実効残存期間（第百三十六条・第百三十七条）

第三目 リスク係数（第百三十八条—第百四十二条）

第三款 信用リスク削減手法の適用

第一目 総則（第百四十三条）

第二目 担保の認識（第百四十四条—第百四十六条）

第三目 保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識（第百四十七条—第百五十三条）

第七節 オペレーショナル・リスク（第百五十四条）

第八節 保険事業に係る所要資本の統合（第百五十五条）

第九節 所要資本における税効果（第百五十六条）

第十節 非保険事業（第百五十七条）

第六章 内部モデル手法（第百五十八条—第百七十二条）

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第一節 子会社株式の取扱い（第百七十三条—第百七十六条）

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第一款 子会社化直後の特例手法（第百七十七条・第百七十八条）

第二款 控除合算手法（第百七十九条—第百八十二条）

第八章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例（第百八十三条—第百八十五条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示（第三十四号に掲げる用語にあっては、第八十二条及び第一百五十四条第二項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 金融商品等 金融商品、契約その他これらに類するものをいう。
- 二 投資信託等 投資信託その他これに類する商品をいう。
- 三 証券化商品 主に金融資産を原資産とし、当該原資産のキャッシュ・フローを裏付けとして発行される商品をいう。
- 四 再証券化商品 証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。
- 五 国債等 国債及び中央政府により保証された債券をいう。
- 六 適格格付機関 金融庁長官が別に定める格付機関をいう。
- 七 格付区分 適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。
- 八 子会社等 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）にあっては法第一百条第二項に規定する子会社等を、保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）にあっては法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。
- 九 連結子会社等 連結ベース（第十八号に規定する連結ベースをいう。次号及び第十一号において同じ。）の計算において、第六条及び第八条に規定する連結の範囲に含まれる子会社等及び議決権のない投資スキーム（多くの投資者から集めた資金により事業運営又は有価証券への投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組みであって、出資者が議決権を有しないものをいう。第六条第二項において同じ。）への投資をいう。
- 十 報告保険会社等 単体ベース（第十七号に規定する単体ベースをいう。次号において同じ。）又は連結ベースの計算をする場合における当該計算の報告の主体となる保険会社、外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）及び保険持株会社をいう。
- 十一 保険会社等 単体ベースの計算においては報告保険会社等を、連結ベースの計算においては報告保険会社等及び連結子会社等をいう。
- 十二 特例企業会計基準等適用人等 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する報告保険会社等をいう。
- 十三 適格資本 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条、第六十一条、第九十条第一項及び第二百十条の十一の三の規定に基づき、この告示に定めるところによりその額が

計算されるものをいう。

十四 所要資本 規則第八十七条、第百六十二条、第百九十条第二項及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、この告示にその額を定めるものをいう。

十五 ソルベンシー・マージン比率 適格資本の額を所要資本の額で除した値をいう。

十六 基準日 ソルベンシー・マージン比率の算出を行う日をいう。

十七 単体ベース 経済価値ベースのバランスシート（第二十四号に規定する経済価値ベースのバランスシートをいう。次号において同じ。）、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人を計算の対象とすることをいう。

十八 連結ベース 経済価値ベースのバランスシート、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社及びその子会社等又は保険持株会社及びその子会社等を計算の対象とすることをいう。

十九 貸借対照表 保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる貸借対照表並びに外国保険会社等及び免許特定法人の規則第四百四十三条に規定する中間業務報告書に含まれる日本における保険業の中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる日本における保険業の貸借対照表をいう。

二十 連結貸借対照表 特例企業会計基準等適用法人等でない保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表並びに特例企業会計基準等適用法人等でない保険持株会社の規則第二百十条の十に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表をいう。

二十一 連結貸借対照表（連結の範囲等調整後） 連結貸借対照表を基礎として、第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

二十二 貸借対照表等 貸借対照表及び連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）をいう。

二十三 経済価値評価 市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則、手法及びパラメーターを用いる方法により導かれるキャッシュ・フローの現在価値に基づく評価をいう。

二十四 経済価値ベースのバランスシート 貸借対照表等に対し、第九条の規定に基づく組替え及び第十条の規定に基づく経済価値評価の額への評価替えを行ったもの並びに財政状態計算書（連結の範囲等調整後）（第四十七号に規定する財政状態計算書（連結の範囲等調整後）をいう。）に対し、第百八十四条の規定を適用して組替え及び評価替えを行ったものをいう。

二十五 規制上の準備金 次のイからホまでに掲げる額の合計額をいう。

イ 危険準備金の額

- ロ 異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七
条第一項に定める危険準備金を含む。）の額
- ハ 価格変動準備金の額
- ニ 配当準備金未割当部分（株式会社にあつては、契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し
契約者配当として割り当てた額を超える部分をいい、相互会社にあつては、社員配当準備金（
社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。）のうち、社員に対する剰余金
の分配として割り当てた額を超える部分をいう。）
- ホ 連結ベースにあつては、外国の連結子会社等におけるイからニまでに掲げる額に相当する額
（貸借対照表等の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における
法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入す
ることを認めたものに限る。）
- 二十六 特別勘定等 法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものをいう。
- 二十七 UFR 期待実質金利及び期待インフレ率から算出される超長期の短期フォワード・レートを
いう。
- 二十八 LOT 深み、流動性及び透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限
をいう。
- 二十九 生命保険契約 法第三条第四項第一号に掲げる保険、同条第五項第一号に掲げる保険のう
ち再保険であつて同条第四項第一号に掲げる保険に係るもの及び同条第五項第一号に掲げる保険
のうち保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しく
は一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）をいう。
- 三十 損害保険契約 法第三条第五項第一号に掲げる保険（前号、次号又は第三十二号に該当する
ものを除く。）及び同項第三号に掲げる保険に係る保険契約並びに同条第六項に規定する保証証
券業務による保証をいう。
- 三十一 生命保険類似の第三分野保険契約 第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは同条第
五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同項第一
号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険をいう。以下この条において同じ。）に
係る保険契約であつて、第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算又は同章第三節に規
定する再保険回収額の計算を罹患及び障害その他これらに類するものの発生率に基づき行ってい
る保険に係る保険契約をいう。
- 三十二 損害保険類似の第三分野保険契約 第三分野保険に係る保険契約であつて、生命保険類似
の第三分野保険契約に該当しない保険契約をいう。
- 三十三 生命保険契約等 生命保険契約及び生命保険類似の第三分野保険契約をいう。

- 三十四 損害保険契約等 損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいう。
- 三十五 生命保険リスク 生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三十七号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十六 損害保険リスク 損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十七 巨大災害リスク 巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。
- 三十八 市場リスク 実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十九 信用リスク 保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。
- 四十 オペレーショナル・リスク 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。
- 四十一 正味現在推計の額 第三章第二節第二款に規定する現在推計の額から同章第三節に規定する再保険回収額を控除したものをいう。
- 四十二 バリューストック・リスク 特定のポジションを一定期間維持すると仮定した場合において、将来の価格等の変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。
- 四十三 VaR99.5% 保有期間一年、信頼水準片側99.5%のバリューストック・リスクをいう。
- 四十四 子会社化直後の特例手法適用子会社 第七十七条に規定する子会社化直後の特例手法の適用対象とした子会社等をいう。
- 四十五 控除合算手法適用子会社 第七十九条に規定する控除合算手法の適用対象とした子会社をいう。
- 四十六 財政状態計算書 特例企業会計基準等適用法人等がその採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものをいう。
- 四十七 財政状態計算書（連結の範囲等調整後） 財政状態計算書を基礎として、第八十三条第二項において準用する第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

第二章 総則

第一節 一般原則

（プロポーショナルリティ原則）

第二条 報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、ある特定の要素又は方法を当該計算に用いた結果、得られる数値の質が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加す

ることを示すことができる場合においては、当該特定の要素又は方法を適用しない又は簡素化することができる。

(裏付けとなる資産の特定)

第三条 この告示における投資信託等に関する計算は、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づくものとする。

(格付区分)

第四条 報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、格付区分を用いるものとする。

2 報告保険会社等は、保有するエクスポージャーについて、報告保険会社等が格付を利用している適格格付機関のうち二以上の適格格付機関によって格付が付与されている場合であって、これらの格付に対応する格付区分が異なるときは、最上位の格付区分から数えて二番目に上位の格付区分を用いるものとする。ただし、当該最上位の格付区分が複数の格付に対応するものであるときは、当該最上位の格付区分を用いるものとする。

3 保険会社等が保有するエクスポージャー（再保険契約に係るものを除く。）に対する格付区分は、個別格付（特定の債務に付与された格付をいい、短期格付を除く。以下この条において同じ。）に基づくものとする。なお、当該エクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合は、無格付とする。

4 前項の規定により無格付とされたエクスポージャーについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に対応するものとみなすことができる。

一 当該エクスポージャーの債務者が発行した当該エクスポージャーを除く他の債務に個別格付が付与されている場合であって、当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して先順位又は同順位であるとき 当該個別格付の格付区分

二 当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている場合であって、当該エクスポージャーについて他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき 当該債務者信用力格付の格付区分

三 当該エクスポージャーに短期格付が付与されている場合 当該短期格付の格付区分

5 前項の規定にかかわらず、当該債務者の当該エクスポージャーを除く他の債務（当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して後順位又は同順位であるものに限る。）の個別格付の格付区分、当該エクスポージャーの債務者の債務者信用力格付の格付区分又は当該エクスポージャーの短期格付の格付区分のうち、最下位の格付区分に基づく第三十八条第一項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数が当該エクスポージャーを無格付とした際の同項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数より大きいときは、当該最下位の格付区分に対応するも

のとみなすものとする。

- 6 前二項の規定において、当該個別格付が当該エクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付に対応する格付区分を用いてはならない。
- 7 再保険契約に係るエクスポージャーの格付区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に属するものとする。なお、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合は、無格付とする。
 - 一 当該エクスポージャーの債務者が財務力格付（債務者の財務基盤又は保険金支払能力に関する格付をいう。以下この号において同じ。）を付与されている場合 当該財務力格付の格付区分
 - 二 当該エクスポージャーの債務者が債務者信用力格付を付与されている場合であって、当該エクスポージャーが他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき（前号に掲げる場合を除く。） 当該債務者信用力格付の格付区分
- 8 報告保険会社等は、格付区分の判定に用いようとする格付が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該格付を用いてはならない。
 - 一 格付が保険会社等（ただし、連結ベースの計算を行う場合にあっては、連結子会社等以外の子会社等を含む。）による保証その他これに類するものを考慮している場合
 - 二 格付における評価の対象が元本又は利息のいずれかのみであって、保険会社等の保有するエクスポージャーが元本及び利息に及ぶ場合その他の格付における評価の対象が当該エクスポージャーと異なる場合
 - 三 格付が広く一般に対して提供されていない又は閲覧に供されていない場合
（その他の一般原則）

第五条 報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、基準日と連結子会社等の事業年度の末日（中間期末にあっては、中間会計期間の末日とする。以下この項及び次項において同じ。）との差異が三月を超えない場合は、当該連結子会社等に係る計算において当該連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎とすることができる。

- 2 この告示における計算に当たっては、基準日時点の為替レートをを用いて日本円に換算するものとする。ただし、前項の規定により、連結子会社等に係る計算を連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎として行う場合にあっては、当該連結子会社等に係る計算に当たって、当該連結子会社等の事業年度の末日時点における為替レートをを用いて日本円に換算するものとする。
- 3 この告示における計算に当たっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象として次の各号に掲げるものは、計算に反映しないものとする。

- 一 単体ベースの計算にあつては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された貸借対照表が含まれる計算書類（外国保険会社等及び免許特定法人にあつては、法第九十六条第三項に規定する書類及び附属明細書）に反映されていないもの。
 - 二 連結ベースの計算にあつては、基準日時点の保険会社等及び持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下同じ。）が適用される子会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された連結貸借対照表が含まれる連結計算書類に反映されていないもの。
- 4 外国保険会社等及び免許特定法人にあつては、この告示における計算に当たって、日本における業務を計算の対象とするものとする。

第二節 連結の範囲等

（連結の範囲）

第六条 報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、連結貸借対照表において連結の範囲に含まれる子会社等及び金融子会社（報告保険会社等の子会社であつて、報告保険会社等が保険会社である場合にあつては法第六十六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第十八号に掲げる会社、保険持株会社である場合にあつては法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社並びに法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であつて内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたものうちこれらに類する会社をいう。）のうちソルベンシー・マージン比率に重要な影響を与える子会社を連結の範囲に含めるものとする。

- 2 連結貸借対照表において連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキームへの投資は、個別又は総体としてグループ全体の健全性に重要な影響を及ぼす場合に連結の範囲に含めるものとする。
- 3 保険会社等が組成した証券化商品は、別表一に掲げるものに限り、連結の範囲から除くことができる。

（保険事業と非保険事業）

第七条 連結ベースの計算に当たって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等は、保険事業と非保険事業に分類するものとする。

- 2 前項の保険事業には、保険会社等又は持分法が適用される子会社若しくは関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。第四百四十八条第一項第一号ロにおいて同じ。）であつて、次の各号に掲げるものを分類するものとする。ただし、報告保険会社等は保険事業に分類されるものとする。
 - 一 法第六十六条第一項第一号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号に規定する生命保険会社
 - 二 法第六十六条第一項第二号又は第二百七十一条の二十二第一項第二号に規定する損害保険会社

- 三 法第百六条第一項第二号の二又は第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に規定する少額短期保険業者
 - 四 法第百六条第一項第八号又は第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する保険業を行う外国の会社
 - 五 法第百六条第一項第十二号イ又は第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する従属業務を専ら営む会社のうち、前各号に掲げる会社のためにその業務を営んでいるもの
 - 六 法第百六条第一項第十七号又は第二百七十一条の二十二第一項第十六号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社である会社
 - 七 法第百六条第一項第十八号又は第二百七十一条の二十二第一項第十七号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社
 - 八 法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうち、前各号に類する会社
- 3 第一項の非保険事業には、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等であって、前項に掲げる会社以外のものを分類するものとする。

(連結貸借対照表からの調整)

第八条 報告保険会社等は、次の各号に規定する方法に基づき、連結貸借対照表における取扱いによらず、調整を行うものとする。

- 一 前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャー（共同支配の当事者が、その取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めにいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものは、比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している保険会社等に帰属する部分を認識する方法をいう。第三号及び第百七十三条第一号において同じ。）を適用し、連結の範囲に含めるものとする。なお、当該方法を適用することが実務上困難な場合には、持分法を適用するものとする。
- 二 前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャーとして支配されているとされたものは、持分法を適用するものとする。
- 三 前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーション（共同支配の当事者が、その取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決めにいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識される会社は、比例連結の方法を適用し、連結の範囲に含めるものとする。
- 四 前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペ

レーションとして支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識されるものは、持分法を適用するものとする。

第三章 経済価値ベースの評価

第一節 総則

(経済価値ベースのバランスシート)

第九条 経済価値ベースのバランスシートの資産の部、負債の部及び純資産の部は、それぞれ貸借対照表等における資産の部、負債の部及び純資産の部を基礎として、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより組替えを行うものとする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては組替えを行わないものとする。

- 一 投資信託等 第三条の規定に基づき、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に計上する。
- 二 第三節に規定する再保険回収額 資産の部に計上する。
- 三 保険約款貸付 資産の部に計上する。
- 四 借地権 資産の部の土地に計上する。
- 五 規制上の準備金 純資産の部に計上する。
- 六 自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をいう。次条及び第八十二条において同じ。）に係る責任準備金及び支払備金 その他の準備金に計上する。
- 七 次条に規定する評価替えを行うことに伴い、組替えを行うことが適切なもの 適切な項目に計上する。

(経済価値評価の方法)

第十条 経済価値評価の額は、次の各号に定めるところにより評価替えを行った額とし、次の各号に定めるもの以外のものは貸借対照表等計上額とする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては、評価替えを行わないものとする。

- 一 責任準備金、支払備金及び契約者配当準備金（相互会社にあつては社員配当準備金をいう。第百五十六条第三号ロにおいて同じ。）は、次に掲げるものを除き、次節第一款に定めるところにより計算した経済価値ベースの保険負債の額及び第三節に定めるところにより計算した再保険回収額に評価替えを行う。
 - イ 自動車損害賠償責任保険契約に係るもの
 - ロ 地震保険契約（地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。第八十二条において同じ。）に係るもの

- ハ 規制上の準備金に含まれるもの
- 二 資産の部及び負債の部に計上される金融商品等の額は、次に掲げるものを除き、時価に評価替えを行う。この場合において、負債の部に計上される金融商品等の評価替えを行うに当たっては、保険会社等自らの信用状態の変化を考慮しないものとする。
 - イ 負債の部に計上され、第四章に規定する適格資本の額に含まれるもの
 - ロ 子会社株式及び関連会社株式
 - ハ 持分法が適用される保険事業に係る持分法による評価額
- 三 外国通貨建ての子会社株式の額及び関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートを用いて日本円に換算した額に評価替えを行う。
- 四 不動産の額及び借地権の額は、時価に評価替えを行う。
- 五 貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行う。
- 六 繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、第四節に定めるところにより計算した額に評価替えを行う。
- 七 繰延資産及び基準日以降に支払期日が到来し第十四条に規定する契約の境界線以前の日に入収する予定の保険料を資産の部に計上している場合は、それらの額は0に評価替えを行う。
- 八 保険約款貸付の額は、時価に評価替えを行う。

第二節 保険契約の評価

第一款 経済価値ベースの保険負債

(経済価値ベースの保険負債の額)

第十一条 保険会社等が引き受けている保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第三十一条に規定する保険契約以外の場合 次款に規定する現在推計の額及び第四款に規定するMOCEの額の合計額
 - 二 第三十一条に規定する保険契約の場合 第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額
- 2 前項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たって、一の保険契約は同項各号のいずれか一方のみに該当するものとする。ただし、特別勘定等を設けた保険契約であって、そのうちの一部のみが同項第二号に掲げる場合に該当する場合には、当該一部は同号に定める額により、当該保険契約のうち当該一部以外は同項第一号に定める額により評価することができる。
- 3 第一項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たっては、保険会社等が契約の当事者となった全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識するもの

とする。なお、保険会社等が保険契約の当事者となり、契約内容を一方的に修正し、又は解除することができない状態となった場合には、保険責任が開始する前であっても、当該保険契約を認識するものとする。

第二款 現在推計

(現在推計の額の計算)

第十二条 現在推計の額は、次条に定めるところにより計算した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを次款に規定する割引率のうち当該保険契約に係るもので割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均とする。この場合において、現在推計の額は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものとする。

- 2 現在推計の額の算出に当たっては、保険会社等自らの信用状態を考慮しないものとする。
- 3 現在推計の額の算出に当たっては、次の各号に掲げるものに起因する不確実性を考慮するものとする。
 - 一 保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の発生タイミング、頻度及び損傷度
 - 二 保険金等の額及びインフレーション
 - 三 保険金等の決済に要する期間
 - 四 経費の額
 - 五 保険契約者行動（受け取る保険金等の額、タイミング又は性質を変更する保険契約者の契約上の権利に基づく行動をいう。以下同じ。）

(保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算)

第十三条 現在推計の額の基礎となる保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる保険契約上の債務を履行することに関連するキャッシュ・フロー（既経過責任に係るものを含む。）をいい、この条の規定に基づき計算するものとする。

- 2 保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。
 - 一 保険金等
 - 二 直接経費及び間接経費（法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。第三十五条において同じ。）及び第四十条第一号イに掲げる無形固定資産に係る減価償却費を除く。）
 - 三 保険料
 - 四 当該保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこ

れと同様の事業を営む事業体をいう。次項第一号及び別表一において同じ。) 以外に係る代位 (保険法 (平成二十年法律第五十六号) 第二十四条及び第二十五条に規定する代位をいう。) に係る支払及び回収

五 将来の裁量給付

六 保険金の額を確定するために必要となるその他の支出

3 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものは考慮しないものとする。

一 保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社から生じるもの

二 保険約款貸付に関するもの

三 未収保険料 (基準日以前に支払期日が到来する未収保険料を資産計上している場合に限る。)

4 第二項第二号に掲げる直接経費及び間接経費は、保険契約に関連する全ての経費を含めるものとし、保険会社等が将来にわたって事業活動を継続する前提で見積もるものとする。

5 第二項第五号に掲げる将来の裁量給付は、契約者配当、保証利率の引上げに伴う保険金等の増額部分その他の非保証金額の全てを含めるものとし、将来期待される経験、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオ及び保険契約者の合理的な期待と整合的なものとする。

6 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものを反映するものとする。

一 将来の人口動態、法律、医療、技術、社会及び経済の発展

二 インフレーション

三 保証とオプション

四 保険契約者行動

7 前項第二号に掲げるインフレーションは、物価連動国債 (物価連動国債の取扱いに関する省令 (平成十六年財務省令第七号) 第一条に規定する物価連動国債をいう。) から算出されるブレイク・イーブン・インフレ率、消費者物価指数その他これに類する指標及びUFRに反映されている期待インフレ率 (別表四に定める通貨に応じたUFRに反映されている期待インフレ率をいう。) 等を参照のうえ、次款第一目に規定するイールド・カーブと整合的な手法に基づき算出されるものとする。

8 第六項第三号に掲げる保証とオプションは、契約者配当を含む保険契約の対象となるリスクに関連する全ての支払を考慮するものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的に評価するものとする。

9 第六項第四号に掲げる保険契約者行動は、将来期待される保険契約者の行動を表していると認められる範囲で、可能な限り適切な統計情報及び経験上の証拠に基づくものとし、次款第二目に規定

する調整後スプレッドを考慮したイーロード・カーブを含む経済シナリオと整合的なものとする。

10 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすマネジメント・アクションを考慮することができる。この場合において、マネジメント・アクションの実施に必要な期間並びに当該マネジメント・アクションの実施により生じる全ての追加的な費用及び関連する保険契約者行動の変化を考慮するものとする。

- 一 客観的、現実的かつ検証可能であること。
- 二 保険契約者に対する保険会社等の義務及び保険会社等に適用される法令（外国の法令を含む。第二百五条及び第百五十六条を除き、以下同じ。）に矛盾しないこと。
- 三 基準日時点の保険会社等の事業慣行及び事業戦略に整合的であること（ただし、保険会社等が事業慣行又は事業戦略を変更することを実証できる場合は、この限りでない。）。
- 四 特定の状況下で実行されることが合理的に予想可能であること。

（契約の境界線）

第十四条 認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローのうち次の各号に掲げる日のいずれか早い日（以下「契約の境界線」という。）より後に収入する保険料の支払を保険会社等が保険契約者に対して強制できること及び強制させる意図があることを示すことができない場合には、当該保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローは現在推計の額の計算において考慮しないものとする。

- 一 保険会社等が、当該保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否することができる一方的な権利を有する日
- 二 保険会社等が、当該保険契約の保険料又は保険金等を変更することにより、当該保険料に当該保険契約のリスクを完全に反映させることができる一方的な権利を有する日

（損害保険契約等の現在推計の額の算出に関する簡便手法）

第十五条 損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法で算出することができる。

- 一 次の算式により第十二条の規定に従い計算する現在推計の額を合理的に近似することができる場合 当該算式

$$(CR - AER) * UPR + (CR - 1) * PVFP$$

CRは、コンバインド・レシオ

AERは、新契約費率

UPRは、未経過保険料（次号において同じ。）

PVFPは、契約の境界線以前の日における将来保険料の現在価値（現在価値の算出に当たっては、

第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて次条に規定する割引率算出の

ためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。)

- 二 第十二条の規定に従い計算する現在推計の額の重要性が低いことその他の合理的な理由により前号に掲げる方法以外の簡便な方法が必要となる場合、かつ、コンバインド・レシオが1未満の場合 UPR

第三款 割引率

第一目 イールド・カーブ

(割引率算出のためのイールド・カーブ)

第十六条 割引率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法(イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、LOT以前の年限における市場で観測することができる金利及びUFRを用いてLOTを超える年限の金利を算出するモデルをいう。次条において同じ。)により算出されるイールド・カーブによるものとする。

一 第一区分 流動性の高い金利スワップ又は国債(別表二に定める通貨に応じ採用する金融商品等をいう。次条第一号において同じ。)から得られる市場金利(ただし、金利スワップにあっては、信用状態に関する調整を行ったものとする。同号及び第二百五条第二項において同じ。)に第二目に規定する調整後スプレッドを加算したもの。

二 第二区分 第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの。

三 第三区分 別表四に定める通貨に応じたUFRにUFRスプレッド(別表五に定める通貨に応じたUFRスプレッドをいう。)を加算したものをフォワード・レートとするもの。

2 前項第一号の第一区分は、別表三に定める通貨に応じたLOTまでの期間とする(次条第一号において同じ。)

3 第一項第二号の第二区分は、LOT後、LOTに三十年を加算した年数及び六十年のうちいずれか大きい年数(次項及び第二十七条第三項において「収束年限」という。)までの期間とする(次条第二号において同じ。)

4 第一項第三号の第三区分は、収束年限後の期間とする(次条第三号において同じ。)

(リスクフリー・レートのイールド・カーブ)

第十七条 リスクフリー・レートのイールド・カーブは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法により算出されるイールド・カーブとする。

一 第一区分 流動性の高い金利スワップ又は国債から得られる市場金利

二 第二区分 第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの

三 第三区分 別表四に定める通貨に応じたUFRをフォワード・レートとするもの

第二目 調整後スプレッド

(調整後スプレッドの区分)

第十八条 調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオ（保険会社等が引き受けている保険契約の集合をいう。以下この目において同じ。）を次の各号に掲げるバケットに分類して算出するものとする。

- 一 トップバケット
- 二 ミドルバケット
- 三 一般バケット

2 一つの保険契約ポートフォリオには、異なる通貨建ての保険契約を含んではならない。

3 一つの保険契約を複数の部分に分離して、異なる保険契約ポートフォリオに含めてはならない。ただし、第二十一条各号に掲げる要件の判定に当たっては、保険契約者に将来の保険料を変更するオプションが付与されており、保険会社等に当該保険料に対する裁量がない保険契約に限り、当該オプションに係る部分とそれ以外の部分に分離し、異なる保険契約ポートフォリオに含めることができる。

（トップバケットの適格性要件）

第十九条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、前条第一項第一号に掲げるトップバケットに分類することができる。

一 当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定され、当該保険契約ポートフォリオ以外の保険契約ポートフォリオから生じる損失を補てんするために用いられることなく、区分して管理されていること。

二 次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、解約時に解約返戻金のない生命保険契約等であること。

ロ 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと。

ハ 基準日時点及び全ての将来時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオ（前号の要件を満たす資産ポートフォリオであって、第二十三条に規定する適格資産以外の資産を含むものをいう。以下この款において同じ。）の時価を超えないこと。

三 当該保険契約ポートフォリオ及び特定された資産ポートフォリオが、キャッシュ・フロー・テストを満たすこと。

四 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約に将来保険料が含まれないこと。

（キャッシュ・フロー・テスト）

第二十条 前条第三号の「キャッシュ・フロー・テスト」とは、LOTまでの全ての年限 t における次の

各号に掲げる要件の全てをいう。

一 次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s \leq t} \max(0, COF_s^L - CF_s^A) \leq 10\% \times \sum_{s \leq t} COF_s^L$$

COF_s^L は、年限 s における保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（次号において同じ。）

CF_s^A は、年限 s における特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・フロー（次号において同じ。）

二 次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s \leq t} (CF_s^A - COF_s^L) \geq 0$$

2 前項第一号及び第二号の算式において、特定された資産ポートフォリオが対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合であって、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされているときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

（ミドルバケットの適格性要件）

第二十一条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第二号に掲げるミドルバケットに分類することができる。

一 当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定された資産ポートフォリオであること。

二 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと又は基準日時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価（当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約を再保険に付している場合は、次節に規定する再保険回収額を含むものとする。この場合において、第三十三条に規定する再保険回収額の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。第四号において同じ。）を超えないこと。

三 当該保険契約ポートフォリオに関する第五章第二節第五款に規定する解約及び失効リスクの額が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の5%を超えないこと。この場合において、解約及び失効リスクの額並びに現在価値の算出に当たっては、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

四 特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均よりも大きいこと。この場合において、現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

五 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、次のイからハまでに定める要件のいずれかを満たすこと。

イ 将来保険料が含まれないこと。

ロ 契約上固定された将来保険料のみが含まれること。

ハ 保険会社等の裁量による将来保険料のみが含まれること。

(一般バケットへの分類)

第二十二条 保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第一号に掲げるトップバケット又は同項第二号に掲げるミドルバケットに分類されない場合には、一般バケットに分類するものとする。ただし、第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、この限りでない。

(調整後スプレッドにおける適格資産)

第二十三条 次条のトップバケットの調整後スプレッドの計算及び第二十六条のミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算における適格資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

一 国債等

二 社債（新株予約権付社債を除く。）

三 地方債

四 貸付金

五 住宅ローン担保証券

六 商業用不動産担保証券

七 仕組債券（保険リンク証券を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ資産は、オプションの行使が損失にならないこと及びオプションが行使された場合でも売却代金で類似の資産を購入することその他これに類する行為により、オプション行使前の資産及び負債の総合的な管理に影響を及ぼさないことが合理的に予測できないときは、適格資産に該当しないものとする。

(トップバケットの調整後スプレッドの計算)

第二十四条 トップバケットの調整後スプレッドは、第十九条に規定するところによりトップバケットに分類した保険契約ポートフォリオごとに特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条において「トップバケット資産」という。）について、第十七条に規定するリスクフリー・レート of イールド・カーブに対する平均スプレッドとして得られた値とする。

2 前項の「第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッド」は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 トップバケット資産（保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産にあつては、為替リスクが完全にヘッジされているものに限る。）のリスク修正控除後スプレッド（ある資産の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対するスプレッドから、当該資産に係る信用リスクに相当する値を控除したものをいう。以下この目において同じ。）を算出する。ただし、投資不適格（格付区分が4より下位又は債務不履行状態であるものをいう。第二十六条第三項第一号及び第九十八条第二項において同じ。）又は無格付のトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドは、保有する同一の通貨及び年限の格付区分4のトップバケット資産におけるリスク修正控除後スプレッドを上限とし、該当するトップバケット資産を保有しない場合には、第二十六条に規定するミドルバケットにおける同一の通貨及び年限区分の格付区分4に対応する資産に対応するリスク修正控除後スプレッドを用いるものとする。

二 前号に規定するトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドを、トップバケット資産のエクスポージャーで加重平均して得られる値とする。

3 前項第一号の計算において、トップバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、リスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとする。

（トップバケットの割引率）

第二十五条 トップバケットの割引率は、第十六条第一項の規定にかかわらず、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに前条に規定するトップバケットの調整後スプレッドを全ての年限に一律加算したものによるものとする。

（ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算）

第二十六条 第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオの加重平均調整後スプレッドは、当該保険契約ポートフォリオごとに次の算式により得られた値とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\omega_{\text{国債}} \times \text{Spread}_{\text{国債}}$$

$$+\omega_{\text{格付区分1}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{格付区分1}}^{\text{年限区分j}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分1}}^{\text{年限区分j}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分2}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{格付区分2}}^{\text{年限区分j}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分2}}^{\text{年限区分j}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分3}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{格付区分3}}^{\text{年限区分j}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分3}}^{\text{年限区分j}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分4}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{格付区分4}}^{\text{年限区分j}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分4}}^{\text{年限区分j}} \right)$$

$\omega_{\text{国債}}$ は、国債等のウェイト

年限区分は、次の表に掲げる満期までの残存期間の区分に応じた年限の区分

	三年未満	三年以上 五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上
年限区分	1	2	3	4	5	6

$\omega_{\text{格付区分i}}$ は、格付区分iに対応する資産のウェイト

$\omega_{\text{格付区分i}}^{\text{年限区分j}}$ は、格付区分iにおける年限区分jに対応する資産のウェイト

$\text{Spread}_{\text{国債}}$ は、国債等に対応するリスク修正控除後スプレッド（第十七条に規定するリスクフリー・レート of イールド・カーブが金利スワップの金利に基づく通貨の場合において、金利スワップの金利と国債金利との差額の過去平均に30%を乗じた値に基づく値をいう。）

$\text{Spread}_{\text{格付区分i}}^{\text{年限区分j}}$ は、年限区分jに含まれる格付区分iに対応する仮想的な資産に対応するリスク修正控

除後スプレッド

一 $\omega_{\text{国債}}$ 第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオに係る特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条及び次条において「ミドルバケット資産」という。）について、当該資産に属する国債等の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

二 $\omega_{\text{格付区分i}}$ 格付区分iに対応するミドルバケット資産（国債等を除く。）の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

三 $\omega_{\text{格付区分i}}^{\text{年限区分j}}$ 格付区分iに対応するミドルバケット資産について、年限区分jに対応する当該資産（国債等を除く。）の時価の合計額を、格付区分iに対応するミドルバケット資産の時価の合計額

で除した値

2 前項各号において、ミドルバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨の資産を含む場

合は、為替リスクが完全にヘッジされている場合に限り、当該資産を $\omega_{\text{国債}}$ 、 $\omega_{\text{格付区分}i}$ 及び $\omega_{\text{年限区分}j}$ の計算に含めるものとする。

3 前二項の計算において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める格付区分に該当するものとして取り扱うものとする。

一 投資不適格又は無格付の資産 格付区分4

二 保険約款貸付 格付区分1

4 ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後におけるリスク修正控除後スプレッドに、20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。

（ミドルバケットの調整後スプレッドの計算）

第二十七条 ミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られた値とする。この場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

調整後スプレッド_{一般}

$$+ \text{TOM比率} \times \max \left[90\% \times \text{加重平均調整後スプレッド} - \text{調整後スプレッド}_{\text{一般}}, 0 \right]$$

加重平均調整後スプレッドは、前条に規定するところにより得られた値

調整後スプレッド_{一般}は、次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド

一 TOM比率 次の算式により算出される値とする。

$$\text{TOM比率} = \min \left(\frac{M}{\min(\text{LOT}, \text{負債の存続期間})}, 100\% \right)$$

負債の存続期間は、その年限以降において保険契約ポートフォリオからキャッシュ・フローが生じないと考えられる最小の年限

LOTは、保険契約ポートフォリオの通貨に対応する別表三に定めるLOT

二 M 次のイ及びロに掲げる全てを満たす最終の年限 t とする。ただし、Mは0以上、負債の存続期

間以下とする。

イ 次の算式を満たす t

$$\sum_{s \leq t} \max(0, COF_s^L - CIF_s^L - CF_s^A) \leq 10\% \times \sum_{s \leq t} COF_s^L$$

COF_s^L は、年限 s における保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（ロにおいて同じ。）

CIF_s^L は、年限 s における保険契約ポートフォリオの保険料及びその他これに類するもののキャッシュ・イン・フロー（ロにおいて同じ。）

CF_s^A は、年限 s における特定された資産ポートフォリオにおけるミドルバケット資産、現金及び非投資目的の流動性資産から生じるキャッシュ・フロー並びに発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ債券における基準日後最初の償還可能日までのキャッシュ・フロー（ロにおいて同じ。）

ロ 次の算式を満たす t

$$\sum_{s \leq t} (CF_s^A + CIF_s^L - COF_s^L) \geq 0$$

2 前項第二号の CF_s^A において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに、20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨とし当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

一 為替リスクが完全にヘッジされていること。

二 為替リスクに対するローリングヘッジを実施しており、当該ヘッジの更新が一月より高頻度で行われていないこと。

3 第一項の算式により得られる値は、同項第二号に規定する M 以前の各年限に一律に適用するものとする。この場合において、当該 M より後の年限におけるミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られる値を同項の算式により得られた値から控除した値とする。

$$\frac{\text{同項の算式により得られた値} - \text{次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド}}{\text{収束年限} - M} \times (t - M)$$

t は、適用する年限

Mは、同項第二号に規定するM

(一般バケットの調整後スプレッド)

第二十八条 一般バケットの調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオの通貨ごとに、保険業を営む者（これに準ずる外国の者を含む。以下同じ。）の保有資産を考慮して設定した仮想的な資産ポートフォリオを用いて第二十六条第一項に規定する算式を適用して算出した値に80%を乗じたものとする。

第四款 MOCE

(MOCEの額の計算)

第二十九条 MOCEの額（保険負債の額の評価において、保険契約上の債務に関連するキャッシュ・フローに内在する不確実性を考慮するために現在推計の額に上乘せされるマージンの額をいう。第四十七条第三項第一号及び第一百七十五条第二項において同じ。）は、次の算式に基づき算出する。

$$\text{資本コスト率} \times \sum_{t \geq 0} \frac{\text{推計所要資本}(t)}{(1 + \text{割引率}(t))^t}$$

資本コスト率は、3%

推計所要資本(t)は、基準日からt年経過時点における推計所要資本の額

割引率(t)は、日本円における第十七条に規定する年限t年のリスクフリー・レートの一ールド・カーブ

(推計所要資本の額の計算)

第三十条 前条の算式における「基準日からt年経過時点における推計所要資本の額」は、基準日からt年経過時点における保有保険契約（現在推計の額及び再保険回収額の計算における前提条件に基づき当該時点まで推移した、第十一条第三項（第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく次の各号に掲げるリスクの額を基礎として、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合した額とする。ただし、次の各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額は0とする。

- 一 生命保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げるものをいう。）
- 二 損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）
- 三 巨大災害リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）
- 四 再保険に係る信用リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額のうち再保険に係るものをいう。）

五 オペレーショナル・リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるものをいう。）

2 基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づく前項各号のリスクの額は、第五章及び第六章に定める計算方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する計算方法を適用することにより算出した額とする。

3 前項に規定する方法の計算が困難な場合においては、次の各号に掲げるリスクの額の区分に応じ、当該各号に定める方法により基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づく第一項各号のリスクの額をそれぞれ算出することができる。

一 第一項第一号から第三号までに掲げるリスクの額 基準日におけるリスクの額のサブリスクの額（当該リスクの額の構成要素であるリスクの額をいう。以下この号において同じ。）に対して、当該サブリスクの額の基準日から t 年経過時点におけるランオフ・パターン（基準日時点のあるリスクの額に対する、基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づく当該リスクの額の割合を近似する適切な指標をいう。以下この項において同じ。）を乗じることにより、基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づくサブリスクの額を算出し、これにより得られたそれぞれのサブリスクの額を、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合することにより、基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

二 第一項第四号及び第五号に掲げるリスクの額 基準日におけるリスクの額に対して、当該リスクの額の基準日から t 年経過時点におけるランオフ・パターンを乗じることにより、基準日から t 年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

4 前各項の算出に当たって、基準日から t 年経過時点における外国通貨建ての額を日本円に換算する場合には、基準日における日本円と当該外国通貨の第十七条に規定するリスクフリー・レートの世界・カーブから計算される年限 t 年のフォワード為替レートを用いるものとする。

第五款 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の定義）

第三十一条 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、市場価格が観測可能な金融商品等を用いて高い信頼性をもって複製することができる（保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、いかなる場合においても市場価格が観測可能な金融商品等によるキャッシュ・フローで正確に再現できることをいう。）保険契約をいう。ただし、次の各号に掲げる場合には、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローは、高い信頼性をもって複製することができないものとする。

一 現在推計の額が、解約及び失効等の契約上のオプションに依存している場合

二 現在推計の額が、死亡率又は罹患及び障害に係る発生率に依存している場合

- 三 保険契約に関連する経費が、高い信頼性をもって複製することができない場合
- 2 前項において、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等は、深み、流動性及び透明性のある金融市場において取引されるものとする。

(資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額)

第三十二条 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額は、前条に規定する当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格とする。

第三節 再保険回収額

(再保険回収額の計算)

第三十三条 再保険回収額は、保険会社等が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均とする。

- 2 再保険回収額の算出に当たっては、出再先の債務不履行に起因する再保険金等（再保険金、再保険配当金及び出再手数料をいう。次項第一号及び第六項において読み替えて準用する第十四条第二号において同じ。）の回収の不確実性を考慮するものとする。

- 3 再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる再保険契約に係るキャッシュ・フロー（再保険貸（外国再保険貸を含む。以下同じ。）に含まれない既経過責任に係るものを含む。）をいい、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。ただし、第十一条第三項の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約に対応するものに限る。

一 再保険金等

二 再保険料

- 4 前項の再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、再保険契約に付された保険契約に係る将来キャッシュ・フローと整合的な前提条件を用いて計算するものとする。

- 5 再保険回収額の計算に当たっては、第十一条第三項の保険契約の認識に係る規定を準用する。この場合において、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、「保険責任」とあるのは「再保険契約に係る保険責任」と読み替えるものとする。

- 6 再保険回収額の計算に当たっては、第十四条の契約の境界線に係る規定を準用する。この場合において、同条中「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「保険料」とあるのは「再保険料」と、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約者」とあるのは「保険会社等」と、「当該保険料」とあるのは「当該再保険料」と、「現在推計の額」とあるのは「再保険回収額」と、同条第一号及び第二号中「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、同号中「保険金等」とあるのは「再保険金等」と読み替えるものとする。

7 再保険回収額の計算に当たっては、再保険に付された保険契約の現在推計の額に適用される割引率と整合的な割引率を用いるものとする。

第四節 税効果

(経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額)

第三十四条 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額

ロ 貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金資産の額 (単体ベースにあつては、0とする。)

二 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額

ロ 貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金負債の額 (単体ベースにあつては、0とする。)

2 前項各号の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額 次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額 + 経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額

二 前項第二号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額 次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額 + 経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額

3 単体ベースの計算に当たっては、前項の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を相殺するものとする。

(経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額)

第三十五条 前条第二項各号に規定する経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 税効果会計 (貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得

の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)に相当する会計処理を適用することにより第九条に規定する組替え及び第十条(第六号を除く。第三項において同じ。)に規定する評価替えから生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の別に分けて算出し、当該繰延税金資産の額及び経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限のうちいずれか小さい額と当該繰延税金負債の額とを相殺したものをそれぞれ経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額とする。

二 連結ベースの計算においては、前号に規定する相殺により経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額が0かつ繰延税金負債の額が0を上回る場合であって、直接相殺可能な額が0を上回るときは、前号の規定にかかわらず、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ 経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額は、次の算式により算出される額とする

。

$-\min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$

直接相殺前DTLは、前号の繰延税金負債の額(ロにおいて同じ。)

直接相殺可能な額は、第四項に定める直接相殺可能な額(ロにおいて同じ。)

ロ 経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額は、次の算式により算出される額とする

。

$\text{直接相殺前DTL} - \min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$

2 前項において、実効税率は、単体ベースの計算に当たっては、法定実効税率(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。以下この項及び第一百五十六条第一号において同じ。)とし、連結ベースの計算に当たっては、保険事業に分類される保険会社等の法定実効税率を直近三事業年度(中間期末にあつては、前事業年度末時点の直近三事業年度をいう。)の税引前純利益金額で加重平均したものとする。ただし、税引前純損失金額が計上されている年度は、当該年度の税引前純利益金額は0として計算するものとする。

3 第一項第一号の経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限は、次の算式により算出する。

$a + \max(0, b - c - d)$

aは、第一項の規定に従い算出した第九条に規定する組替え及び第十条に規定する評価替えから生じ

る繰延税金負債の額

bは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額

cは、第四十条第一号イ及びロに掲げる繰延税金負債の額（保険事業に係るものに限る。）

dは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額

- 4 第一項第二号の直接相殺可能な額は、次の算式により算出する。ただし、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額を限度とする。

$$\sum_i \min(i \text{の貸借対照表等上のDTA}, i \text{の規制上の準備金に係るDTA})$$

iは、保険事業に分類される保険会社等

iの貸借対照表等上のDTAは、iの貸借対照表における繰延税金資産の額

iの規制上の準備金に係るDTAは、規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額のうち、iに係るものの額

第四章 適格資本

第一節 総則

(適格資本の額)

第三十六条 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 Tier 1 適格資本の額

二 Tier 2 適格資本の額

第二節 Tier 1 適格資本

第一款 総則

(Tier 1 適格資本の額)

第三十七条 前条第一号に掲げるTier 1 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から、第四款に定めるTier 1 適格資本の調整の額を控除した額とする。

一 Tier 1 資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二 資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額

第二款 Tier 1 資本調達手段

(Tier 1 資本調達手段の額)

第三十八条 前条第一号に掲げるTier 1 資本調達手段の額は、保険会社等が発行した資本調達手段に係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 算入制限のないTier 1 資本調達手段の額

- 二 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額
- 2 前項第一号に掲げる算入制限のないTier 1 資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものの額の合計額とする。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
 - 二 損失が発生した際に他の資本調達手段に先立ち当該損失を吸収する発行済み資本の形態を有するものであること。
 - 三 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
 - 四 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、当該資本調達手段の保有者が保有する割合に応じて公平に割当てを受けるものであること。
 - 五 償還期限が定められていないこと。
 - 六 清算時を除き、法令の規定に基づく買戻し以外の方法で元本が返済されないものであること。
 - 七 発行者が発行時に、将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。
 - 八 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
 - 九 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること。
 - 十 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。
 - 十一 保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この条において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。
 - 十二 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下この章及び別表一において同じ。）に関し、当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下この章及び次章第六節において同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 3 第一項第二号に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、同項第一号に規定する算入制限のないTier 1 資本調達手段の額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項（資本調達手段について、償還期限（ステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乘せされる一定の金利又は配当率をいう。以下この項及び第四十二条第三項第六号において同じ。）その他の償還等

(償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下この項並びに第四十二条第三項第四号及び第六号において同じ。)を行うインセンティブを伴う償還オプションを有する場合は実質償還期限(資本調達手段について、ステップ・アップ金利等その他の償還等を行うインセンティブを伴う償還オプションが最初に発生する日又は償還期限が到来する日のうちいずれか早い日をいう。第四十二条第三項及び第四項において同じ。)を含む。)での償還を行った場合に発行者のソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率が一定の水準を下回らないこと又は当該償還を行った資本調達手段と同等以上の質の資本調達手段に置き換えられることを、当該償還の条件とする定めをいう。第三号並びに第四十二条第三項及び第四項において同じ。)を有しない場合であって、かつ、当該実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)の合計額(以下この章において「算入制限のあるTier 1 資本調達手段(上限適用前)の額」という。)又は次項に定める算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額のうちいずれか小さい額とする。

- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者、他の非劣後の債権者及び発行者の他の債務(Tier 2 資本調達手段の額に含まれる債務を含み、Tier 1 資本調達手段の額に含まれる債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 償還期限が定められていないこと。ただし、報告保険会社等が相互会社の場合であって、資本調達手段が基金であること又はロックイン条項を有していること、かつ、発行時から償還期限までの期間が十年以上のものであることを満たすときは、この限りでない。
- 四 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- 五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等の際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するものであること。
 - イ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

- (1) 発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。
- (2) 償還等の際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- (3) 発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きい

ものによる償還等であること。

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

- (1) 発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。
- (2) 償還等の際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- (3) 償還等の際し、発行者が償還等の経済合理性について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- (4) 償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられ、かつ、当該置換えが収益力に対して持続可能な条件で行われるものであること。
ただし、資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

六 買戻しの際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

七 発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八 剰余金の配当又は利息の支払の先送り又は停止について、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当又は利息の支払を回避した場合は、発行者は永久的にその支払義務から解放されること。

ハ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

九 剰余金の配当は、法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること、又は利息の支払については法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われていること。

十 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十一 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十二 保険会社等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発

行者の債務として認識されるものでないこと。

十四 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十五 特別目的会社等（専ら保険会社等の資本調達を行うことを目的として設立された連結子会社等をいう。第四十二条第三項第十一号において同じ。）が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次章に定める所要資本の額に10%を乗じた額

ロ 前項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額からイに掲げる額を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）、元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額又は次章に定める所要資本に5%を乗じて得られた額のうち最も小さい額

二 前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に30%を乗じた額

5 前項第一号ロの「元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額」は、第三項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額のうち、ソルベンシー・マージン比率が一定の水準を下回ったときにソルベンシー・マージン比率が当該水準を上回るために必要な額又は元本の全額の削減又は第二項に規定する算入制限のないTier 1 資本調達手段への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものの合計額をいう。

第三款 資本調達手段以外のTier 1 適格資本

（資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額）

第三十九条 第三十七条第二号に掲げる資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 利益剰余金の額（報告保険会社等が相互会社である場合においては、剰余金の額（連結ベースにあつては、連結剰余金の額）、基金償却積立金の額、基金償却積立金減少差益の額及び再評価積立金の額の合計額）

二 資本剰余金の額（第四十三条第一号に規定するTier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額を除く。）

三 その他の拠出金等の額として経済価値ベースのバランスシート上の次のイからホまでに掲げる額の合計額

- イ 供託金の額
- ロ 持込資本金の額
- ハ 新株予約権の額
- ニ 株式引受権の額
- ホ その他イからニまでに掲げるものに類するものの額

四 その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額（ただし、ヘッジ対象が経済価値ベースのバランスシート上で時価評価されていない場合のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する額及び自己の信用状態の変化に起因した負債の時価の変動に関する額を除く。）

五 連結ベースにあつては、次の算式により算出した上限適用後の非支配株主持分の額（次のイ及びロに定める算式を用いるものとする。）（単体ベースにあつては0とする。）

$$\sum_i \min (\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額, NCI割合}_i \times \text{グループ所要資本への貢献度}_i)$$

iは、連結子会社等

イ NCI割合_iは、連結子会社等iの非支配株主持分比率であり、次の算式により算出される値

$$\text{NCI割合}_i = \frac{\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額}}{\text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の純資産の額}}$$

ロ グループ所要資本への貢献度_iは、連結子会社等iのグループ所要資本への貢献度であり、次の算式により算出される額

$$\text{グループ所要資本への貢献度}_i = \alpha \times \text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の負債の額}$$

αは、次章に定める所要資本の額を、貸借対照表等上の負債の額で除した値

六 経済価値ベースの調整額として、第十条に規定する評価替えを行うことにより生じた経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の増減額

七 規制上の準備金

第四款 Tier 1 適格資本の調整

(Tier 1 適格資本の調整の額)

第四十条 第三十七条に掲げるTier 1 適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 経済価値ベースのバランスシート上の次のイからハマまでに掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）の合計額

(1) のれんの額

(2) 無形固定資産（のれんを除く。）の額

ロ 退職給付に係る資産の額及び前払年金費用の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）

ハ 繰延税金資産の額

二 他の金融機関等（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この章において同じ。）が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）

三 自己のTier 1 資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

四 次のイ及びロに掲げる要件のいずれかに該当する再保険契約に係る資産の額（当該額が0を下回る場合にあつては、0とする。）

イ 保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制（これに類する外国の規制を含む。）の対象ではない事業体から提供された再保険契約に係るもの

ロ 十分なリスク移転がなされていない再保険契約に係るもの

五 処分制約のある資産（規制上の要件を満たすため、又は中央清算されるデリバティブ取引、店頭デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この章及び次章において同じ。）、不動産融資、レポ形式の取引（担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。別表十五において同じ。）、証券貸借取引、信用状、保証、再保険若しくは信託等の取引に参加するために、担保として取引相手方に差し出している資産をいう。以下この号において同じ。）の合計額のうち、当該処分制約のある資産によって保全されているオン・バランス負債の合計額を超過する額から処分制約のある資産及び保全されている負債に関する所要資本として次のイからホまでに掲げる額の合計額を控除した額（当該額が0を下回る場合にあつては、0とする。）

イ 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額に、処分制約のある資産の合計額のうち処分制約のある資産によって保全されている負債の合計額を超過する額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額から前章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額を控除した額で除して得られた額

ロ 第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額に、処分制約のある資産の合計額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額で除して得られた額

ハ 第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額に、正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、正味現在推計の額で除して得られた額

ニ 第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額に、損害保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、損害保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

ホ 第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額に、生命保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、生命保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

第三節 Tier 2 適格資本

第一款 総則

(Tier 2 適格資本の額)

第四十一条 第三十六条第二号に掲げるTier 2 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から第四款に定めるTier 2 適格資本の調整の額を控除した額又は次項に規定するTier 2 適格資本の上限額のうちいずれか小さい額とする。

一 Tier 2 資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二 資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額

2 前項のTier 2 適格資本の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一 次章に定める所要資本の額に50%を乗じた額

二 前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に60%を乗じた額から、第三十八条第一項第二号に掲げる算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額を控除した額

第二款 Tier 2 資本調達手段

(Tier 2 資本調達手段の額)

第四十二条 前条第一項第一号に掲げるTier 2 資本調達手段の額は、保険会社等が発行又は組成したものに係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額

二 払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額

三 払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額

四 払込未済のTier 2 資本調達手段の額

- 2 前項第一号の算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額は、第三十八条第三項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額から、同条第四項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額を控除した額とする。ただし、0を下回る場合は0とする。
- 3 第一項第二号の払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、Tier 1 資本調達手段の額又は算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項を有しない場合であって、かつ、実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。
 - 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
 - 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者及び他の非劣後の債権者に対して劣後的内容を有するものであること。
 - 三 発行時から実質償還期限までの期間が五年以上であること。
 - 四 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - イ 発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。
 - ロ 償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
 - ハ 償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること。ただし、発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償還等の場合及び資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。
 - 五 買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
 - 六 実質償還期限の決定において考慮されているステップ・アップ金利等又はその他の償還等を行うインセンティブを除き、発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。
 - 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

- 八 清算時を除き、発行者が債務の履行を怠った場合における保有者に対する期限の利益喪失についての特約が定められていないこと。
- 九 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。
- 十 保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この号において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十一 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
- 4 第一項第三号の払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額は、保険持株会社（連結子会社等であって保険持株会社その他これに類する外国の会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した資本調達手段の発行代り金のうち、連結子会社等（保険契約を有する者に限る。）に融通しているものであって、前項第一号、第三号から第十一号まで及び次の各号に掲げる要件の全てを満たすもののうち、Tier 1 資本調達手段の額、算入制限のあるTier 1 資本の制限を超過した額又は払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額のいずれにも含まれないものの額（保険持株会社が発行した資本調達手段又は当該資本調達手段の発行代り金の全部若しくは一部の連結子会社等への融通の手段（以下この項において「ダウンストリームの手段」という。）がロックイン条項を有しない場合にあつては、保険持株会社が発行した資本調達手段がロックイン条項を有しないときの当該資本調達手段における実質償還期限又はダウンストリームの手段がロックイン条項を有しないときの当該手段における実質償還期限のうちいずれか早い期限（以下この項において「算入可能期限」という。）までの期間が五年以内になったものについて、連結子会社等へ融通した額に、基準日から当該算入可能期限までの期間の日数を当該算入可能期限までの期間が五年になった日から当該算入可能期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。
- 一 ダウンストリームの手段が第三十八条第二項各号（第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの、同条第三項各号（第十二号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの又は前項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- 二 発行者が保険契約を有しない保険持株会社であること。
- 三 保険持株会社が発行した資本調達手段の発行代り金が適切に追跡され、金融庁長官に確認されていること。

- 四 発行代り金を利用している連結子会社等が、剰余金の配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域に所在していること。
- 五 発行者が日本に所在する保険持株会社の場合にあっては、契約書若しくは発行要項又はこれらの関連書類（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書及び同法第一百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類並びに金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）の規則に基づき開示される書類その他これらに類する書類（外国の法令又は外国の金融商品取引所（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）の規則に基づき作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務は払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）として取り扱われることを適切に記載していること。
- 5 第一項第四号の払込未済のTier 2 資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものにおいて資本が提供された場合の当該資本の額の合計額（ただし、報告保険会社等が相互会社でない場合は0とする。）又は次章に定める所要資本の額に10%を乗じた額のうちいずれか小さい額とする。
- 一 第三者からの払込未済資本であって、かつ、保険会社等の求めに応じて資本を提供するコミットメントがあるもの
- 二 相互会社である保険会社等によって組成された金融商品等であって、かつ、次のイからへまでに掲げる要件の全てを満たすことが金融庁長官により確認されているもの
- イ 当該保険会社等の要請により資本が提供され、かつ、資本提供の実施又は資本提供のインセンティブを阻害するいかなる条件も適用されないこと。
- ロ 資本が提供された場合は、当該金融商品等はTier 1 適格資本の額又はTier 2 適格資本の額（払込未済のTier 2 資本調達手段の額を除く。）に算入するための要件を満たすこと。
- ハ 当該金融商品等が、関連する各法域において、法的有効性を有すること。
- ニ 当該保険会社等が資本の提供を要請した場合に、資本を提供する契約の相手方が合意された金額を支払うことができ、支払う意思もあること。
- ホ 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。
- へ 金融庁長官による当該金融商品等に関する確認に影響を与え得るあらゆる事実又は状況の変化について、当該保険会社等が金融庁長官に対して通知するものであること。

第三款 資本調達手段以外のTier 2 適格資本

（資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額）

第四十三条 第四十一条第一項第二号に掲げる資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額は、次の各号

に掲げる額の合計額とする。

- 一 Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金
- 二 第四十条第五号の額
- 三 次のイからハマまでに掲げる額の合計額（ただし、次章に定める所要資本の額に15%を乗じた額を限度とする。）
 - イ 第四十条第一号ロの額に50%を乗じた額
 - ロ 第四十条第一号ハの額
 - ハ 無形固定資産のうちソフトウェアの貸借対照表等計上額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）に10%を乗じた額

第四款 Tier 2 適格資本の調整

(Tier 2 適格資本の調整の額)

第四十四条 第四十一条第一項に掲げるTier 2 適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）
- 二 自己のTier 2 資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

第五章 所要資本

第一節 総則

(所要資本の額)

第四十五条 所要資本の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定めるものの合計額とする。

- 一 保険事業に係る所要資本の額 次のイ及びロの合計額からハの額を控除した額
 - イ 次に掲げる額を基礎として第八節に規定する統合方法により計算した額
 - (1) 生命保険リスクの額
 - (2) 損害保険リスクの額
 - (3) 巨大災害リスクの額
 - (4) 市場リスクの額
 - (5) 信用リスクの額
 - (6) オペレーショナル・リスクの額

ロ マネジメント・アクションの効果の上限超過額

ハ 所要資本の税効果の額

二 非保険事業に係る所要資本の額 第十節に規定する額（単体ベースにあつては0とする。）

2 連結ベースの計算においては、持分法が適用される子会社等のうち保険事業に分類したもの（第八条第一号後段の規定により持分法が適用される会社を含む。）の持分法による評価額は前項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算の対象とするエクスポージャーに含めるものとし、当該保険事業に分類したものに係る同号イ(1)から(3)まで、(5)及び(6)に掲げるリスクの額は0とするものとする。

（マネジメント・アクションの効果）

第四十六条 保険事業に係る所要資本の額の計算において、次条第一項各号に掲げるリスクの額（次条第一項第二号に掲げるその他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額にあつては、第九十条第三号に掲げる感染症の流行によるリスクの額に限る。）を算出するに当たり、マネジメント・アクション（第十三条第十項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）の効果を検討するものとする。

2 前項におけるマネジメント・アクションの効果は、第十三条第十項柱書に定めるところと整合的に計算するものとする。

3 前条第一項第一号ロに掲げるマネジメント・アクションの効果の上限超過額は、次の算式により得られる額とする。ただし、0を下回る場合は0とする。

保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮前}

－保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮後}

－マネジメント・アクションの効果の上限の額

保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮前}は、前条第一項第一号イの計算において、第十三条第五項に規定する将来の裁量給付に係るマネジメント・アクションの効果を検討せずに計算した各リスクの額（ただし、同号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額は0とする。）を基礎とした場合の額

保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮後}は、前条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額を0とした場合の同号イの額

マネジメント・アクションの効果の上限の額は、将来の裁量給付に係る正味現在推計の額（ストレス・アプローチによるリスクの額の計算）

第四十七条 次の各号に掲げるリスクの額の計算にあつては、ストレス・シナリオに基づき経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。次節、第四節第三款及び第五節において同じ。）の減少額を基礎としてリスクの額を計算するものとする（以下「ストレス

・アプローチ」という。)

- 一 生命保険リスクの額の基礎となる各リスクの額
 - 二 その他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額
 - 三 市場リスクの額の基礎となる各リスク（為替リスク及び資産集中リスクを除く。）の額
- 2 ストレス・アプローチにおいて、経済価値ベースのバランスシートにおける再計算の対象及びストレス・シナリオは、次項に定めるもののほか、前項各号に掲げるリスクの額ごとにそれぞれ第二節、第四節及び第五節において定めるところに従うものとする。
- 3 ストレス・アプローチによるリスクの額の計算において、経済価値ベースのバランスシート計上額のうち、次の各号に掲げる額は再計算をしないものとする。
- 一 第三章第二節第四款に規定するMOCEの額
 - 二 第三章第四節に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額
 - 三 前章第二節第四款に規定するTier 1 適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier 2 適格資本の調整の額に含まれるものの額
 - 四 保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額
 - 五 非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）
- （リスクの額の計算におけるエクスポージャー）

第四十八条 第四十五条第一項第一号イに掲げる保険事業に係る所要資本の額の基礎となるリスクの額のうち、前条第一項各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額の計算にあつては、リスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から次の各号に掲げる額を除くものとする。

- 一 前章第二節第四款に規定するTier 1 適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier 2 適格資本の調整の額に含まれるものの額
 - 二 保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額
 - 三 非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）
- （リスク削減手法）

第四十九条 第四十五条第一項第一号イ(1)から(3)までに掲げるリスクの額の計算については、次の各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法の効果を認識することができる。

- 一 関係する全ての法域において法的に有効であり、かつ、法的強制力を有していること。
- 二 契約上、リスクの移転が明確に定義されていること。
- 三 第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。
- 四 所要資本の額の計算において、当該リスク削減手法により生じるエクスポージャーが考慮されていること。
- 五 取引相手方の債務不履行、支払不能、破産その他これらに類する事由が発生した場合に、当該

取引相手方に対して直接的な請求権を有すること。

六 リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること。

2 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算については、前項各号の基準の全てを満たすリスク削減手法であって、かつ、特定のエクスポージャー又はエクスポージャープールを明示的に参照するものの効果を認識することができる。

(リスク削減手法の効果)

第五十条 前条のリスク削減手法の効果の額の計算は、次の各号に掲げる基準の全てを満たさなければならぬ。

一 リスク削減手法の程度に応じたものであること。

二 基準日時点で有効なリスク削減手法に基づいていること。

三 二重に考慮されていないこと。

四 全てのベースス・リスク（リスク削減手法の対象となるエクスポージャーが保険会社等のリスク・エクスポージャーに対応しないことによるリスクをいう。以下この章において同じ。）の影響が合理的に考慮されていること。

五 再保険によるリスク削減手法にあつては、支払った復元保険料（契約期間において、再保険金の発生により縮小又は消滅した再保険契約のてん補責任限度額を復活させるために、出再保険会社から受再保険会社に支払われる保険料をいう。）が考慮されていること。

六 リスク削減手法の残存期間又は対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間に応じて次のイ又はロに掲げる割合に比例する方法で認識されていること。

イ リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月未満の場合は、エクスポージャーの残存期間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100%を限度とする。）

ロ リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月以上の場合は、十二月間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100%を限度とする。）

2 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるリスクについては、当該各号に定める基準を満たす場合に限り、同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間において、同項第一号及び第三号から第五号までの基準に従ってリスク削減手法の更新を考慮することができる。ただし、当該リスク削減手法の更新に関連する更新費用をリスク削減手法の効果の額から控除するものとし、当該更新費用には基準日からの一年間において更新費用が上昇するリスクを考慮するものとする。

一 市場リスク 次条に規定する基準

- 二 損害保険リスクの保険料リスク 第五十二条に規定する基準
- 三 損害保険契約等に係る巨大災害リスク 第五十二条に規定する基準
(市場リスクに対するリスク削減手法の更新)

第五十一条 市場リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第二項に規定するリスク削減手法であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合（次項に規定する場合を除く。）に、その効果を考慮することができる。

- 一 更新前のリスク削減手法を満期時に同様の手法で更新することが計画され、かつ、実際にリスク削減手法を更新する蓋然性が高いこと。
 - 二 従前の事業慣行及び文書化された事業戦略と整合的であること。
 - 三 為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の場合は一月、為替リスク及び株式リスク以外に対するリスク削減手法の場合（次号に掲げる場合を除く。）は三月より高頻度で行われないこと。
 - 四 為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の更新が三月よりも高頻度で行われる場合には、次のイ及びロに掲げる基準の全てを満たすものであること。
 - イ 当該リスク削減手法に係る市場が関連する年限において十分な流動性を有すること。
 - ロ 三月より低頻度で更新されるものと比較して、著しく大きなリスクをもたらさないこと。
 - 五 異なる市場環境下での市場流動性の欠如により、リスク削減手法の更新が不可能となるリスクが重要でないこと。
 - 六 更新前のリスク削減手法と比較して、ベースス・リスク又はオペレーショナル・リスクの増加が重要でないこと。
 - 七 保険会社等によって制御することができない将来事象を条件としないこと。
 - 八 保険会社等によって制御することができる将来事象を条件とする場合には、第二号の文書化された事業戦略の中で当該条件が明確に記載されていること。
 - 九 リスク削減手法の利用可能性に照らして、当該リスク削減手法の更新が現実的であること。
 - 十 基準日から十二月以内に生じ得る全ての合理的に予測可能な状況において、深みのある流動性の高い市場を通じて、リスク削減手法の更新が可能であると判断することができること。
- 2 前項第一号から第九号までの基準の全てを満たし、かつ、同項第十号の基準を満たさない市場リスクに対するリスク削減手法の更新にあつては、前条第一項第六号において、当該更新によるリスク削減手法のエクスポージャーの限度額を更新前のリスク削減手法のエクスポージャーの80%としてリスク削減手法の効果を認識するものとする。

(損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新の基準)

第五十二条 損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第一項各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法であって、前条第一項第一号、第二号及び第九号に掲げる基準の全てを満たす場合に、その効果を考慮することができる。

(地理的区分)

第五十三条 この章において用いる地理的区分は次の各号に掲げるものとする。

- 一 欧州経済領域（EEA）等（欧州経済領域（EEA）加盟国、英国及びスイスをいう。別表六において同じ。）
 - 二 アメリカ合衆国及びカナダ
 - 三 中国（中華人民共和国及びマカオ特別行政区をいう。別表六において同じ。）
 - 四 日本
 - 五 その他先進国市場（オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、サンマリノ、大韓民国、シンガポール、台湾及び香港特別行政区をいう。）
 - 六 その他新興市場（前各号に含まれない国又は地域をいう。別表六において同じ。）
- 2 前項の地理的区分に係る分類は、保険契約に基づき判断するものとする。ただし、保険契約に基づき判断することができない場合には、当該保険契約を引き受けた保険会社等の所在地に基づき判断するものとする。

第二節 生命保険リスク

第一款 総則

(生命保険リスクの額)

第五十四条 第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額は、生命保険契約等における次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

- 一 死亡リスクの額
- 二 長寿リスクの額
- 三 罹患及び障害リスクの額
- 四 解約及び失効リスクの額
- 五 経費リスクの額

(生命保険リスクの計算単位)

第五十五条 前条各号に掲げる額の計算は、同質なりスクグループの単位で行うものとする。

- 2 前項に規定する同質なりスクグループは、必要に応じて、次の各号に掲げるものを考慮した同様のリスク特性を有する保険契約の集合とする。
- 一 保険引受方針

- 二 保険金等の支払パターン
- 三 保険契約者のリスク・プロファイル
- 四 商品特性
- 五 将来のマネジメント・アクション

第二款 死亡リスク

(死亡リスクの額)

第五十六条 第五十四条第一号に規定する死亡リスクの額は、死亡率の増加が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の死亡率の上限は100%とする。

地理的区分	割合 (%)
欧州経済領域 (EEA) 等	12.5
アメリカ合衆国及びカナダ	12.5
中国	15.0
日本	12.5
その他先進国市場	12.5
その他新興市場	12.5

第三款 長寿リスク

(長寿リスクの額)

第五十七条 第五十四条第二号に規定する長寿リスクの額は、死亡率の減少が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が、次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。

地理的区分	割合 (%)
欧州経済領域 (EEA) 等	17.5
アメリカ合衆国及びカナダ	17.5
中国	17.5
日本	20.0

その他先進国市場	17.5
その他新興市場	17.5

第四款 罹患及び障害リスク

(罹患及び障害リスクの額)

第五十八条 第五十四条第三号に規定する罹患及び障害リスクの額は、次条各号に掲げる商品区分に応じて、第六十条に規定するところにより計算したリスクの額の合計額とする。

(罹患及び障害リスクの商品区分)

第五十九条 罹患及び障害リスクの計算は、次の各号に掲げる商品区分に応じて行うものとする。ただし、複数の商品区分に該当する保障が提供される保険契約にあつては、当該保障が該当する商品区分ごとに次条に規定する額を計算するものとする。

一 医療費保障を提供する商品区分（入院状態かどうかにかかわらず、何らかの医療費保障を提供する保険契約（ただし、当該医療費保障は治療又は保険契約者若しくは被保険者が負担した費用に直接的に依存し、特定の健康状態で過ごした期間には直接依存しないものとする。）をいう。）

二 健康事象発現時の一時金を提供する商品区分（特定の健康事象発現時において一時給付を提供する保険契約をいう。）

三 短期定期的給付を提供する商品区分（一定の一時的な健康状態の継続期間に対して定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

四 長期定期的給付を提供する商品区分（健康状態が長期又は永久的に悪化した場合に定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

(各商品区分のリスクの額)

第六十条 前条に規定する商品区分に応じたリスクの額は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、当該各号の計算に当たって、保険期間が五年以下の保険契約には短期の割合を、保険期間が五年を超える保険契約には長期の割合を適用するものとする。

一 前条第一号から第三号までに掲げる商品区分 次のイ又はロに掲げる保険契約に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額の合計額

イ 地理的区分の日本に属する保険契約 現在推計の額の計算に用いる罹患及び障害に係る発生率（以下この節において「発生率」という。）が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

区分	短期の割合 (%)	長期の割合 (%)
前条第一号に掲げる商品区分	20	12
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

ロ イに掲げる保険契約以外の保険契約 現在推計の額の計算に用いる発生率が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額として保険契約の地理的区分ごとに算出した額の合計額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

区分	短期の割合 (%)	長期の割合 (%)
前条第一号に掲げる商品区分	20	8
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

二 前条第四号に掲げる商品区分 保険契約の地理的区分ごとに算出した次のイ及びロに掲げる保険契約の区分に応じた額の合計額

イ 保険期間が五年以下の保険契約 次に掲げる額のうちいずれか大きい額

(1) 現在推計の額の計算に用いる発生率が25%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

(2) 現在推計の額の計算に用いる回復率（保険契約の給付事由に該当する健康状態から回復する確率をいう。ロ(2)及び第七十七条において読み替えて準用する第七十五条第二号イにおいて同じ。）が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

ロ 保険期間が五年超の保険契約 次に掲げる額のうちいずれか大きい額

(1) 現在推計の額の計算に用いる発生率が20%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

(2) 現在推計の額の計算に用いる回復率が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した

場合における純資産の減少額

第五款 解約及び失効リスク

(解約及び失効リスクの計算)

第六十一条 第五十四条第四号に規定する解約及び失効リスクの額は、地理的区分ごとに算出した、次条に規定する解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額又は第六十三条に規定する解約・失効リスク（大量解約）の額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

(解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額)

第六十二条 解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額は、同質なリスクグループごとに算出した次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

- 一 解約率その他これに類するもの（以下この条及び第七十五条第一号イにおいて「解約率等」という。）の増加が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の解約率等の上限は100%とする。

地理的区分	割合（%）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	40
中国	40
日本	25
その他先進国市場	40
その他新興市場	40

- 二 解約率等の減少が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が前号の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

(解約・失効リスク（大量解約）の額)

第六十三条 解約・失効リスク（大量解約）の額は、次の表の左欄に掲げる保険契約の種類に応じ、同表の右欄に定める割合の保険契約が基準日において解約するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）を同質なリスクグループごと

に算出したものの合計額とする。

保険契約の種類	割合 (%)
団体年金保険契約	50
上記以外の保険契約	30

- 2 第五十五条の規定にかかわらず、前項の計算における同質なリスクグループの単位は、前項の表の左欄に掲げる保険契約の種類とする。

第六款 経費リスク

(経費リスクの額)

第六十四条 第五十四条第五号に規定する経費リスクの額は、次項に定める地理的区分ごとに計算した額の合計額とする。

- 2 前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一 直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）の変動割合

地理的区分	割合 (%)
欧州経済領域 (EEA) 等	6
アメリカ合衆国及びカナダ	6
日本	6
その他先進国市場	8
中国及びその他新興市場	8

二 インフレ率の変動水準

地理的区分	期間	水準 (%)
欧州経済領域 (EEA) 等	将来全期間	1
アメリカ合衆国及びカナダ	将来全期間	1
日本	将来全期間	1
その他先進国市場	基準日より十年間	2

	基準日より十年経過後	1
中国及びその他新興市場	基準日より十年間	3
	基準日より十年経過後から基準日より二十年の間	2
	基準日より二十年経過後	1

- 3 現在推計の額の算出に当たって第十二条第三項に規定する不確実性がない経費は、前項の計算において、現在推計の額の計算で用いたものから変わらないものとする。

第七款 会社固有のストレス係数

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認)

第六十五条 報告保険会社等は、単体ベースの計算に当たって、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、適用対象について生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法（第七十五条から第七十九条までに定めるところにより、報告保険会社等における独自のデータに基づくストレス係数（以下この款において「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」という。）を用いて生命保険リスクの額を算出する手法をいう。以下この款において同じ。）を用いることができる。

- 2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社（前項の承認を受けて生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この款において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る変更（第六十七条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象)

第六十六条 前条の生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合とする。

- 2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項に定める適用対象の全てについて、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の申請)

第六十七条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法について第六十五条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号又は名称

二 ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

- 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 次条各号に規定する生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認の基準に適合していることを示す書類
- 四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類
(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の基準)

第六十八条 金融庁長官は、第六十五条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

- 一 検証基準
- 二 統計的品質基準
- 三 較正基準

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の変更に係る届出)

第六十九条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 第六十七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合
- 二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の取消し)

第七十条 金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であつて、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いることが不相当と判断したときは、第六十五条第一項の承認を取り消すことができる。

2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項の定めるところにより承認を取り消された場合は、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いるものとする。

(検証基準)

第七十一条 第六十八条第一号に掲げる「検証基準」とは、必要な技能、知識、専門的知見及び経験を有する検証者によって、算出された生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数の適切性が検証されていることをいう。

(統計的品質基準)

第七十二条 第六十八条第二号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に定める要件をいう。

- 一 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用したデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっていること。
- 二 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用した過去のデータ（第七十五条第一号ロに規定する予測データをいう。以下この号において同じ。）が、同時点の現在推計の計算と整合的であること。ただし、当該時点と基準日時点の現在推計の額の算出に用いるモデル及び前提条件の作成方法（以下この節において「モデル等」という。）に重要な差異がある場合であって、当該差異による影響を調整することが妥当ではない又は困難となる合理的な理由がないときは、当該影響を受けるデータは基準日時点のモデル等に基づくものとする。
- 三 データを調整する場合は、その理由が合理的なものであること。
- 四 特定のリスクに関して生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした場合は、その理由が合理的なものであり、かつ、意図的に生命保険リスクの額を過小評価しようとするものでないこと。

(較正基準)

第七十三条 第六十八条第三号に掲げる「較正基準」とは、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数が、VaR99.5%に較正されていることをいう。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用)

第七十四条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定するリスクの額を計算するに当たって、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合は、次条から第七十九条までに定める方法により算出した割合を使用するものとする。ただし、第七十二条第四号に規定する場合における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした特定のリスクにおいては、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を使用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いることができる。

(死亡リスクの割合の算出)

第七十五条 地理的区分の日本の死亡リスクの割合は、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整するこ

とができる。

一 地理的区分の日本に係る直近十年以上における各事業年度の死亡リスクの割合を算出するのに適切なデータを用いるものとする。この場合において、当該適切なデータは次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ 実績データ 各事業年度において実際に観測された第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算に用いた前提条件に係る指標データ（ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータ及び第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となると考えられるデータを除くことができる。）

ロ 予測データ 各事業年度の前事業年度末において予測した指標データ

二 地理的区分の日本の死亡リスクの割合は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mu' + \sqrt{\sigma^2} \times N^{-1}(0.995)$$

μ' は、平均（この号において同じ。）

σ^2 は、分散（この号において同じ。）

$N^{-1}(\)$ は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

イ μ' は、次の算式を用いて算出した μ と 0 のうちいずれか大きい値とする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_i は、事業年度 i の前号イに掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値から 1 を減じた値（ロにおいて同じ。）

P_i は、事業年度 i の死亡リスクのエクスポージャーの額（ロにおいて同じ。）

P は、全ての事業年度 i に対する P_i の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ σ^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times P_i}{(P - \sum_i P_i^2 / P)}$$

μ は、イの算式を用いて算出したもの

（長寿リスクの割合の算出）

第七十六条 前条の規定は、長寿リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「長寿リスク」と、同条第二号イ中「 μ' は、次の算式を用いて算出した μ と 0 のうちいずれか大きい値」とあるのは「 μ' は、次の算式を用いて算出した $-\mu$ と 0 のうちい

ずれか大きい値」と読み替えるものとする。

(罹患及び障害リスクの割合の算出)

第七十七条 第七十五条の規定は、罹患及び障害リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「罹患及び障害リスク」と、同条第二号イ中「 μ' 」は、次の算式を用いて算出した μ と0のうちいずれか大きい値」とあるのは「 μ' 」は、発生率に関する場合には、次の算式を用いて算出した μ と0のうちいずれか大きい値とし、回復率に関する場合には、次の算式を用いて算出した $-\mu$ と0のうちいずれか大きい値」と読み替えるものとする。

2 前項の適用に当たっては、一つの保険契約が複数の給付を提供しており、かつ、発生率の前提条件を給付単位で設定していない場合には、主要な構成要素にまとめて割合を算出することができる。

(解約及び失効リスクの割合の算出)

第七十八条 第七十五条の規定は、解約及び失効リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「解約・失効リスク（水準及びトレンド）」と、同条第一号イ中「ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、」とあるのは「ただし、予測データにおいて前提とした経済シナリオと実際の経済環境の乖離の影響を除くための適切な調整を行うことができるものとし、」と、同条第二号イ中「 μ' 」は、次の算式を用いて算出した μ と0のうちいずれか大きい値」とあるのは「 μ' 」は、次の算式を用いて算出した μ の絶対値」と読み替えるものとする。

(係数の算出区分の細分化)

第七十九条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて第七十五条、第七十六条及び前条の規定に基づき割合を算出することができる。この場合において、第五十六条、第五十七条及び第六十二条の計算において地理的区分の日本に係る計算は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて、それぞれ対応する割合を用いて計算し、その結果を合計するものとする。

(連結ベースの計算における取扱い)

第八十条 連結ベースの計算に当たっては、保険会社等（単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条及び第八十五条において同じ。）が生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合には、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定に基づき算出したリスクの額は、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額の計算にお

いて適用した割合に基づくものとする。この場合において、保険会社等に保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）でない保険会社等が含まれるとき又は保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等の範囲に変更があったときは、その旨、及び当該保険会社等を保険リスクに係る会社固有の係数採用社としない理由が意図的に生命保険リスクの額又は損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額に第百十九条第一項第二号に掲げる不動産ローン保証保険に係るリスクの額及び第二百二十八条第三号に掲げる信用保険に係るリスクの額を加えた額をいう。第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項及び第七十二条第四号並びに第八十五条第二項において準用するこの条において同じ。）を過小評価するものではない旨を金融庁長官に届け出るものとする。

第八款 生命保険リスクの統合

(生命保険リスクの統合)

第八十一条 第五十四条に掲げる統合方法は、同条第一号から第五号までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数により統合することをいう。

	死亡リスク の額	長寿リスク の額	罹患及び障 害リスクの 額	解約及び失 効リスクの 額	経費リスク の額
死亡リスクの額	1.00	-0.25	0.25	0.00	0.25
長寿リスクの額	-0.25	1.00	0.00	0.25	0.25
罹患及び障害リ スクの額	0.25	0.00	1.00	0.00	0.50
解約及び失効リ スクの額	0.00	0.25	0.00	1.00	0.50
経費リスクの額	0.25	0.25	0.50	0.50	1.00

第三節 損害保険リスク

第一款 総則

(損害保険リスクの計算)

第八十二条 第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額は、損害保険契約等（損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいい、自動車損害賠償責任保険契約及び地震保険契約を除く。第百五十四条第二項において同じ。）における地域区分及び商品区分（別表六に掲げる

地域区分及び商品区分をいう。以下同じ。) ごとの次の各号に掲げる額を基礎として第五款に規定する統合方法により計算した額とする。

一 保険料リスクの額

二 支払備金リスクの額

第二款 保険料リスク

(保険料リスクの額)

第八十三条 地域区分及び商品区分ごとの前条第一号に掲げる保険料リスクの額は、当該地域区分及び商品区分における保険料エクスポージャーの額に、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める保険料リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

2 前項の保険料エクスポージャーの額は、基準日を含む事業年度（中間期末にあつては、当該事業年度の前事業年度とする。以下この条、第九十二条及び第九十八条第二項において同じ。）の正味既経過保険料及び当該事業年度の翌事業年度に期待される正味既経過保険料（引き受けることが期待される新規保険契約に係る正味既経過保険料を含む。）について、次の各号に掲げる実務的な利用可能性の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 双方が利用可能な場合 双方の額のうちいずれか大きい額

二 いずれか一方のみが利用不可能な場合 他方の額

三 双方が利用不可能な場合 当該地域区分及び商品区分に係る基準日を含む事業年度の正味収入保険料の額

第三款 支払備金リスク

(支払備金リスクの額)

第八十四条 地域区分及び商品区分ごとの第八十二条第二号に掲げる支払備金リスクの額は、当該地域区分及び商品区分ごとの正味現在推計の額のうち既経過責任に係るものに、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める支払備金リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

第四款 会社固有のリスク係数

(損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の承認)

第八十五条 第六十五条から第七十四条まで及び第七十九条の規定は、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法について準用する。この場合において、これらの規定中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理

的区分の日本」とあるのは「別表六における地域区分の日本」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数」と読み替えるほか、第六十五条第一項中「第七十五条から第七十九条まで」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十九条及び第八十六条から第八十八条まで」と、「ストレス係数」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、「第六十七条第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第二項」と、第六十六条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十七条第一項中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、同項第三号中「次条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する次条各号」と、第六十八条中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、第六十九条第一項第一号中「第六十七条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項」と、同項第二号中「前条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条各号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、第七十条第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条第一項第二号」と、「第六十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十一条中「第六十八条第一号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第一号」と、第七十二条中「第六十八条第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第二号」と、同条第二号中「第七十五条第一号ロに規定する予測データ」とあるのは「第八十六条第一号イ(2)及びロ並びに第八十七条第一号イ(2)及びロに規定するデータ」と、「現在推計の額」とあるのは「正味現在推計の額」と、同条第四号中「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、第七十三条中「第六十八条第三号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第三号」と、第七十四条第一項中「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定する」とあるのは「第八十三条及び第八十四条に規定する」と、「次条から第七十九条まで」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第七十二条第四号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十二条第四号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十九条中「保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約」とあるのは「国内元受保険契約（元受保険契約のうち

我が国において獲得した保険契約をいう。)、海外元受保険契約(元受保険契約のうち国内元受保険契約以外のものをいう。)及び受再保険契約」と、「第七十五条、第七十六条及び前条」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第五十六条、第五十七条及び第六十二条」とあるのは「第八十三条及び第八十四条」と、「地理的区分の日本に係る」とあるのは「地域区分の日本に係る商品区分ごとの」と読み替えるものとする。

- 2 第八十条の規定は、連結ベースの計算において、保険会社等が前項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法採用社である場合について準用する。この場合において、第八十条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社である場合」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の損害保険契約等に係る第八十三条及び第八十四条の規定」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の単体ベースの損害保険リスクの額」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「保険リスクに係る会社固有の係数採用社(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。)」とあるのは「保険リスクに係る会社固有の係数採用社」と読み替えるものとする。

(保険料リスクにおけるリスク係数の算出)

第八十六条 地理的区分の日本に対応する保険料リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

- 一 直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ 実績データ 次に掲げるもの

(1) 各事業年度の既経過保険料

(2) 各事業年度の発生事故(ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故は除くことができる。)に係る当該各事業年度末時点の最終損害率

ロ 予測データ 各事業年度の発生事故(ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。)に係る当該各事業年度の前事業年度末時点の期待最終損害率

- 二 保険料リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ

及びロに係る値を用いるものとする。

$$\text{LR} \times \left\{ \frac{\mu \times \exp \left(N^{-1}(0.995) \times \sqrt{\log \left(\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1 \right)} \right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1}} - \min(\mu, 1) \right\}$$

LRは、基準日の翌日以降十二月間の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨
大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る基準日時点の現在推計の額と整合的な期
待最終正味損害率の値

$\exp(x)$ は、自然対数の底をx乗した値（次条において同じ。）

$N^{-1}(\)$ は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数（次条において同じ。）

μ は、平均（この号及び次条において同じ。）

σ^2 は、分散（この号及び次条において同じ。）

イ μ は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_i は、事業年度iの前号イ(2)に掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した
値（ロにおいて同じ。）

P_i は、事業年度iの同号イ(1)に掲げる実績データの値（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対する P_i の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ σ^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times P_i}{(P - \sum_i P_i^2 / P)}$$

（支払備金におけるリスク係数の算出）

第八十七条 地理的区分の日本に対応する支払備金リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ご
とに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、
合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一 直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロ
に定めるものとする。

イ 実績データ 次に掲げるもの

- (1) 各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度の支払保険金の額
- (2) 各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度末時点の支払備金の額（将
来キャッシュ・フローの額の確率加重平均のうち既経過責任に係るものをいう。以下この条

において同じ。)

ロ 予測データ 各事業年度の前事業年度末時点の支払備金の額

二 支払備金リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\frac{\mu \times \exp\left(N^{-1}(0.995) \times \sqrt{\log\left(\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1\right)}\right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1}} - \min(\mu, 1)$$

イ μ は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times V_i}{V}$$

Z_i は、事業年度*i*の前号イ(1)及び(2)に掲げる実績データの合計額を同号ロに掲げる予測データの値で除した値 (ロにおいて同じ。)

V_i は、事業年度*i*の同号ロに掲げる予測データの値 (ロにおいて同じ。)

V は、全ての事業年度*i*に対する V_i の合計額

ロ σ^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\beta^2}{PCO}$$

β^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times V_i}{n - 1}$$

n は、事業年度*i*の数

PCO は、基準日時点の正味支払備金の額 (正味現在推計の額に係る支払備金の額をいう。)

(保険料リスク及び支払備金リスクの算出のためのデータに関連する事項)

第八十八条 第八十六条第一号及び前条第一号に定めるデータは、リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータとする。ただし、当該リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータを使用した場合と比べて、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数の過小評価のおそれがないことを実証できる場合は、リスク削減手法による回収額控除前のデータとすることができる。

第五款 損害保険リスクの統合

(損害保険リスクの統合)

第八十九条 第八十二条に掲げる統合方法は、次の各号に定める方法をいう。

一 地域区分及び商品区分ごとに、保険料リスクの額と支払備金リスクの額を相関係数を0.25とし

て統合する。

二 前号で地域区分及び商品区分ごとに統合した額を、別表七に掲げる商品大区分に応じ、同表に定める相関係数に基づき、地理的区分別の商品大区分（ただし、不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。以下この条において同じ。）ごとに統合する。この場合において、各地域区分及び商品区分は別表六に掲げる商品大区分に属するものとする。

三 前号で地理的区分別の商品大区分ごとに統合した額を、地理的区分別の各商品大区分間の相関係数を0.50として、地理的区分ごとに統合する。

四 前号で地理的区分ごとに統合した額を、各地理的区分間の相関係数を0.25として統合する。

第四節 巨大災害リスク

第一款 総則

（巨大災害リスクの額）

第九十条 第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第四款に規定する統合方法により計算した額とする。

- 一 巨大自然災害リスクの額
- 二 テロリズムの行為によるリスクの額
- 三 感染症の流行によるリスクの額
- 四 信用及び保証によるリスクの額

（巨大災害リスクの計算対象）

第九十一条 損害保険契約等に係る前条の巨大災害リスクの額の計算においては、基準日の翌日以降十二月間に発生する巨大災害の発生時点で有効な全ての保険契約（引き受けることが期待される新規保険契約を含む。）を考慮するものとする。

2 前条の巨大災害リスクの額の計算においては、主要なペリル（損失の原因となる事象をいう。以下この条において同じ。）、主要なペリルから生じる二次的ペリル及びこれらによる間接的な損害を考慮するものとする。

3 前条の巨大災害リスクの額の計算においては、金融市場及び経済全体に生じる影響は考慮しないものとする。

第二款 巨大自然災害

（巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十二条 第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額は、次の各号に定めるところにより計算した地理的区分ごとの巨大自然災害リスクの額を適切な方法により統合した額とする。

- 一 地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、次条に定めるところにより計算したリスクの額とする。

二 地理的区分の日本以外に係る巨大自然災害リスクの額は、損害保険契約等の基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にリスク係数（次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数をいう。）を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

地理的区分	リスク係数（％）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	50
中国、その他先進国市場及びその他新興市場	30

（地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十三条 前条第一号に規定する地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、ペリル区分（地震、風水災及び雪災をいう。以下この条において同じ。）及び商品区分ごと（ただし、ペリル区分が地震の場合にあつては、地震補償区分（地震火災費用保険金及び地震危険担保特約をいう。）及び商品区分ごととする。以下この条において同じ。）に次の各号に定める手法のいずれか（ただし、ペリル区分が地震及び風水災であつて損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体である損害保険料率算出機構が定めるモデル（次項第一号において「機構モデル」という。）のリスクカーブを利用可能な場合における火災保険にあつては第一号に定める手法、ペリル区分が雪災の場合にあつては第二号に定める手法に限る。）を用いて計算した額をペリル区分ごとに合計し、当該ペリル区分ごとの合計額を相関係数を0.00として統合した額とする。

一 リスクカーブ等を用いる手法

二 リスク係数等を用いる手法

2 前項第一号に定める手法は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した元受保険契約に係るリスクの額に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

一 火災保険 機構モデルのリスクカーブに基づく年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）として計算したリスクの額

二 火災保険以外の別表八に掲げる商品区分 前号に定めるリスクの額を、当該商品区分ごとに適切な比率で調整して計算したリスクの額

3 第一項第二号に定める手法は、別表八に掲げる商品区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法、別表九に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法及び別表十に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める相関係数に従い計算した元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの

保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

- 4 前項に規定する元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する第五十条に規定するリスク削減手法の効果の額の計算は、次の表の左欄に掲げるペリル区分に応じ、同表の中欄に掲げるイベント（当該リスク削減手法の効果の額の計算に当たって、一事故とみなす一又は二以上の自然災害をいう。以下この項において同じ。）の年間発生数及び同表の右欄に掲げる各イベントの損失額割合（当該元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する各イベントによる損失額の割合をいう。以下この項において同じ。）に基づくものとする。

ペリル区分	イベントの年間発生数	各イベントの損失額割合（%）		
		イベント1	イベント2	イベント3
地震	2	95	5	
風水災	3	75	15	10
雪災	1	100		

第三款 その他の巨大災害

第一目 テロリズムの行為

（テロリズムの行為によるリスクの額）

第九十四条 第九十条第二号に規定するテロリズムの行為によるリスクの額は、半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点に対する5トンの爆弾被害のストレス・シナリオによる損失額として、次の各号に掲げる対象に応じ、当該各号に規定するところにより計算した純資産の減少額の合計額とする。この場合において、当該地点は当該各号に掲げる対象ごとに設定するものとする。

- 一 損害保険契約 財物（建物、収容物及び自動車を含む。）について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の右欄に定める損傷率で損傷が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	損傷率（%）
当該地点の半径200メートル以内	100
当該地点の半径200メートル超400メートル以内	25
当該地点の半径400メートル超500メートル以内	10

- 二 生命保険契約等 自然人について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の中欄及び右欄に定める率で死亡及び身体障害が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び

負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	死亡率 (%)	身体障害発生率 (%)
当該地点の半径200メートル以内	15	20
当該地点の半径200メートル超500メートル以内	1.5	10

2 前項の計算において、同項に規定する半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点とは異なる地点を計算対象とすることがより蓋然性が高いシナリオと考えられる場合には、当該地点に基づく計算を行うことができる。

第二目 感染症の流行

(感染症の流行によるリスクの額)

第九十五条 第九十条第三号に規定する感染症の流行によるリスクの額は、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約している生命保険契約等に対して、死亡率が即時に1/1,000増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

第三目 信用及び保証

(信用及び保証によるリスクの額)

第九十六条 第九十条第四号に規定する信用及び保証によるリスクの額は、次の各号に掲げる対象に対して、次条から第九十九条までに定めるところにより計算したリスクの額の合計額とする。

- 一 不動産ローン保証保険
- 二 取引信用保険
- 三 保証証券及び保証保険（第一号に該当するものを除く。）

(不動産ローン保証保険のリスクの額)

第九十七条 前条第一号に規定する不動産ローン保証保険のリスクの額は、一年間継続する25%の住宅価格の下落に伴い、債務不履行（履行遅延を含む。以下この目において同じ。）の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける不動産ローン保証保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

2 前項の計算においては、リスク特性に基づきエクスポージャーを分類した上で、適切な方法により計算するものとする。

(取引信用保険のリスクの額)

第九十八条 第九十六条第二号に規定する取引信用保険のリスクの額は、商品の納品又は役務の提供の対価の支払について、債務不履行の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレ

ス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける取引信用保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

- 2 前項に規定する純資産の減少額は、被保険者の取引先の格付区分に基づく投資適格（格付区分が4又は4より上位であるものをいう。以下この項において同じ。）又は投資不適格の区分ごとに、当該区分に係る基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にストレス係数（次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定めるストレス係数をいう。）を乗じて得られる額の合計額から、再保険を除くリスク削減手法（被保険者からの返戻金や差押えを含む。）を考慮した調整額を控除した額とする。

格付区分	ストレス係数 (%)
投資適格	80
投資不適格	200

- 3 前項の計算において、格付区分が無格付の場合又は格付が利用できない場合には、次の各号に掲げる値のうちいずれか大きい方をストレス係数として用いるものとする。

一 2008年度から2010年度の間の上三事業年度の経過ベースのグロス損害率（ただし、利用可能でない場合は収入ベースのグロス損害率とする。）の最大値

二 80%

（保証証券及び保証保険のリスクの額）

第九十九条 第九十六条第三号に規定する保証証券及び保証保険のリスクの額は、保証の相手方である原債務者に対するグロス・エクスポージャー（保険金額又は保証額に、既に発生した契約上の分割償還を適用した後の額とする。）の上位10先に対して次項に規定する方法で計算した潜在的な正味損害額について、その上位2先に当該潜在的な正味損害額が発生するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

- 2 前項の潜在的な正味損害額は、原債務者が契約上の債務を履行しないことにより被保険者に支払う必要がある最大額として、次項に規定するところにより計算した95%予想最大損失率係数をグロス・エクスポージャーに乗じた額から、共同保証契約及び保険会社等が管理している又は受益者として信託されている現金担保を考慮した調整額を控除した額とする。

- 3 前項の95%予想最大損失率係数は、エクスポージャーの所在する国又は当該エクスポージャーの種類のうちいずれか粒度が細かい方のポートフォリオにおける直近十事業年度（中間期末にあつては、前事業年度末時点の直近十事業年度をいう。）ごとのグロス損失率（グロス損害額のグロス・エクスポージャーに対する割合をいう。）の最大値とする。

- 4 前項において、内部データの不足により過去十年間の事業年度ごとのグロス損失率の最大値を使

用することが困難な場合は、100%を95%予想最大損失率係数として用いるものとする。

第四款 巨大災害リスクの統合

(巨大災害リスクの統合)

第百条 第九十条における統合方法は、同条第一号から第四号までに掲げる額を相関係数を0.00として統合することをいう。

第五節 市場リスク

第一款 総則

(市場リスクの額)

第百一条 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

- 一 金利リスクの額
- 二 スプレッドリスクの額
- 三 株式リスクの額
- 四 不動産リスクの額
- 五 為替リスクの額
- 六 資産集中リスクの額

(市場リスクの計算対象)

第百二条 前条第一号から第四号までに掲げる額の計算には、市場変動による評価額への直接の影響だけでなく、市場変動の結果として生じる保険契約者行動による評価額に対する影響も含むものとする。

第二款 金利リスク

第一目 標準的手法

(金利リスクの基礎)

第百三条 第百一条第一号に規定する金利リスクの額は、次の各号に掲げるストレス・シナリオに基づき資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎とする。

- 一 平均回帰シナリオ
- 二 水準上昇シナリオ
- 三 水準下降シナリオ

2 前項の再計算は、金利の変動に対して感応的な全ての資産（未収金及び未収収益（資産運用関連））、現金、普通株式その他の金利変動に感応的でない資産を除き、劣後債及び優先株式を含む。）の額及び負債の額を再計算することをいう。この場合において、現在推計の額及び再保険回収額の再計算は、第百五条に定めるストレス・シナリオごとのイールド・カーブを用いて、これら以外の

再計算は、同条のストレス・シナリオごとのイールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて行うものとする。

(金利リスクの額)

第百四条 前条の金利リスクの額は、次の算式により得られる額（ただし、0を下回る場合は0とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\text{金利リスクの額} = \sum_i \text{MR}_i + \text{VaR}_{99.5\%} \left(\sum_i \text{LT}_i \right)$$

iは、金利リスクの対象となる全ての通貨（ただし、金額的に重要でない複数の通貨を一つの通貨として算出することができる。）

MR_iは、通貨iの前条第一項第一号に定める平均回帰シナリオに基づく純資産の減少額

VaR_{99.5%}($\sum_i \text{LT}_i$)は、統合後確率変数のVaR99.5%

LT_iは、通貨iの統合後確率変数

一 VaR_{99.5%}($\sum_i \text{LT}_i$) 第三号に基づき生成した標準正規乱数X_iから、次号のLT_iを算出し、それらのVaR99.5%とする。

二 LT_i 次の算式により算出される値の集合とする。

$$\text{LT}_i = \frac{1}{N^{-1}(0.995)} \times \{\text{LU}_i \max(X_i, 0) - \text{LD}_i \min(X_i, 0)\}$$

N⁻¹()は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

LU_iは、通貨iの前条第一項第二号に定める水準上昇シナリオに基づく純資産の減少額

LD_iは、通貨iの前条第一項第三号に定める水準下降シナリオに基づく純資産の減少額

三 標準正規乱数X_i 次を満たすものとする。

$$\text{corr}(X_i, X_j) = 0.75, \quad i \neq j$$

corr(A, B)は、確率変数AとBの相関係数

2 前項において、標準正規乱数X_iは、金利リスクの額が大きく異なることのないよう、十分な数の乱数を生成しなければならない。

(各ストレス・シナリオにおけるイールド・カーブ)

第百五条 第百三条第二項のストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、シナリオごとに第一区分の調整及び第三区分の調整を行った上で、第十六条に規定するところにより算出するものとする。

2 前項の第一区分の調整は、市場データから推定されたダイナミック・ネルソン・シーゲルモデル（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、各年限の金利を水準、傾き及び曲率を

表すパラメーター並びに当該パラメーターの動的過程に基づいて表現するモデルをいう。)のパラメーターである λ 、 ΔL 、 ΔS 及び ΔC を用いて、次の算式により算出する年限ごとの値を第十六条第一項第一号に定める第一区分の年限ごとの市場金利に加えることをいう。

$$\text{第一区分調整}(\tau) = \Delta L + \Delta S \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} \right) + \Delta C \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau) \right)$$

τ は、年限（第百十一条において同じ。）

$\exp(x)$ は、自然対数の底を x 乗した値（第百十一条において同じ。）

λ は、減衰率（第百十一条において同じ。）

ΔL は、水準に係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔS は、傾きに係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔC は、曲率に係る係数（第百十一条において同じ。）

3 第一項の第三区分の調整は、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める調整を、UFRに対して行うことをいう。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該第三区分の調整を行わないものとする。

一 水準上昇シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を加える。

二 水準下降シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を減じる。

第二目 金利リスクに係る内部割引率手法

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認）

第百六条 報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、金利リスクに係る内部割引率手法（第百十一条に定めるところにより、内部割引率（報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法に用いるイールド・カーブによる割引率をいう。以下この目において同じ。）を基礎として金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）を用いることができる。

2 内部割引率手法採用社（前項の承認を受けて金利リスクに係る内部割引率手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この目において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に係る変更（次条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の申請）

第百七条 金利リスクに係る内部割引率手法について前条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号又は名称

二 ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 次条各号に規定する金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準に適合していることを示す書類
- 四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類
(金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準)

第百八条 金融庁長官は、第百六条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

- 一 報告保険会社等が資産及び負債の総合的な管理に関する明確な方針を定め、適切な管理体制の下で、当該方針に従い資産及び負債を管理していること。
- 二 報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理が、第三章の規定にかかわらず、報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法による定量的分析に基づき行われていること。
- 三 前号の経済価値評価の手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクとソルベンシーの自己評価において、重要な役割を果たしていること。
- 四 第三章第二節第三款第一目に規定するLOT又はUFRに起因して、標準的手法（前目に定めるところにより金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）による金利リスクの額が報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理の実態を反映するものとなっていないこと。

(金利リスクに係る内部割引率手法の変更に係る届出)

第百九条 内部割引率手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 第百七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合
- 二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、内部割引率手法採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該内部割引率手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の取消し)

第百十条 金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であつて、金利リスクに係る内部割引率手法を用いることが不相当と判断したときは、第百六条第一項の承認を取り消すことができる。

2 内部割引率手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて標準的手法を用いるものとする。

(金利リスクに係る内部割引率手法の適用)

第百十一条 内部割引率手法採用社は、次の各号に定めるところにより金利リスクの額を算出するものとする。

- 一 第十六条の規定にかかわらず、日本円については第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに基づき、日本円以外の通貨については第十六条に規定するイールド・カーブに基づき、第三章第二節第一款に規定する経済価値ベースの保険負債の額及び同章第三節に規定する再保険回収額を算出し、第三章の規定により内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートを作成する。
- 二 第百三条第一項の規定にかかわらず、金利リスクの額は、同項各号に規定するストレス・シナリオに基づき、前号の内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎として、第百四条の規定により算出した額とする。この場合においては、第百三条第二項の規定を準用する。
- 三 前号において準用する第百三条第二項におけるストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、日本円については、第百三条第一項各号に規定するストレス・シナリオごとに、次のイ又はロに掲げる年限区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算出するものとする。日本円以外については、第百五条に規定するストレス・シナリオごとのイールド・カーブとする。
- イ 内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限までの年限区分 第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに対して、ストレス・シナリオごとに次の算式により算出される値を加える。

$$\Delta L + \Delta S \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} \right) + \Delta C \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau) \right)$$

- ロ 内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限を超える年限区分 第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブの補外と整合的な手法に基づき算出する。当該イールド・カーブにおいてUFRを用いる場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げるシナリオの区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める調整を、当該UFRに対して行うものとする。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該UFRに対する調整を行わないものとする。
 - 。(1) 水準上昇シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を加える。
 - 。(2) 水準下降シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を減じる。
- 2 前項の規定にかかわらず、内部割引率手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて前目に規定する標準的手法を用いることができる。

第三款 スプレッドリスク

(スプレッドリスクの額)

第一百十二条 第一百一条第二号に規定するスプレッドリスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 上昇ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）
- 二 下降ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）

(スプレッドリスクのストレス・シナリオ)

第一百十三条 前条の上昇ストレス及び下降ストレスは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 上昇ストレス（ $\text{spread}_{\text{up}}$ ）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\text{spread}_{\text{up}} = \text{spread} + \max \{0.4\%, \min(1.5\%, 75\% * |\text{spread}|)\}$$

spread は、基準日時点のスプレッドの値（次号において同じ。）

$|\text{spread}|$ は、 spread の絶対値（次号において同じ。）

- 二 下降ストレス（ $\text{spread}_{\text{down}}$ ）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\text{spread}_{\text{down}} = \text{spread} - 75\% * |\text{spread}|$$

(現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレス)

第一百十四条 現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレスは、第三章第二節第三款第二目に規定する調整後スプレッドの算出におけるリスク修正控除後スプレッドを、前条に定めるところにより変化させることをいう。

第四款 株式リスク

(株式リスクの額)

第一百十五条 第一百一条第三号に規定する株式リスクの額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した額の合計額とする。

- 一 水準ストレスに対するリスクの額 資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額（ストレス・シナリオに基づき、資産区分に含まれる資産の時価の水準に感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）をいう。第一百十八条において同じ。）を、第一百十八条の規定により統合した額
- 二 ボラティリティ・ストレスに対するリスクの額 ストレス・シナリオに基づき、次条第一項各号に含まれる資産の時価のボラティリティに感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した

場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）

- 2 前項各号のリスクの額の算出における再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての株式リスクに係るエクスポージャーを再計算するものとする。
- 3 前項の経済価値ベースのバランスシートに対して間接的な影響をもたらす株式リスクに係るエクスポージャーとは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 投資信託等（裏付けとなる資産が不動産であるものを除く。次条において同じ。）
 - 二 株価の水準又はボラティリティに感応的なデリバティブ
 - 三 株価の水準又はボラティリティに感応的な経済価値ベースの保険負債の額又は再保険回収額
 - 四 その他前三号に類するもの

（株式リスクの資産区分）

第一百六条 前条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額の計算における資産区分は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 先進国市場における上場株式
 - 二 先進国市場における資本性インフラ投資
 - 三 新興国市場における上場株式
 - 四 新興国市場における資本性インフラ投資
 - 五 ハイブリッド債及び優先株式
 - 六 その他の株式
- 2 前項第一号の先進国市場における上場株式は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）又は別表十一に掲げる国又は地域（日本を除く。）における外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第四項において同じ。）で売買されている株式をいう。ただし、次項の規定により前項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。
 - 3 別表十一に掲げる国又は地域の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。
 - 4 第一項第三号の新興国市場における上場株式は、別表十一に掲げる国又は地域以外における外国金融商品市場に上場されている株式をいう。ただし、次項の規定により第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。
 - 5 別表十一に掲げる国又は地域以外の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

6 第一項第五号のハイブリッド債及び優先株式は、次の各号に掲げるものをいう。

一 劣後債又は劣後ローン

二 優先株式

三 証券化商品（再証券化商品を除く。以下この章において同じ。）であって、その原資産の信用リスクが優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化されているもののうち、最も優先度が高い階層以外の部分

四 再証券化商品であって、その原資産の信用リスクが優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化されているもののうち、最も優先度が高い階層以外の部分

7 第一項第六号のその他の株式は、株式の時価の水準又はボラティリティの変動に感応的な全ての資産のうち、同項第一号から第五号までに掲げるもの以外のものをいう。

8 投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算が困難な場合には、第一項第六号のその他の株式に含めるものとする。

（株式リスクのストレス・シナリオ）

第百十七条 第百十五条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める下落率により、資産の時価が即時に下落することをいう。

一 ハイブリッド債及び優先株式以外 次の表の左欄に掲げる資産区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。

資産区分	下落率 (%)
先進国市場における上場株式	35
先進国市場における資本性インフラ投資	27
新興国市場における上場株式	48
新興国市場における資本性インフラ投資	37
その他の株式	49

二 ハイブリッド債及び優先株式 次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。ただし、前条第六項第三号に掲げる証券化商品及び同項第四号に掲げる再証券化商品の場合であって、同表から得られる下落率が信用リスク係数（格付区分及び実効残存期間（次節第二款第二目に規定する実効残存期間をいう。））に応じ、証券化商品の場合は別表十三第四号、再証券化商品の場合は別表十三第五号に定めるリスク係数をいう。以下この号において同じ。）を下回るときは、当該信用リスク係数を下落率とする。

格付区分	下落率 (%)
------	---------

格付区分 1 又は 2	4
格付区分 3	6
格付区分 4	11
格付区分 5	21
格付区分 6 若しくは 7、債務不履行状態又は無格付	35

- 2 第百十五条第一項第二号のボラティリティ・ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の表の左欄に掲げる残存期間の区分に応じ、同表の右欄に定める上昇率が、同条第二項の再計算の対象となる全ての資産のインプライド・ボラティリティに即時に加算されることをいう。ただし、同表に定めがない残存期間の上昇率は、同表に定めのある残存期間の上昇率から線形補間によって得られる上昇率とする。

残存期間（月数）	上昇率（%）
0-1	42
3	28
6	23
12	20
24	17
36	16
48	15
60	14
84	14
120	12
144	11
180	10
240	7
300	4
360以上	0

（水準ストレスに対するリスクの額の統合）

第百十八条 水準ストレスに対するリスクの額は、資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額に基づき、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を1.00として統合したものを先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。

- イ 先進国市場における上場株式
 - ロ 先進国市場における資本性インフラ投資
- 二 次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を0.75として統合したものを新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。
- イ 新興国市場における上場株式
 - ロ 新興国市場における資本性インフラ投資
- 三 第一号の先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、前号の新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、ハイブリッド債及び優先株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額並びにその他の株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額を次の表の株式区分に応じ、同表に定める相関係数により統合したものを水準ストレスに対するリスクの額とする。

株式区分	先進国市場における上場株式等	新興国市場における上場株式等	ハイブリッド債及び優先株式	その他の株式
先進国市場における上場株式等	1.00	0.75	1.00	0.75
新興国市場における上場株式等	0.75	1.00	0.75	0.75
ハイブリッド債及び優先株式	1.00	0.75	1.00	0.75
その他の株式	0.75	0.75	0.75	1.00

第五款 不動産リスク

(不動産リスクの額)

第一百九条 第一百条第四号に規定する不動産リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 ストレス・アプローチに基づく不動産リスクの額（不動産の時価が即時に25%下落するというストレス・シナリオに基づき、不動産価格の変動に対して感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額をいう。）
 - 二 不動産ローン保証保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が不動産ローン保証保険であるものの額の合計額をいう。）
- 2 前項第一号の再計算にあつては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての不動産リスクに係るエクスポージャー（裏付けとなる資産が不動産である投資信託等であつて、第三条に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に

基づく計算が困難なものを含む。)を再計算するものとする。ただし、不動産ローン(住宅ローンを含む。)は再計算の対象から除外するものとする。

第六款 為替リスク

(為替リスクの額)

第二百二十条 第一百条第五号に規定する為替リスクの額は、次の各号に掲げるリスクの額のうち、いずれか大きい額(当該額が0を下回る場合にあつては、0とする。)とする。

- 一 正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額
- 二 正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額
(通貨ごとの正味オープン・ポジション)

第二百二十一条 通貨ごとの正味オープン・ポジションは、通貨ごとに第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額を控除した額とする。なお、次の各号に掲げる額は、基準日における通貨ごとのスポットレートで日本円に換算するものとする。

- 一 次のイからへまでに掲げる額を合計した額
 - イ 正味スポット・ポジションの額(経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。)
 - ロ 正味フォワード・ポジションの額(先物為替取引の将来受取額から将来支払額を控除した額の現在価値(通貨スワップの元本のうち前号に含まれないものを含む。)をいう。)
 - ハ 通貨オプションのデルタ(原資産価格の変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。)相当額
 - ニ 実行を求められることが確実な保証(これと類似の取引を含む。)であつて、求償しても回収の見込みがないものの額
 - ホ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であつて、既に完全にヘッジが行われているものの額
 - ヘ その他オフ・バランスの為替損益の額
- 二 次のイ及びロの要件を満たす外国に所在する子会社等又は支店に係る正味現在推計の額と当該正味現在推計の額に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の額との相殺後の額に10%を乗じた額(ただし、当該通貨の前号に規定する額が正の値を取る場合に限るものとする。この場合において、当該前号に規定する額を限度とする。)
 - イ 報告保険会社等の経済価値ベースのバランスシートに当該正味現在推計の額に係る現在推計の額及び再保険回収額が計上されていること。
 - ロ 当該子会社等又は支店が、当該外国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制その他これに類する規制の対象となっていること。

(正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額)

第二百二十二条 第二百十条第一号に掲げる正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 前条に定める正味オープン・ポジションが正の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあつては、変動率を60%とする。
- 二 通貨ごとの前号の額を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額を算出する。

(正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額)

第二百二十三条 第二百十条第二号に掲げる正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 第二百一条に定める正味オープン・ポジションが負の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあつては、変動率を60%とする。
- 二 通貨ごとの前号の額の絶対値を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額を算出する。

第七款 資産集中リスク

(資産集中リスクの額)

第二百二十四条 第一条第六号に規定する資産集中リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額
- 二 不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

(不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額)

第二百二十五条 前条第一号に掲げる不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{\text{Non-RE}} = \sum_{E_i > T \text{ となる } i} AC_i^{\text{Non-RE}} + 0.71656 \times T \times \sum_{E_i \leq T \text{ となる } i} \frac{0.95K_i^{\text{eq}} + K_i^{\text{cr}}}{0.95K^{\text{eq}} + K^{\text{cr}}}$$

$AC^{\text{Non-RE}}$ は、不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

$AC_i^{\text{Non-RE}}$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限適用後資産集中リスクの額

E_i は、取引相手方グループ*i*に対する正味エクスポージャーの額（次項において同じ。）

Tは、報告保険会社等が任意に定める閾値（ただし、 $E_i > T$ を満たす取引相手方グループの数が10以上100以下となるように定めるものとする。）

K_i^{eq} は、取引相手方グループ*i*に対するエクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr} は、取引相手方グループ*i*に対するエクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{eq} は、株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{cr} は、信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

2 前項の AC_i^{Non-RE} は、次の算式を用いて算出する。

AC_i^{Non-RE}

$$= 0.71656 \times E_i \times \frac{0.95 \times (K_i^{eq} - K_i^{eq*}) + (K_i^{cr} - K_i^{cr*})}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$$

$$+ \min \left(0.71656 \times \frac{0.95E_iK_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \alpha_i E_i^{eq*} \right)$$

$$+ \min \left(0.71656 \times \frac{E_iK_i^{cr*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \beta_i E_i^{cr*} \right)$$

E_i^{eq*} は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象株式エクスポージャーの額

E_i^{cr*} は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象信用エクスポージャーの額

K_i^{eq*} は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象株式エクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr*} は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象信用エクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

α_i は、取引相手方グループ*i*に対する株式エクスポージャーの上限係数

β_i は、取引相手方グループ*i*に対する信用エクスポージャーの上限係数

3 取引相手方グループとは、次の各号に掲げる関係のいずれかを有する複数の取引相手方から成るグループをいう。ただし、当該関係のいずれかを有する他の取引相手方が存在しない取引相手方については、当該取引相手方を取引相手方グループとみなす。

一 支配関係（一の取引相手方が直接的又は間接的に一又は二以上の他の取引相手方に対する支配権を有している関係をいう。）

二 経済的相互依存関係（一の取引相手方が資金調達又は返済に困難が生じた場合等財務上の問題に直面した場合に、結果として一又は二以上の他の取引相手方も資金調達又は返済に困難が生じる可能性が高いと認められる関係をいう。）

4 正味エクスポージャーの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 正味エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価額に基づくオン・バランス及びオフ・バランスのポジションを含めるものとし、資産エクスポージャーを負債エクスポージャーと相殺した（相殺する権利に法的有効性がある場合に限る。）ネット・ポジションの額とする。

二 前号において、次のイからへまでに掲げるエクスポージャーの額は除外する。

イ 第三十条第二項第一号の規定に基づき、信用エクスポージャーから除外されたもの

ロ 次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第四十五条及び第五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第三十条第二項第一号に規定する信用エクスポージャーの除外対象に置き換えられたもの

ハ 次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第四十五条及び第五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第四十五条第二号又は第五十二条第一項第三号の規定によりリスク係数を0%としたもの

ニ 特別勘定等の資産又は資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産

ホ 信用保険に係るエクスポージャー

ヘ 店頭デリバティブ取引に係るもののうち、中央清算機関（金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）へのエクスポージャー

三 第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、再保険契約に係るエクスポージャーにあつては、第三十条第五項に掲げる再保険による所要資本の額の削減額は含めないものとする。

四 第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、オフ・バランスのポジションは、次節第二款に規定する店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引、同条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち同条第二十一項第五号イに掲げる取引に類似する取引をいう。以下この節及び次節において同じ。）を除く。）の信用エクスポージャーの額及び店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額に基づくものとする。

5 第一項及び第二項の K_1^{eq} 、 K^{eq} 及び K_1^{eq*} における株式リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、第十六条第一項に規定する株式リスクの資産区分に含まれるエク

スポージャーに対して、第四款の規定に基づき算出した株式リスクの額とする。ただし、第百十八条の規定にかかわらず、資産区分ごとに計算した水準ストレスに対するリスクの額及びボラティリティ・ストレスに対するリスクの額の合計額とし、第四十六条の規定にかかわらず、マネジメント・アクションの効果を考慮しないものとする。

- 6 第一項及び第二項の K_i^{cr} 、 K^{cr} 及び K_i^{cr*} における信用リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、次節第二款第一目に規定する信用エクスポージャーに含まれるエクスポージャーに対して、次節の規定に基づき算出した信用リスクの額とする。
- 7 前項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチを適用した場合には、当該信用リスク削減手法によって保護された正味エクスポージャーの額は、当該正味エクスポージャーの取引相手方が属する取引相手方グループから、信用リスク削減手法の提供者が属する取引相手方グループに置き換えるものとする。
- 8 第六項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十六条第二項に規定するヘアカット・アプローチを適用した場合には、同項に規定する調整後再保険エクスポージャー（ただし、同項第二号イに規定する担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額は0とする。）を正味エクスポージャーの額とする。
- 9 第二項の E_i^{eq*} は、単体ベースにあっては正味エクスポージャーの額のうち子会社株式の額及び関連会社株式の額、連結ベースにあっては0とする。
- 10 第二項の α_i は、10%とする。
- 11 第二項の E_i^{cr*} は、正味エクスポージャーの額のうち、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるものの額の合計額とする。
- 一 グループ内再保険エクスポージャー 第百二十九条第一項第六号に規定する再保険に分類されたエクスポージャーであって、保険会社等が取引相手方グループiに属するもの
 - 二 その他の資産 第百二十九条第一項第八号に規定するその他の資産
- 12 第二項の β_i は、次の表の左欄に掲げる取引相手方グループの格付区分に応じ、同表の右欄に定める上限係数とする。

取引相手方グループの格付区分	上限係数 (%)
1 又は 2	2
3	3
4	5
5	10

6 又は 7	20
無格付	15
債務不履行状態	20

(不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額)

第二百二十六条 第二百二十四条第二号に掲げる不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{RE} = \sum_{E_i^{RE} > 3\% \times IA \text{ となる } i} 25\% \times (E_i^{RE} - 3\% \times IA)$$

AC^{RE} は、不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

E_i^{RE} は、不動産グループ*i*に対する不動産エクスポージャーの額

IA は、保険事業に係る投資資産の額

- 2 前項の不動産グループについて、複数の不動産が互いに近接する（250メートル以内に存在する場合をいう。）場合には、同一の不動産グループに属するものとする。
- 3 第一項の不動産エクスポージャーの額は、直接的に保有する不動産及び間接的に保有する不動産（不動産ファンドを含む。）を含めるものとする。ただし、特別勘定等の資産、資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産及び信用保険に係るエクスポージャーを除外するものとする。
- 4 第一項の保険事業に係る投資資産の額は、保険事業に係る次の各号に掲げるもの（特別勘定等に属するものを除く。）の額の合計額とする。
 - 一 現金及び預貯金
 - 二 コールローン
 - 三 買現先勘定
 - 四 債券貸借取引支払保証金
 - 五 買入金銭債権
 - 六 商品有価証券
 - 七 金銭の信託
 - 八 有価証券
 - 九 貸付金
 - 十 有形固定資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの
 - 十一 貸倒引当金のうち投資その他これに類する行為に係るもの
 - 十二 投資損失引当金
 - 十三 その他の資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

第八款 市場リスクの統合

(市場リスクの統合)

第二百二十七条 第一百一条における統合方法は、同条第一号から第六号までに掲げる額を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数により統合することをいう。

- 一 第一百十二条に規定するスプレッドリスクの額において、上昇ストレスに基づき計算されたリスクの額が、下降ストレスに基づき計算されたリスクの額以上の場合 次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスク の額	スプレッド リスクの額	株式リスク の額	不動産リス クの額	為替リスク の額	資産集中リ スクの額
金利リスク の額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッド リスクの額	0.25	1.00	0.75	0.50	0.25	0.00
株式リスク の額	0.25	0.75	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リス クの額	0.25	0.50	0.50	1.00	0.25	0.00
為替リスク の額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リ スクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

- 二 前号以外の場合 次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスク の額	スプレッド リスクの額	株式リスク の額	不動産リス クの額	為替リスク の額	資産集中リ スクの額
金利リスク の額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッド リスクの額	0.25	1.00	0.00	0.00	0.25	0.00
株式リスク の額	0.25	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リス	0.25	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00

クの額						
為替リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リスクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

第六節 信用リスク

第一款 総則

(信用リスクの額)

第二百二十八条 第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額の合計額（第三百十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）
- 二 特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額（信用リスクに起因する損失が生じた場合に生じ得る特別勘定等を設けた保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額の増加額をいう。）
- 三 信用保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が信用保険であるものの額の合計額をいう。）

第二款 各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額

第一目 信用エクスポージャー

(信用エクスポージャーの区分)

第二百二十九条 信用エクスポージャーは、次の各号に掲げる区分に分類する。ただし、第三号に掲げるインフラ投資については、別表十二に定めるインフラ投資のうち負債性投資（債券又は貸付金（第四号から第八号までに掲げるものを除く。）をいう。）であるものに限り、分類することができるものとする。

- 一 公共部門（地方公共団体及び政府関係機関であつて、その債務が中央政府により発行又は保証されていない組織に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（第三号から第八号までに掲げるものを除く。））
- 二 企業（会社、組合その他これらに準ずる事業体に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。））
- 三 インフラ投資
- 四 証券化商品

五 再証券化商品

六 再保険

七 不動産ローン

八 その他の資産（保険約款貸付、規制対象銀行等の預金及びその他短期債権、代理店貸、未収保険料並びにその他の未収金及び前払費用）

- 2 前項第八号に含まれる規制対象銀行等の預金及びその他短期債権は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（外国の規制を含む。）の対象である銀行その他の金融機関への預金（保険会社等がその払戻しを任意の時期に請求することができるものに限る。）及び発行時における満期が三月未満のその他の債権をいう。

（信用リスクのエクスポージャーの額）

第三百三十条 信用エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価に基づく資産エクスポージャーの額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）及び第三百三十二条に定めるオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額を基礎として、次項から第五項までの規定を考慮したものとする。

- 2 第一項において、次の各号に定めるものは、信用エクスポージャーの額に含めないものとする。

一 中央政府等（中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の地方公共団体金融機構、国際開発金融機関（イに定めるものをいう。）、特定国際機関（ロに定めるものをいう。）及び国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。）をいう。第百四十四条、第百四十八条及び第百五十三条において同じ。）に対する信用エクスポージャー

イ 国際開発金融機関は、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行をいう。

ロ 特定国際機関は、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティをいう。

二 前節第四款に定める株式リスクの額の計算において、第百十六条に規定する資産区分に含める資産

三 特別勘定等に属する資産であって、当該資産の全ての信用リスクが保険契約者に転嫁されているもの

四 前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、政府又は保険業を営む者の共

同体との間で締結することが法令により義務づけられている再保険契約に係るもの

五 第二百二十八条第三号の信用保険に係るリスクの額に含まれるもの

- 3 第四十八条第二号の規定にかかわらず、前章第三節第二款において払込未済のTier 2 資本調達手段の額に含まれるとした金融商品等は、当該金融商品等の提供者に対する信用エクスポージャーの額に含めるものとする。
- 4 未収保険料については、当該未収保険料に係る保険契約に対して経済価値ベースの保険負債の額を計上しており、かつ、保険契約者の債務不履行に伴い当該契約が失効する場合において当該経済価値ベースの保険負債の額と当該未収保険料の額を同時に取り崩すとき、当該契約に係る未収保険料を信用エクスポージャーの額から除くことができる。
- 5 前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）とする。
- 6 前項の再保険による所要資本の額の削減額は、第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額及び同号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額において、再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額から、再保険によるリスク削減手法の効果を反映した場合のリスクの額を控除した額をいい、これらの計算に当たっては、マネジメント・アクションの効果を認識しないものとする。
- 7 第九十二条第二号及び第九十八条の規定は、当該規定を適用している場合における前項に規定する再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「正味既経過保険料」とあるのは「既経過保険料」と読み替えるものとする。

（資産留保型再保険契約における負債の取扱い）

第三百三十一条 信用エクスポージャーが次項に掲げる資産留保型再保険契約に係るものの場合には、前条第五項の規定にかかわらず、信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額とし、当該再保険契約が次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、経済価値ベースのバランスシートの負債の部における当該再保険契約に係る再保険借及びその他の負債の額と相殺することができるものとする（相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）。

- 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（再保険者が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事

由の発生を含む。)が生じた場合に、一の債権又は債務(当該再保険契約に係る保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。)とすることが書面によって契約上定められていること(以下この項において、当該契約上の定めを「ネットティング契約」という。))。

二 当該ネットティング契約について、当該ネットティング契約に係る全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三 関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該ネットティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

2 資産留保型再保険契約とは、次の各号に掲げる再保険契約であって、再保険者との決済において現金の收受を行わずに再保険貸借勘定を用いるものをいう。

一 共同保険式再保険(保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険(平成十年大蔵省告示第二百三十三号)第二条第二項に規定する共同保険式再保険をいう。

)

二 修正共同保険式再保険(保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険第二条第三項に規定する修正共同保険式再保険をいう。)

(オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額)

第百三十二条 オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額は、店頭デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ取引を除く。)にあっては次条に規定するカレント・エクスポージャー方式(再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより信用エクスポージャーの額を算出する方法をいう。次条において同じ。)により計算した信用エクスポージャーの額、その他のオフ・バランス取引にあっては第百三十五条に規定する信用エクスポージャーの額とする。

(店頭デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ取引を除く。)の信用エクスポージャーの額)

第百三十三条 店頭デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ取引を除く。)の信用エクスポージャーの額は、カレント・エクスポージャー方式に基づき、再構築コストの額及びアドオンの額の合計額とする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 グロス再構築コストの額(デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいい、0を下回る場合には、0とする。)

二 ネット再構築コストの額(法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引について、取引ごとに算出した時価評価額を相殺した後の純額をいい、0を下回る場合には、0とする。以下この節において同じ。)

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 グロスのアドオンの額（次の表の左欄に掲げる取引区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引区分の取引の想定元本額（実効想定元本額に基づくものとする。当該取引の構造により、表面上の想定元本額にレバレッジがかかっている又は増大されている場合には、実効想定元本額を用いるものとする。）に同表の右欄に定めるアドオン係数（元本を複数回交換する取引にあつては、各アドオン係数に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額をいう。）

取引区分	残存期間	アドオン係数 (%)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	1.0
	一年超五年以内	5.0
	五年超	7.5
金利関連取引	一年以内	0.0
	一年超五年以内	0.5
	五年超	1.5
株式関連取引	一年以内	6.0
	一年超五年以内	8.0
	五年超	10.0
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	7.0
	一年超五年以内	7.0
	五年超	8.0
その他のコモディティ関連取引	一年以内	10.0
	一年超五年以内	12.0
	五年超	15.0

（注1） 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が0になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とする。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン係数は0.5%を下限とする。

（注2） 取引区分の欄に掲げられた各取引に当てはまらないデリバティブは、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うものとする。

（注3） 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を店頭

デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額に加えることを要しない。

（注4） 再構築コストが正值か負値かにかかわらず、全ての店頭デリバティブ取引（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）についてグロスのアドオン額を計算するものとする。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

$0.4 \times \text{グロスのアドオンの額} + 0.6 \times \text{NGR} \times \text{グロスのアドオンの額}$

NGRは、ネット再構築コストの額をグロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいう。）で除して得られる値（当該計算は取引相手方ごとに行うことも、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となる全ての取引の合算で行うこともできる。当該合算の場合は、単一のNGRを計算し、全ての取引相手方に適用するものとする。）

（法的に有効な相対ネットティング契約）

第三十四条 前条の法的に有効な相対ネットティング契約は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該契約の対象である全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務（当該契約の対象である全ての保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によって契約上定められていること（以下この条において、当該契約上の定めを「相対ネットティング契約」という。）。
- 二 当該相対ネットティング契約について、当該相対ネットティング契約に関係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。
- 三 ある取引が所要資本の額の計算においてネットティングの対象であることを認識する前に、当該取引が法的に有効な相対ネットティング契約の対象であることを検証するプロセスが整備されていること。
- 四 関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該相対ネットティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。
- 五 当該相対ネットティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。
- 六 ウォーク・アウェイ条項（ネットティングの結果、債務不履行当事者が債権者となった場合に債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項を

いう。)が付帯されていないこと。

(その他のオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額)

第三百三十五条 店頭デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ取引を除く。)以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額は、別表十五の左欄に掲げる取引区分に応じて、同表の中欄に定める信用換算係数を当該取引の想定元本額に乗じて得られた額とする。

第二目 実効残存期間

(実効残存期間)

第三百三十六条 信用エクスポージャーの実効残存期間は、次の算式により算出される加重平均残存期間とする。

$$\frac{\sum_t t \times CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF_t は、 t 時点において契約により債務者が保険会社等へ支払うべきキャッシュ・フロー

- 2 前項の実効残存期間の計算は、格付区分ごとに信用エクスポージャーを取引相手方グループ(第二百二十五条第三項の規定に基づく取引相手方グループをいう。)で合算して行う。
- 3 次款に定める適格担保又は適格保証等による置換えアプローチを適用する場合であっても、第一項の実効残存期間は、適格担保又は適格保証等の残存期間を考慮せず、第一項の規定に基づく信用エクスポージャーの実効残存期間とする。
- 4 第一項の算式により実効残存期間を計算できない場合は、当該算式よりも保守的な手法により信用エクスポージャーの実効残存期間を計算することができる。
- 5 第二百二十九条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、再保険による所要資本の額の削減額の実効残存期間は、一年超二年以下とする。

(法的に有効な相対ネットティング契約の実効残存期間)

第三百三十七条 前条の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットティング契約下にある店頭デリバティブ取引の実効残存期間は、取引ごとの実効残存期間を当該取引の想定元本額で加重平均した期間とする。

第三目 リスク係数

(不動産ローン以外のリスク係数)

第三百三十八条 第二百二十九条第一項第一号から第六号までに掲げる信用エクスポージャーに係るリスク係数は、次の各号に掲げる信用エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる格付区分及び実効残存期間ごとのリスク係数の欄に掲げる率とする。

- 一 公共部門 別表十三第一号
- 二 企業及び再保険 別表十三第二号

三 インフラ投資 別表十三第三号

四 証券化商品 別表十三第四号

五 再証券化商品 別表十三第五号

2 前項の格付区分は、第四条に定める格付区分を用いるものとする。なお、証券金融取引についての格付区分は、取引相手方の格付又は貸し付けられた証券の格付のうち最下位の格付区分を用いるものとする。

3 保険会社等が、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの提供により信用リスクを引き受けている場合には、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの対象となる債権のリスク係数を用いるものとする。

4 第二百二十九条第一項第八号に掲げるその他の資産のリスク係数は、次の表の左欄に掲げる信用エクスポージャーの種類に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。

信用エクスポージャーの種類	リスク係数 (%)
規制対象銀行等の預金及びその他短期債権	0.4
保険約款貸付	0.0
未収保険料	8.0
代理店貸	6.3
その他の未収金及び前払費用	8.0

(不動産向け信用エクスポージャーの分類)

第三百三十九条 第二百二十九条第一項第七号に掲げる不動産ローンに係る信用エクスポージャーは、次の各号に掲げるものに分類してリスク係数を定める。

一 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもの

二 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもの

三 居住用の不動産に係るもの

(返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数)

第四百四十条 前条第一号の返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるCM区分（不動産ローンに係る区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、次項に定めるところによりCM区分を判定するに当たってLTV比率を入手することができな

い場合にあつては、リスク係数を8%とする。

CM区分	リスク係数 (%)
1	4.8
2	6.0
3	7.8
4	15.8
5	23.5
延滞債権又は差押え中の債権	35.0

2 前項のCM区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによるものとする。

一 LTV比率及びDSC比率を入手することができる場合 次の表の比率の区分に応じ、1から5までのCM区分に分類すること。

DSC比率／ LTV比率	60%未満	60%以上70% 未満	70%以上80% 未満	80%以上90% 未満	90%以上 100%未満	100%以上
60%未満	3	3	3	4	4	5
60%以上80% 未満	3	3	3	4	4	5
80%以上 100%未満	3	3	3	4	4	5
100%以上 120%未満	2	2	3	3	4	4
120%以上 140%未満	2	2	3	3	3	3
140%以上 160%未満	1	2	2	2	3	3
160%以上 180%未満	1	1	1	2	3	3
180%以上 200%未満	1	1	1	2	2	2
200%以上	1	1	1	2	2	2

二 LTV比率を入手することができるがDSC比率を入手することができない場合 次の表のLTV比率の

区分に応じ、1から4までのCM区分に分類すること。

LTV比率	CM区分
60%未満	1
60%以上80%未満	2
80%以上100%未満	3
100%以上	4

3 前二項のLTV比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう（次条及び第四百四十二条において同じ。）。

一 基準日時点のエクスポージャーの額（次款に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。）。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（自らを除く。）の担保に付された不動産により保全された基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 当該不動産に係る信用供与の実行時点における担保に付された不動産の価値。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により不動産の価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により不動産の価値が上昇する場合

4 第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

一 正味稼働利益の額（ある期間における賃料その他の収入から当該不動産に係る経費を控除した額をいう。）

二 元金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元金の返済額をいう。）

（返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第四百四十一条 第三百三十九条第二号の返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、LTV比率を入手できない場合にあっては、LTV比率>60%のLTV比率の区分に応じたリスク係数を用いるものとする。

LTV比率	リスク係数
LTV比率≤60%	取引相手方が該当する第二百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第三百三十八条に規定す

	るリスク係数又は3.6%のうちいずれか低い方
LTV比率>60%	取引相手方が該当する第二百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第三百三十八条に規定するリスク係数

(居住用の不動産に係るもののリスク係数)

第四百四十二条 第三百三十九条第三号の居住用の不動産に係るもののリスク係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に定めるリスク係数をいう。ただし、延滞債権又は差押え中の債権は、リスク係数を35%とする。

一 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している場合 次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあつては、LTV比率>80%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

LTV比率	リスク係数 (%)
LTV比率≤60%	4.2
60%<LTV比率≤80%	5.4
LTV比率>80%	7.2

二 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない場合 次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあつては、LTV比率>100%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

LTV比率	リスク係数 (%)
LTV比率≤40%	1.5
40%<LTV比率≤60%	1.8
60%<LTV比率≤80%	2.1
80%<LTV比率≤90%	2.7
90%<LTV比率≤100%	3.3
LTV比率>100%	4.5

第三款 信用リスク削減手法の適用

第一目 総則

(信用リスク削減手法の適用)

第四百四十三条 信用リスク削減手法とは、次条に規定する適格担保、第四百四十六条第一項に規定する適格担保（損害再保険契約）及び第四百四十七条に規定する適格保証等をいう。

2 次の各号に掲げる事由の全てに該当する場合は、各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額

の計算において、次目又は第三目の規定に基づき信用リスク削減手法を適用することができる。

- 一 適格格付機関が当該信用エクスポージャーに付与する格付に、信用リスク削減手法の効果が反映されていないこと。
 - 二 当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を除くこの章及び次章における各リスクの額の計算において、信用リスク削減手法の利用の効果が反映されていないこと。
 - 三 当該信用リスク削減手法に係る全ての文書が、取引に関係する全ての当事者を拘束する効力を有するとともに、当該取引に関連する全ての法域の法令に照らして有効であること。
 - 四 前号の法的有効性が継続的に検証されていること。
- 3 ある単一の信用エクスポージャーに対して、複数の信用リスク削減手法を有している場合には、当該信用エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後の信用エクスポージャーごとにそれぞれの信用リスク削減手法を適用するものとする。

第二目 担保の認識

(適格担保)

第四百四十四条 適格担保とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

- 一 担保が、次のイからへまでに掲げるもののいずれかに該当すること。
 - イ 中央政府等が発行する有価証券（投資信託等を除く。）
 - ロ 格付区分4又は4より上位の発行体が発行する有価証券（投資信託等を除く。）
 - ハ 金
 - ニ 投資信託等であつて、次に掲げる条件の全てを満たすもの
 - (1) 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。
 - (2) 当該投資信託等の投資対象が、イ、ロ及びハのみに限定されていること。
 - ホ 信用状
 - へ 現金
- 二 当該担保が供されている信用エクスポージャーに係る信用リスクと当該担保に係る信用リスクが顕著な正の相関を有しないこと。
 - 三 保険会社等が、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手方又は当該担保の管理の受託者に対して、当該担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。
 - 四 保険会社等は、当該担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。
 - 五 保険会社等が、当該担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、法令で求められる全ての手続その他の適切な内部手続を設けていること。
 - 六 当該担保の管理が第三者に委託されている場合には、保険会社等が、受託者が当該担保と受託

者自身の資産とを分別管理していることを確認していること。

七 当該担保が供されている信用エクスポージャーの残存期間が、当該担保が供される期間を超えていないこと。

(置換えアプローチによる信用リスク削減効果の認識)

第百四十五条 信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保の場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 信用エクスポージャーの額のうち、適格担保の時価（ただし、信用エクスポージャーの額を限度とする。）に対しては、当該信用エクスポージャーのリスク係数に代えて、当該担保の格付区分に基づくリスク係数を適用する。ただし、適格担保が第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に含まれる資産の場合にあつては、第百十七条第一項に規定する下落率を適用するものとする。

二 前号において、適格担保が現金の場合は、適格担保の時価に対して適用するリスク係数を0%として、前号の計算を適用する。

三 前二号において、適格担保の通貨と信用エクスポージャーの通貨が異なる場合は、適格担保の時価に80%を乗じた上で、前二号の規定を適用する。

(担保付損害再保険契約におけるヘアカット・アプローチによる信用リスク削減効果の認識)

第百四十六条 適格担保（損害再保険契約）とは、損害再保険契約（再保険契約のうち、再保険に付された保険契約が損害保険契約等であるものをいう。以下この条において同じ。）に対して、基準日以降少なくとも一年間にわたり供される第百四十四条第一号から第六号までに掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

2 前条の規定にかかわらず、第百二十九条第一項第六号に掲げる再保険に係る信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保（損害再保険契約）の場合には、次の各号に定めるヘアカット・アプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 前款第一目の規定にかかわらず、次の算式により得られる調整後再保険エクスポージャーの額を担保付損害再保険契約（適格担保（損害再保険契約）が供されている損害再保険契約をいう。以下この項において同じ。）の信用エクスポージャーの額として、当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を計算する。

担保付損害再保険契約の調整後再保険エクスポージャーの額
= 担保付損害再保険契約の再保険回収額及び再保険貸の額
+ 担保付損害再保険契約に係る所要資本の額
- 適格担保（損害再保険契約）の時価

二 前号の担保付損害再保険契約に係る所要資本の額は、次のイからハまでに掲げる額に応じ、当該イからハまでに定める額を、第百五十五条に規定する統合方法を準用して統合した額をいう。この場合において、同条中「巨大災害リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額」と、「市場リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額」と、「信用リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額」と読み替えるものとする。

イ 担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額 第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の計算において認識した当該担保付損害再保険契約による所要資本の額の削減額（第百三十条第六項及び第七項の規定に従い、当該担保付損害再保険契約に対して計算した再保険による所要資本の額の削減額をいう。）

ロ 担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額 当該適格担保（損害再保険契約）の時価に、第百二十九条に規定する当該適格担保（損害再保険契約）の分類に基づく前款第三目に規定するリスク係数を乗じた額

ハ 担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額 次の(1)から(6)までに掲げる額の区分に応じ、当該(1)から(6)までに定めるところによる額を第百二十七条に規定する統合方法を準用して統合した額

(1) 担保付損害再保険契約に係る金利リスクの額 前節第二款において、第百三条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の金利リスクの額

(2) 担保付損害再保険契約に係るスプレッドリスクの額 前節第三款において、第百十二条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合のスプレッドリスクの額

(3) 担保付損害再保険契約に係る株式リスクの額 前節第四款において、第百十五条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の株式リスクの額

(4) 担保付損害再保険契約に係る不動産リスクの額 前節第五款において、第百十九条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の不動産リスクの額

(5) 担保付損害再保険契約に係る為替リスクの額 前節第六款において、第百二十一条の正味オープン・ポジションを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合（同条第二号の規定は適用しないものとする。）の為替リスクの額（ただし、第百二十二条の正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額の計算において、基準通貨は当該担保付損害再保険契約に付された保険契約の基礎となる通貨とし、基準通貨と正味オープン・ポジションの通貨が一致する場合にあっては変動率を0%として計算するものとする。）

(6) 担保付損害再保険契約に係る資産集中リスクの額 前節第七款において、資産エクスポージャーを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の資産集中リスクの額

第三目 保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識

(適格保証等)

第四百四十七条 適格保証等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 次条及び第四百四十九条に規定する要件の全てを満たす保証
- 二 次条及び第五百十条に規定する要件の全てを満たすクレジット・デリバティブ取引
(保証及びクレジット・デリバティブ取引に共通の要件)

第四百四十八条 適格保証等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 保証人又はプロテクション提供者（クレジット・デリバティブ取引により、信用リスク削減効果を提供する者をいう。以下この目において同じ。）が保険会社等（ただし、連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。）ではなく、かつ、次のイ又はロに該当すること。
 - イ 中央政府等
 - ロ イに掲げる主体以外の主体（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）であって、適格格付機関が被保証債権又は原債権の債務者より上位の格付区分の格付を付与しているもの
- 二 保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。
- 三 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブ取引の対象となる債権の範囲が明らかであること。
- 四 保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引による信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。
- 五 保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。
- 六 被保証債権又は原債権の債務者の信用状態が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。
- 七 保証について被保証債務に支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブ取引について次のイからハマまでに掲げる事由が生じた場合には、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。
 - イ 原債権に係る支払不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）
 - ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が

極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

八 保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が、被保証債権又は原債権の残存期間を下回る場合には、次のイ又はロのいずれにも該当しないこと。

イ 当該保証又はクレジット・デリバティブ取引が法的に有効となった時点において、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が一年未満

ロ 保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が三月以下

2 前項第八号における被保証債権又は原債権の残存期間は、債務の履行がなされる期日として考え得るもののうち最も遅い期日までの期間とし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下この条及び第百五十条第二号において同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

3 第一項第八号における保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間（被保証債権又は原債権の残存期間に猶予期間が設けられている場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、当該猶予期間を考慮しない場合の信用エクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間は、当該猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次の各号に定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れた上で最短の残存期間を用いるものとする。

一 保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

二 保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保有し、保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を早期に終了させる相応の動機（保証又はクレジット・デリバティブ取引を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

（保証に関する要件）

第百四十九条 保証である適格保証等は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 保証債務を履行すべき事由が生じた場合は、保険会社等は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

- 二 保証人の義務が明示的に文書化されていること。
 - 三 被保証債権の債務者が保険会社等に支払うべき債務の全てを保証の対象としていること。
- 2 前項第三号の規定にかかわらず、被保証債務が限定されている場合には、当該被保証債務以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、信用エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができる。

(クレジット・デリバティブ取引に関する要件)

第五十条 クレジット・デリバティブ取引である適格保証等は、第四百四十八条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 第四百四十八条第一項第七号イ、ロ又はハに掲げる事由（以下この条において「信用事由」という。）の発生に基づき、支払を受けられるものであること。
- 二 不払により債務不履行が生じたとみなすために必要な、原債権の猶予期間が終了する前に終了しないこと。
- 三 プロテクション提供者が信用事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。
- 四 信用事由の発生に基づく決済のために、保険会社等がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意が理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。
- 五 保険会社等がプロテクション提供者に信用事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が明確であること（当該判断をプロテクション提供者のみが行い得るとされている場合を除く。）。
- 六 原債権が決済のための参照債務（信用事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務をいう。以下この号において同じ。）に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であって、かつ、決済のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について信用事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が付されていること。
- 七 原債権が信用事由判断のための参照債務（信用事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。以下この号において同じ。）に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照

債務と原債権の債務者が同一であって、かつ、信用事由判断のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等が付されていること。

八 当該クレジット・デリバティブ取引が、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ（クレジット・デリバティブ取引のうち、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた法人、国家その他これらに類するものに、当事者があらかじめ定めたプロテクション提供者が支払を行うべき事由が発生した場合に限り、相手方が金銭その他の財産を支払うことを約する取引をいう。）又はトータル・リターン・スワップ（クレジット・デリバティブ取引のうち、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた法人、国家その他これらに類するものが発行する資産又は当該資産を複数組み合わせたものに係る全ての損益に相当する金銭その他の財産を相手方が支払うことを約する取引をいう。以下この号において同じ。）であること。ただし、保険会社等が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

（クレジット・デリバティブ取引が条件の一部を満たさない場合）

第一百五十一条 クレジット・デリバティブ取引が、第四百四十八条第一項第七号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き第四百四十八条及び前条に掲げる要件の全てを満たす場合には、原債権のうち当該クレジット・デリバティブ取引の想定元本額の60%に相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合は、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の60%を限度とする。

（置換えアプローチによる適格保証等の信用リスク削減効果の認識）

第一百五十二条 信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格保証等である場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 信用エクスポージャーの額のうち、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額（前条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）に対しては、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づくリスク係数を適用する。

二 前号において、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分が信用エクスポージャーの額より小さい場合であって、保険会社等と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失を信用エクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する方法で負担するときは、信用エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする

- 。
- 三 第一号において、銀行その他の金融機関への預金のうち、預金保険機構により保証されていることにより預金保険機構のリスク係数を適用することとなった場合は、リスク係数を0%とする。
- 。
- 四 保険会社等が信用エクスポージャーの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転することによって提供される適格保証等の場合にあつては、保険会社等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転した階層と留保した階層の優先度が異なるときは、被保証債権又は原債権のリスク係수에代えて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるリスク係数を適用するものとする。
- イ 移転した階層 保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数
- ロ 留保した階層 分割された階層に適格格付機関による格付が付与されている場合は、当該格付による格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数とし、分割された階層に適格格付機関による格付が付与されていない場合は、別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数
- 五 第一号において、適格保証等が、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額に対しては別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数を適用するものとする。
- 六 第一号において、適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引の想定元本額に80%を乗じた額を被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額として、同号の規定を適用する。
- 2 適格保証等の残存期間が信用エクスポージャーの残存期間を下回る場合は、次の各号に掲げるところに従い算出した残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額を前項の置換えアプローチに適用する。
- 一 次の算式を用いて算出する。

$$Pa = P \times \frac{t - 0.25}{T - 0.25}$$

Paは、残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額

Pは、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額（適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、前項第六号の規定を適用後の額とする。）

tは、適格保証等の残存期間を年数で表示した値（ただし、tがT（次に掲げるものをいう。）より

も大きい場合にはTを用いる。)

Tは、信用エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値(ただし、信用エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、5とする。)

- 二 前号の信用エクスポージャーの残存期間は、第四百四十八条第二項に規定する残存期間とする。
- 三 第一号の適格保証等の残存期間は、第四百四十八条第三項に規定する残存期間とする。

(中央政府等による再保証等)

第五十三条 信用エクスポージャーに対する保証について、中央政府等が再保証を行っている場合には、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該保証を中央政府等によるものとして扱うことができる。

- 一 中央政府等による再保証が、保証の対象である債務のうち元本その他の全ての関連債務を対象としていること。
- 二 信用エクスポージャーに対する保証及び中央政府等による再保証が、それぞれ第四百四十八条及び第四百九条に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等による再保証は、第四百四十八条第一項第二号及び第三号の要件を満たすことを要しない。
- 三 中央政府等による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

第七節 オペレーショナル・リスク

(オペレーショナル・リスクの所要資本の額の算出)

第五十四条 第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

- 一 上限適用前のオペレーショナル・リスクの額
- 二 次のイ及びロに掲げる額の合計額に20%を乗じた額
 - イ 第四十五条第一項第一号イ(1)から(5)までに掲げる額を次条の表に定めるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額
 - ロ 第四十五条第一項第一号ロに掲げる額

2 前項第一号に掲げる上限適用前のオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- 一 損害保険に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに規定する額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額
 - イ 損害保険契約等の当事業年度の収入保険料(ただし、中間期末にあつては、前事業年度の収入保険料とする。)に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあつては、0とする。

- ロ 損害保険契約等の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - ハ 損害保険契約等の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額とする。）に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
- 二 生命保険（有リスク）契約（生命保険契約等であって、次号に規定する生命保険（無リスク）契約以外の保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに定める額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額
- イ 生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。）に4%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - ロ 生命保険（有リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.45%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - ハ 生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額とする。）に4%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
- 三 生命保険（無リスク）契約（生命保険契約等であって、特別勘定等を設けた保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、生命保険（無リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.40%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

第八節 保険事業に係る所要資本の統合

(保険事業に係る所要資本の統合)

第百五十五条 第四十五条第一項第一号イに掲げる統合方法は、同号イ(1)から(5)までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額に同号イ(6)に掲げる額を加えることをいう。

	生命保険リス	損害保険リス	巨大災害リス	市場リスクの	信用リスクの
--	--------	--------	--------	--------	--------

	クの額	クの額	クの額	額	額
生命保険リスクの額	1.00	0.00	0.25	0.25	0.25
損害保険リスクの額	0.00	1.00	0.25	0.25	0.25
巨大災害リスクの額	0.25	0.25	1.00	0.25	0.25
市場リスクの額	0.25	0.25	0.25	1.00	0.25
信用リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00

第九節 所要資本における税効果

(所要資本における税効果)

第百五十六条 第四十五条第一項第一号ハに掲げる所要資本の税効果の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により計算した額とする。

- 一 単体ベースの計算を行う場合 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に法定実効税率及び80%を乗じた額、又は次のイ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - イ 直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額（ただし、事業上の重要な変化が見込まれる場合は、当該重要な変化の影響を考慮した額とし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額とする。次号ロにおいて同じ。）に法定実効税率及び50%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - ロ 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額（無形固定資産、退職給付に係る資産又は前払年金費用に係る繰延税金負債を除く。以下この条において同じ。）から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。
 - ハ 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額を控除した額、又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15%を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

二 連結ベースの計算を行う場合 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び80%を乗じた額、又は次のイからハまでに掲げる額の合計額から二に掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

イ 外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額。

ロ 直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び50%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ハ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ニ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額を控除した額又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15%を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

三 前号イに規定する外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額は、外国の連結子会社等ごとに計算した次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか小さい額の合計額に85%を乗じた額とする。

イ 外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額（過去の事業年度における納税額のうち、基準日時点で課税損失が発生した場合に、外国の法令に基づき、還付を受けられる額の最大額をいう。ただし、中間期末にあっては、前事業年度における外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額とする。以下この号において同じ。）。ただし、外国の法令において、欠損金の繰戻還付が認められない場合にあっては、0とする。

ロ 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に、貸借対照表等における当該子会社等に係る保険負債の額（責任準備金、支払備金、契約者配当準備金及び外国の法令に基づくこれらに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）及び第三十五条第二項に規定する実効税率を乗じ、貸借対照表等における保険負債の額で除した額。

第十節 非保険事業

（非保険事業）

第百五十七条 第四十五条第一項第二号に掲げる非保険事業に係る所要資本の額は、次の各号に定める会社の分類ごとに規定する計算方法により、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等ごとに計算した所要資本の額の合計額とする。

一 固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等（非保険金融会社等（法第百六条第一項第三号から

第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十七号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社並びに同項第十八号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十六号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社、同項第十七号に掲げるものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社並びに同項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。以下この条において同じ。)のうち、法令に基づき経営の健全性を判断するための基準を計算しなければならない連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。)

二 固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等（非保険金融会社等のうち、前号に該当するもの以外の連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。)

三 非金融子会社等（非保険事業を営む連結子会社等及び持分法が適用される子会社等のうち、前二号に該当するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)

2 前項第一号に掲げる固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等（法第百六条第一項第三号及び第九号又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号及び第九号に掲げる会社をいう。以下この条において同じ。）の場合 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところにより計算した額

(1) 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下このイにおいて同じ。）の場合 銀行告示第三十七条に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第四十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

(2) 国内基準行以外の場合 銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第二十四条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に8%を乗じて得た額その他これに類するものの額又は銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた

めの基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下この条において「レバレッジ比率告示」という。）第六条に規定する総エクスポージャーの額に3%を乗じて得た額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額

ロ 銀行等以外の場合 金融商品取引法第四十六条の六に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額その他これに類するものの額、又は銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母におけるオペレーショナル・リスク相当額の合計額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

3 第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 レバレッジ比率告示第六条に規定する総エクスポージャーの額に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

ロ 銀行等以外の場合 直近三年間における総収入（業務粗利益その他これに類するものの額から、国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この条において同じ。）の平均値（ただし、中間期末にあつては、前事業年度末時点の直近三年間における総収入の平均値とする。）に15%を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）。

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

4 第一項第三号に掲げる非金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより得られる額の絶対値に、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第一百六条第二項本文に規定する株式に該当する場合は35%を、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第一百六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は48%を、その他の場合は49%を乗じて得た額とする。ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。

一 連結子会社等の場合 実質価額から前章第二節第四款に規定するTier 1 適格資本の調整の額及び前章第三節第四款に規定するTier 2 適格資本の調整の額のうち当該連結子会社等に係る額を控除した額

二 持分法が適用される子会社等の場合 持分法による評価額

第六章 内部モデル手法

(内部モデル手法の承認)

第一百五十八条 報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、前章（第九十一条を除く。）の規定にかかわらず、内部モデル手法（この章に定めるところにより、報告保険会社等独自のモデルを用いて所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いて適用対象に係る所要資本の額を算出することができる。

2 内部モデル手法採用社（前項の承認を受けて内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この章において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる内部モデル手法に係る変更を行うことができる。

一 第一百六十条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更

二 第一百七十条第二項第一号及び第二号に規定する内部モデル手法等（内部モデル手法及び当該内部モデル手法に関する経営管理態勢をいう。以下この項、第一百七十条及び第一百七十一条において同じ。）の重要な変更

三 第一百七十条第二項に規定する内部モデル手法等の変更方針の変更

(内部モデル手法の適用対象)

第一百五十九条 前条の内部モデル手法の適用対象は、第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額とする。ただし、子会社化直後の特例手法適用子会社及び控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）に係る額を除く。

(内部モデル手法に係る承認の申請)

第一百六十条 内部モデル手法について第一百五十八条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保

険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 内部モデル手法実施計画
- 四 第百六十二条各号に規定する内部モデル手法の承認に係る基準に適合していることを示す書類
- 五 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部モデル手法を適用する範囲及び内部モデル手法の適用を開始する日
- 二 部分内部モデル手法（前条に規定する内部モデル手法の適用対象のうち、その一部のみに適用される内部モデル手法をいう。以下この章において同じ。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 部分内部モデル手法を適用する場合 当該部分内部モデル手法を適用しない範囲及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項
 - (1) 部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がある場合 当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する日及び変更する範囲
 - (2) 部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がない場合 当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がないという旨の説明
 - ロ 部分内部モデル手法を適用しない場合 当該部分内部モデル手法を適用しないという旨の説明

（内部モデル手法の使用に係る予備計算）

第百六十一条 第百五十八条第一項の承認を受けようとする報告保険会社等は、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）の三事業年度前の事業年度以降において、承認を得ようとする内部モデル手法に基づいてソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の間接予備計算報告書（事業年度の九月三十日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）並びに適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の予備計算報告書（事業年度の末日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において

同じ。)を作成するものとする。ただし、内部モデル手法採用社が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される報告保険会社等又は当該組織再編成後に存続する報告保険会社等が内部モデル手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部モデル手法に基づくソルベンシー・マージン比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする報告保険会社等が当該組織再編成前の内部モデル手法採用社における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるソルベンシー・マージン比率の予備的な計算を行おうとする報告保険会社等は、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行うものとする。
- 3 報告保険会社等は、内部モデル手法の使用に係る承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書を、それぞれ当該報告書の対象である日の経過後三月又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前のうちいずれか遅い日までに、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに金融庁長官に提出するものとする。
- 4 内部モデル手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とする。

(内部モデル手法に係る承認の基準)

第六十二条 金融庁長官は、第五十八条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

- 一 統計的品質基準
- 二 較正基準
- 三 ユーステスト及び経営管理態勢基準
- 四 検証基準
- 五 文書化基準

(内部モデル手法の変更に係る届出)

第六十三条 内部モデル手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

- 一 第六十条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合
 - 二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第二号に規定する事由が生じた場合には、内部モデル手法採用社は、当該事由に関する改善

計画を記載した書面又は当該事由が当該内部モデル手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部モデル手法に係る承認後のモニタリング)

第百六十四条 内部モデル手法採用社は、モニタリング（金融庁長官が、内部モデル手法を使用することについて承認を与えた場合において、その後相応の頻度により又は必要に応じて運用状況を確認することをいう。次項において同じ。）に備えて、第一百七十一条第一項第五号に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書を金融庁長官の求めに応じて提出できるように準備するものとする。

- 2 金融庁長官が、前項に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書の提出に加えてモニタリングのために必要と認める場合には、内部モデル手法採用社は、金融庁長官の求めに応じて、第百六十二条に規定する承認の基準に継続的に適合していることを示す書面を提出するものとする。

(内部モデル手法に係る承認の取消し)

第百六十五条 金融庁長官は、第百六十三条第一項第二号又は前条第二項に掲げる場合であって、内部モデル手法を用いて第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全部又は一部の所要資本の額を算出することが不相当と判断したときは、第百五十八条第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 内部モデル手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、その範囲に応じて、内部モデル手法に代えて標準的手法（前章に定めるところにより、所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるものとする。

(内部モデル手法の適用)

第百六十六条 内部モデル手法採用社は、第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全てについて内部モデル手法を適用するものとする。ただし、部分内部モデル手法を適用する旨を第百六十条第二項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、内部モデル手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、内部モデル手法の全部又は一部に代えて標準的手法を用いることができる。

(統計的品質基準)

第百六十七条 第百六十二条第一号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 計算手法及び計算前提の妥当性
- 二 重要なリスクの捕捉
- 三 データ及びエキスパート・ジャッジメント（統計的、経験的その他の客観的な証拠のみでは一

意に選択又は設定することが困難なデータ、前提条件又は計算手法を、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定する判断行為をいう。以下この章において同じ。)の管理方針の整備

- 四 リスクの統合及び分散効果の適切性
 - 五 保険負債の計算手法との整合性の確保
 - 六 リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮
 - 七 内部モデル手法による予測と実績の比較
 - 八 部分内部モデル手法の妥当性(ただし、部分内部モデル手法を採用している場合に限る。)
- 2 前項第一号に掲げる「計算手法及び計算前提の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。
- 一 内部モデル手法において、基礎となる定量的な計算手法が一般に用いられる市場の慣行、頑健な保険数理及び統計理論に沿っていること。
 - 二 内部モデル手法において、選択された計算手法がリスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切であること。
 - 三 内部モデル手法において、使用される計算手法が最新、かつ、信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいていること。
 - 四 内部モデル手法において、主要な仮定が理論的かつ経験的に妥当であること。
 - 五 内部モデル手法において、前提条件の作成手法が適切な保険数理及び統計理論に沿っていること。この場合において、当該前提条件が最新かつ合理的なものであり、検証されていること。
- 3 第一項第二号に掲げる「重要なリスクの捕捉」とは、内部モデル手法を適用する範囲において、保険会社等がさらされる全ての重要で定量化可能なリスクを当該内部モデル手法の計測対象としていることをいう。
- 4 第一項第三号に掲げる「データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針の整備」とは、次の各号に定めるものをいう。
- 一 内部モデル手法の利用において、次のイ及びロに定める要件を確保するためのデータ管理方針を適切に整備していること。
 - イ 内部モデル手法において使用されるデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものであること。
 - ロ 自社固有ではないデータを内部モデル手法において使用する場合には、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、かつ、必要に応じて当該データを調整して使用していること。
 - 二 内部モデル手法の利用において、次のイからハまでに定める要件を確保するためのエキスパート・ジャッジメント管理方針を適切に整備していること。

- イ エキスパート・ジャッジメントが十分な適格性（経歴及び関連する業務に従事した年数を含む。）を有する専門家によって、その影響度も踏まえ、十分な根拠に基づき実施されていること。
- ロ 不確実性及び影響度に応じ、エキスパート・ジャッジメントに関する経営管理態勢が整備されていること。
- ハ エキスパート・ジャッジメントが、重要性に応じ、経営管理上十分に上位のレベルで承認されていること。
- 5 第一項第四号に掲げる「リスクの統合及び分散効果の適切性」とは、内部モデル手法を適用する範囲のリスクにおいて、ストレス状況下においてリスク間の従属関係が変化する可能性を考慮し、分散効果を適切に反映していることをいう。
- 6 第一項第五号に掲げる「保険負債の計算手法との整合性」とは、内部モデル手法が、第三章第二節及び第三節に規定する計算方法と整合的なものとなっていることをいう。ただし、当該計算方法と整合的でない合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 7 第一項第六号に掲げる「リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮」とは、次の各号に定めるものをいう。
- 一 第四十九条から第五十二条までの規定（第五十条第一項第六号及び第五十一条第二項を除く。）を、内部モデル手法におけるリスク削減手法について準用すること。この場合において、第四十九条第一項中「第四十五条第一項第一号イ(1)から(3)までに掲げるリスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法（市場リスクに係るものを除く。）」と、第四十九条第一項第六号中「リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること」とあるのは「リスク削減手法の提供者の信用力が考慮されていること」と、第四十九条第二項中「第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法（市場リスクに係るものに限る。）」と、第五十条第二項中「同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間」とあるのは「内部モデル手法」と読み替えるものとする。
- 二 第十三条第十項の規定を、内部モデル手法におけるマネジメント・アクションについて準用すること。
- 8 第一項第七号に掲げる「内部モデル手法による予測と実績の比較」とは、実務上可能な範囲で適切な手法に基づいた内部モデル手法による予測と実績を比較するプロセス（バック・テスト（内部モデル手法により算出した結果と実際の損益との比較により当該内部モデル手法の実効性を確認することをいう。）を含む。）を実施していることをいう。

9 第一項第八号に掲げる「部分内部モデル手法の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 部分内部モデル手法採用社（内部モデル手法採用社であつて、部分内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。次号において同じ。）が当該部分内部モデル手法を採用する理由が妥当であり、かつ、意図的に所要資本の額を過小評価しようとするものでないこと。

二 部分内部モデル手法採用社の当該部分内部モデル手法を適用する範囲内の所要資本の額の計算結果と当該範囲外の所要資本の額の計算結果との統合方法が妥当であること。

（統計的品质基準に関連する事項）

第百六十八条 内部モデル手法採用社が、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）第一条の二に規定する工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデル（工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデルに係る要件として同条に規定するものを満たすものに限る。）

を用いる場合については、前条第二項第一号に掲げる要件を満たすものとみなす。

（較正基準）

第百六十九条 第百六十二条第二号に掲げる「較正基準」とは、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されており、当該VaR99.5%から年間損失総額の期待値（ただし、経済価値ベースのバランスシートの計算方法と整合的な額に限る。以下この条において同じ。）を控除した額を所要資本の額としていることをいう。

2 前項の規定にかかわらず、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されていない場合には、第百六十二条第二号に掲げる「較正基準」を、当該VaR99.5%の近似値に基づき計算した額を所要資本の額としていることとみなすことができる。ただし、当該所要資本の額が当該VaR99.5%から年間損失総額の期待値を控除した額として算出した所要資本の額と同水準の契約者保護を提供することを実証できるときに限る。

（ユーステスト及び経営管理態勢基準）

第七十条 第百六十二条第三号に掲げる「ユーステスト及び経営管理態勢基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 内部モデル手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクとソルベンシーの自己評価において、重要な役割を果たしていること。

二 内部モデル手法の算出結果は、経営判断において重要な役割を果たす上で、十分な粒度となっていること。

三 内部モデル手法に基づく計算は、通常の報告時以外に意思決定を行う必要がある場合に、適時に実行可能であること。

四 経営陣が内部モデル手法に関する全体的な理解（主な前提、強み及び限界の理解を含む。）を

有しており、特に当該内部モデル手法の算出結果及び限界がリスク管理及び資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解していること。

五 上級管理職及び内部モデル手法担当者がその役割、責任及び権限に応じた内部モデル手法に関する十分な理解を有していること。

六 取締役会等（取締役会その他これに類する機関をいい、外国保険会社等及び免許特定法人にあつては、日本における代表者を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は取締役会等から適切に権限を委任された上級管理職は、内部モデル手法の設計と運用が継続的に適切であること及び内部モデル手法が当該内部モデル手法を適用する範囲における保険会社等のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、当該内部モデル手法に関する適切な経営管理態勢及び内部統制を構築していること。

七 内部モデル手法が、構築された経営管理態勢に基づく検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、当該内部モデル手法の開発及び変更に関して取締役会等又は上級管理職による承認が行われていること。

八 内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること。

2 前項第八号の内部モデル手法等の変更方針は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 内部モデル手法等の重要な変更の定義

二 内部モデル手法の軽微な変更の組み合わせが重要な変更とみなされる状況の定義

三 次のイ及びロに掲げる事項を含む内部モデル手法等の変更のための経営管理態勢及び意思決定プロセス

イ 内部モデル手法等の変更が必要となり得る状況

ロ 内部モデル手法等の変更の内部承認及び実施プロセス

（検証基準）

第七十一条 第六十二条第四号に掲げる「検証基準」とは、次の各号に定めるものをいう。ただし、第三者ベンダー（リスク計測モデルを提供するものであつて、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この条において同じ。）のモデルを使用する場合には、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価することができる。

一 内部モデル手法採用社が、内部モデル手法等の継続的な適切性を確保するため、次のイからホまでに掲げる項目の明確な定義を含む厳格な検証プロセスを整備していること。

イ 検証の範囲

ロ 検証の手順及び使用される手法

ハ 定期的な検証の頻度及び定期的な検証以外の検証の実施基準

ニ 検証に関与する人員及び当該人員の役割並びに検証に関する責任者及び検証結果に関する報

告系統

ホ 検証の発見事項に対する改善及び追跡管理のプロセス

二 内部モデル手法に係る検証が、少なくとも第百六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価を行うものとなっていること。

三 内部モデル手法に係る検証が、内部モデル手法採用社の社内又は社外のいずれにおいて行われているかにかかわらず、内部モデル手法の開発、変更、更新、実行及び使用から独立した者が行っていること。

四 内部モデル手法に係る検証者に、必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていること。

五 内部モデル手法採用社が、内部モデル手法に係る検証に関する報告書を一年に一回以上の頻度で作成し取締役会等に提出していること。

六 第三者ベンダーのモデルを使用し、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価する場合には、当該第三者ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っていること。

2 前項第五号の内部モデル手法に係る検証に関する報告書は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 検証プロセスの概要

二 前回までの内部モデル手法に係る検証の発見事項、当該内部モデル手法の弱み及び限界に対する追跡管理の実施状況並びに内部モデル手法等の変更予定

三 前回の検証からの内部モデル手法等の変更に関する情報

四 内部モデル手法等に対する第百六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価するための検証の内容及び結論

五 内部モデル手法を適用する範囲のリスクの概要及び当該リスク分類の一覧

六 内部モデル手法の利用において重要性が低いと評価したリスクがある場合には、当該重要性が低いと評価したリスクに係る重要性のモニタリング結果及びその結論（ただし、当該内部モデル手法について第百五十八条第一項の承認が得られている場合に限る。）

七 内部モデル手法による所要資本の額の計算結果に関する適切性の検証の内容及び結論

八 内部モデル手法を用いて計算した所要資本の額と、当該額の計算において当該内部モデル手法を適用した範囲に標準的手法を適用した場合の所要資本の額との比較

九 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明

十 検証者に必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていることについての説明（経歴や関連する業務に従事した年数を含む。）

(文書化基準)

第七十二条 第六十二条第五号に掲げる「文書化基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 内部モデル手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む当該内部モデル手法の設計及び構造を文書化していること。
- 二 内部モデル手法の利用において、エキスパート・ジャッジメントを実施している場合には、当該エキスパート・ジャッジメントに関する事項について文書化していること。
- 三 内部モデル手法に関する経営管理態勢について、文書化していること。
- 四 内部モデル手法に関する文書の構成及び内容は、第六十二条第一号から第四号までの基準の適合状況の評価について、専門的知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に適切かつ十分なものとなっていること。
- 五 その他参考となるべき事項を文書化していること。

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第一節 子会社株式の取扱い

(子会社株式の取扱い)

第七十三条 連結ベース及び単体ベースの計算をともに行う報告保険会社等が単体ベースの計算を行うに当たって、貸借対照表上の子会社株式については、次の各号に掲げる方法に基づき認識した額を基礎として第二章から前章まで及び第八十四条各号の規定を準用すること（以下この章において「子会社株式に係る特例手法」という。）ができる。ただし、子会社株式に係る特例手法を用いる場合は、当該子会社株式に係る特例手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとする。

- 一 子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を、持分比率に応じて比例連結の方法を適用することにより認識する。ただし、ソルベンシー・マージン比率に与える影響が重要でない場合に限り、子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識することができる。この場合にあつては、持分非相当額を非支配株主持分の額として純資産の部に計上する。
- 二 前号の規定に基づき子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を認識する場合は、連結財務諸表規則第六条に規定するところと整合的に当該子会社株式を発行する会社の貸借対照表の資産、負債及び純資産の金額を基礎とするものとし、当該子会社株式を発行する会社の事業年度の末日が子会社株式に係る特例手法採用社（子会社株式に係る特例手法を採用する報告保険会社等をいう。以下この節において同じ。）の事業年度の末日と異なる場合は、連結財務諸表規則第十二条に規定するところと整合的に取り扱うものとする。
- 三 子会社株式を発行する会社と子会社株式に係る特例手法採用社及び他の子会社株式を発行する

会社との間の取引は、連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去するものとする。

(子会社株式に係る特例手法の適用対象)

第七百七十四条 子会社株式に係る特例手法採用社は、連結対象会社（子会社株式に係る特例手法採用社が連結ベースの計算を行う場合に、連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれる子会社等をいう。第七百七十七条において同じ。）が発行する株式の全てについて、子会社株式に係る特例手法を用いるものとする。

(子会社株式に係る特例手法の適用)

第七百七十五条 第七百七十三条の規定に従い第二章から前章まで及び第八百八十四条各号の規定を準用する場合は、当該各章の連結ベースに係る規定を準用するものとし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

- 一 第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額 子会社株式に係る特例手法を適用しない場合における同条に規定するものの額とする。ただし、第三十九条第五号に規定する上限適用後の非支配株主持分の額は0とする。
 - 二 第四十三条に規定する資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額 同条の規定に加え、子会社マージン（子会社株式に係る特例手法を適用する場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額から子会社株式に係る特例手法を適用しない場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額を控除することにより得られた額をいう。）から第七百七十三条第一号の規定を適用することにより生じる非支配株主持分の額を控除した額を資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額に加えるものとする。
 - 三 第五十七条に規定する非保険事業に係る所要資本の額 同条の規定を準用する。この場合において、同条中「連結子会社等」とあるのは「第七百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100%である会社及び第七百七十三条第一号ただし書に基づき認識した子会社株式を発行する会社」と、「持分法が適用される子会社等」とあるのは「第七百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100%でない会社」と読み替えるものとする。
- 2 前項各号の規定を適用するにあたり、子会社株式に係る特例手法を適用しない場合におけるMOCEの額は、当該手法を適用した場合におけるMOCEの額と同額とすることができる。

(連結ベースの計算結果への準用)

第七百七十六条 子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行った会社は、当該計算結果を当該会社の連結ベースの計算結果とすることができる。

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第一款 子会社化直後の特例手法

(子会社化直後の特例)

第百七十七条 連結ベース又は前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算に当たっては、第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等（連結ベースにあつては外国の連結子会社等（控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）を除く。）をいい、前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースにあつては外国の連結対象会社をいう。以下この節において同じ。）が基準日以前二年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった場合に、当該外国の子会社等に関して第三章から第五章までの規定に基づく計算を行うことが困難であるやむを得ない理由があるとき、当該外国の子会社等に係る計算に関して子会社化直後の特例手法（次条に規定する子会社化直後に利用可能な外国の子会社等に係る簡便的な計算手法をいう。以下この節において同じ。）を適用することができる。ただし、当該外国の子会社等に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

2 中間期末にあつては、前項の規定に加え、前事業年度末における子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

(子会社化直後の特例手法)

第百七十八条 子会社化直後の特例手法とは、子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算を次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うことをいう。

一 第三章に規定する経済価値評価 第九条及び第十条において、貸借対照表等上の子会社化直後の特例手法適用子会社に係る額を、組替え（ただし、第九条第五号に規定する規制上の準備金の組替えを除く。）及び評価替え（ただし、第十条第六号に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の評価替えを除く。）の対象から除外する。

二 第五章に規定する所要資本の額 子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額を、第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額のうち第百一条第三号に掲げる株式リスクの額の計算におけるエクスポージャーに含めるものとし、株式リスクの額以外の子会社化直後の特例手法適用子会社に係るリスクの額は0とする。この場合において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社が発行する株式に応じて、第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に分類するものとする。

2 前項第二号において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する持分比率が100%未満の場合

合であって、次の各号に掲げるときは、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額は、当該出資金の額を当該持分比率で除した額とみなす。

- 一 連結ベースの計算のとき
- 二 前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算であって、かつ、第七十三条第一号において当該子会社化直後の特例手法適用子会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識しているとき

第二款 控除合算手法

(控除合算手法)

第七十九条 連結ベースの計算に当たっては、次条に定める子会社について、当該子会社が所在する法域の規制における法第三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に基づき適格資本の額を、法第三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額に基づき所要資本の額をそれぞれ算出する方法（以下この款において「控除合算手法」という。）を用いることができる。ただし、控除合算手法を用いる場合は、当該控除合算手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとし、当該控除合算手法を適用する子会社の範囲の変更が生じたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

2 控除合算手法適用子会社を有する保険会社等の適格資本の額及び所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 適格資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用会社（控除合算手法適用子会社以外の保険会社等をいう。以下この款において同じ。）の適格資本の額

ロ 控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する次に掲げる資産の額を除いた額に当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

(1) 他の控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

(2) 原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

二 所要資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用会社の所要資本の額

ロ 控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第三百十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額（ただし、前号ロにおける控除合算手法適用子会社が保有する同号ロ(1)及び(2)に掲げる資産の額の控除を反映した額に適切に調整することができる。）に控除合算手法に係る調整係数及び当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

(控除合算手法の適用対象)

第八十条 控除合算手法の適用対象とすることができる子会社は、連結子会社等であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たす子会社とする。

一 第七条第二項に規定する保険事業に分類されるものであること。

二 アメリカ合衆国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制の適用を受け、当該規制における法第三百十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額及び法第三百十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を算出していること。

三 前条第一項の届出を行う前の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、原則手法適用会社（ただし、直近の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算における子会社化直後の特例手法適用子会社を除く。）でないこと。

(原則手法適用会社の適格資本の額及び所要資本の額)

第八十一条 第七十九条第二項第一号イに掲げる原則手法適用会社の適格資本の額及び同項第二号イに掲げる原則手法適用会社の所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

一 連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を基礎として、連結の範囲から控除合算手法適用子会社を除外することにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成する。

二 前号に定める控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）に基づき、第三章の規定を準用して原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成する。

三 前号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第四章の規定を準用して原則手法適用会社の適格資本の額を算出する。ただし、原則手法適用会社が保有する控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、当該控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第三百十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される

額を限度とする。)を第四十条第三号に掲げる額に含めるものとする。

四 第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第五章及び前章の規定を準用して、原則手法適用会社の所要資本の額を算出する。ただし、第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートについて、控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去されるべき項目のうち当該控除合算手法適用子会社と原則手法適用会社との取引に係る項目の額は、第四十七条第三項各号に掲げるストレス・アプローチによるリスクの額の計算において再計算をしないもの及び第四十八条各号に掲げるリスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から除くものに含めることができる。

五 前号ただし書の規定を適用する場合には、第一百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を、当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整するものとする。

2 前項第二号から第四号までの規定に従い第三章から前章までの規定を準用する場合には、当該各章の連結ベースの規定を準用するものとする。

(控除合算手法に係る調整係数)

第八十二条 第一百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法に係る調整係数は、1.5以上であり、かつ、次の算式を満たす最小のものとする。ただし、中間期末にあつては、前事業年度末に適用した調整係数とする。

控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率

≤ 控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率 + 15%

第八章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例

(特例企業会計基準等に基づく計算)

第八十三条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあつては、次条に規定するところにより、財政状態計算書(連結の範囲等調整後)を用いるものとする。

2 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあつては、第二章及び前章第二節の規定を準用する。

(特例企業会計基準等適用法人等における経済価値ベースのバランスシート)

第八十四条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、財政状態計算書(連結の範囲等調整後)を基礎として、次の各号に掲げる方法によるほか、第三章の規定を準用することにより経済価値ベースのバランスシートを作成するものとする。

一 次のイ及びロに定める額の合計額を、第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額

に評価替えする。

イ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る負債の額（保険契約に係る資産の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

(1) その採用する企業会計の基準における保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が保険契約に係るサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益の額をいう。以下この章において同じ。）

(2) 連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下この章において「日本基準」という。）において保険約款貸付に相当するものに係る額

(3) 日本基準において代理店貸及び代理店借に相当するものに係る額

(4) その他保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準において金融商品等に相当するものとして評価している額であって、生命保険契約等又は損害保険契約等に係るものの額

二 次のイ及びロに定めるものの合計額を、第三章第三節に規定する再保険回収額に評価替えする。

イ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額（再保険契約に係る負債の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

(1) その採用する企業会計の基準における再保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が付した再保険契約に係るサービスを受領するにつれて認識する再保険契約の保有に係る正味の費用又は利得の額をいう。以下この章において同じ。）

(2) 日本基準において再保険貸及び再保険借に相当するものに係る額

(3) その他再保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準における金融商品等に相当するものとして評価している額であって、再保険契約（特例企業会計基準等適用法人等が引き受ける保険契約を、再保険に付したものに限る。）に係るものの額

三 前二号において、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額の評価替えの対象から除外した額にあつては、次のイ及びロに掲げるところにより組み替える。

イ 保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、純資産の部に組み替える。

ロ イに掲げるもの以外は、特例企業会計基準等適用法人等の債権は資産の部に、特例企業会計基準等適用法人等の債務は負債の部に組み替える。

四 第三章第四節の準用に当たっては、第三十五条第四項に規定する規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額は0とする。

(特例企業会計基準等適用法人等における適格資本及び所要資本)

第百八十五条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、第四章の規定を準用して適格資本の額を、第五章及び第六章の規定を準用して所要資本の額を計算するものとする。この場合において、前条第三号イの規定により、純資産の部に組み替えた保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額に含めるものとする。

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等の廃止)

第二条 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

一 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

二 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

三 保険業法施行規則第八十五条第一項第二十三号等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十六号）

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用日前の承認)

第三条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第六十七条の規定により、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第六十八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日

以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(連結ベースの計算における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数適用に係る適用日前の届出)

第四条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、連結ベースの計算に当たって、保険会社等（ただし、単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条において同じ。）に保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等が含まれる場合には、第八十条の規定により、当該保険会社等に生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しない理由が意図的に生命保険リスクの額を過小評価するものではない旨の届出をすることができる。

(損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用日前の承認)

第五条 附則第三条の規定は、第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項の規定による損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法に関する承認について準用する。この場合において、附則第三条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、同条第一項中「第六十七条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、同条第二項中「第六十八条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条」と読み替えるものとする。

(連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に係る適用日前の届出)

第六条 附則第四条の規定は、第八十五条第二項において準用する第八十条の規定による連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に関する届出について準用する。この場合において、附則第四条中「第八十条」とあるのは「第八十五条第二項において準用する第八十条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と読み替えるものとする。

(金利リスクに係る内部割引率手法の適用日前の承認)

第七条 内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第七百七条の規定により、金利リスクに係る内部割引率手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第七百八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(内部モデル手法の適用日前の予備計算及び承認)

第八条 内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百六十一条の規定により、ソルベンシー・マージン比率の予備的な計算の届出をし、ソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行い、第百六十条の規定により内部モデル手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百六十二条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

3 令和十一年三月三十一日前に内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等に対する第一項の規定に基づく第百六十一条の規定の適用については、同条第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の間中予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度又は前事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の間中予備計算報告書」と、同条第三項中「又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前」とあるのは「、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日」と、「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに」とあるのは「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日のうちいずれか遅い日までに」と、同条第四項中「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の間中予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の二事業年度前の事業年度若しくは前事業年度又は適用事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の間中予備計算報告書」とする。

(子会社株式に係る特例手法に係る適用日前の届出)

第九条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十三条の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。

(子会社化直後の特例手法延長の適用日前の承認)

第十条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十七条の規定により、基準日以前三年内に連結貸借対照表(連結の範囲等調整後)において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百七十七条の規定により承認を行うことができる。この場合に

において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(控除合算手法に係る適用日前の届出)

第十一条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第七十九条第一項の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

(控除合算手法に係る経過措置)

第十二条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

第十三条 附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第八十三条第二項において準用する第七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

- 2 附則第十一条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第八十三条第二項において準用する第七十九条第一項の規定による控除合算手法に係る届出について準用する。
- 3 特例企業会計基準等適用法人等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第八十三条第二項において準用する第八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

別表

別表一（第六条第三項関係（連結の範囲から除くことができる証券化商品））

第六条第三項の規定における連結の範囲から除くことができる証券化商品は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 保険会社等が組成した資産の証券化商品であって、次のイからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの。
 - イ 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
 - ロ オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有しておらず、倒産手続においてもオリジネーター又はその債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的にオリジネーターから隔離されており、かつ、当該状態について真正売買と認める弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。）による意見書を具備していること。なお、次の(1)又は(2)に掲げる条件のいずれかを満たす場合は、有効な支配権を有しているものとする。
 - (1) オリジネーターが自らの利益を得るために譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。
 - (2) オリジネーターが当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、オリジネーターが当該原資産に係る債権回収の権利を有することは、必ずしも当該原資産に対する有効な支配権を保持していることにはならない。
 - ハ 当該証券化商品における原資産に係る投資家の権利は、オリジネーターに対する請求権を含むものでないこと。
- ニ 原資産の譲受者が特別目的会社であって、かつ、当該特別目的会社の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定又は譲渡する権利を有すること。
- ホ 当該証券化商品に未償還残高総額の減少により繰上償還できる権利（以下「クリーンアップ・コール」という。）が含まれる場合は、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - (1) クリーンアップ・コールの行使は、形式的にも実質的にも強制的でなく、オリジネーターの裁量にのみ基づくこと。
 - (2) クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家が保有するポジションに対して信用補完を提供する目的で組成されたものではないこと。
 - (3) クリーンアップ・コールの行使は、原資産又は発行された証券の残高が当初の残高の10%以下となった場合に限られること。また、合成型の証券化商品の場合は、参照される原資産

の残高が当初の残高の10%以下となった場合に限られること。

へ 原資産の譲渡契約に次の(1)から(3)までに掲げる条項のいずれも含まれないこと。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

(1) 原資産の信用力の向上を目的として、オリジネーターが証券化の裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

(2) 譲渡日以降にオリジネーターによる最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

(3) 原資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他のオリジネーター以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

ト 当該証券化商品に係る契約において、ホに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化商品を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

二 保険会社等が組成した保険の証券化商品であって、次のイからニまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ 特別目的会社は、第七条第二項各号に該当しない事業体であって、再保険契約その他類似の契約により保険業を営む者からリスクを引き受け、弁済順位が保険会社等の再保険債務に劣後する債券の発行又はその他の資本調達手段により、当該リスク・エクスポージャーの全額に係る資本調達を行う事業体であること。

ロ 特別目的会社が複数の保険業を営む者からリスクを引き受ける場合には、いずれの保険業を営む者の清算手続によっても、特別目的会社の財務の健全性に悪影響が及ばないこと。

ハ 特別目的会社が、いかなる時点においても、次の(1)及び(2)に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 特別目的会社が、その市場価額が当該特別目的会社の最大支払額（費用を含む。）以上である資産を常に有しており、かつ、支払期日において負債を支払うことができること。

(2) 債券発行又はその他の資本調達手段に係る発行代金が完全に払込済みであること。

ニ 保険会社等から特別目的会社へのリスク移転及び特別目的会社から債務又は資本の提供者へのリスクの移転に関する契約上の取決めが、次の(1)から(6)までに掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) リスクの移転が、いかなる状況においても有効であること。

(2) リスクを移転する範囲が明確に定義されていること。

(3) 債務又は資本調達手段の提供者の請求権が、いかなる時点においても、特別目的会社の保険会社等に対する再保険債務に劣後すること。

(4) 債務又は資本の提供者への支払後に特別目的会社が十分な資本を維持できなくなる場合に

は、当該支払が実施されないこと。

(5) 特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、保険会社等の資産に対する償還請求権を持たないこと。

(6) 特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、特別目的会社の清算手続開始の権利を持たないこと。

別表二（第十六条第一項第一号関係）

通貨	金融商品等
オーストラリア通貨	国債
ブラジル通貨	国債
カナダ通貨	国債
スイス通貨	国債
チリ通貨	金利スワップ
中華人民共和国通貨	国債
コロンビア通貨	金利スワップ
チェコ通貨	金利スワップ
デンマーク通貨	金利スワップ
欧州経済通貨統合参加国通貨	金利スワップ
英国通貨	金利スワップ
香港特別行政区通貨	金利スワップ
ハンガリー通貨	国債
インドネシア通貨	金利スワップ
イスラエル通貨	金利スワップ
インド通貨	金利スワップ
日本円	国債
大韓民国通貨	国債
メキシコ通貨	国債
マレーシア通貨	国債
ノルウェー通貨	金利スワップ
ニュージーランド通貨	金利スワップ
ペルー通貨	金利スワップ
フィリピン通貨	金利スワップ

ポーランド通貨	国債
ルーマニア通貨	国債
ロシア通貨	金利スワップ
サウジアラビア通貨	金利スワップ
スウェーデン通貨	金利スワップ
シンガポール通貨	国債
タイ通貨	国債
トルコ通貨	国債
台湾通貨	国債
アメリカ合衆国通貨	国債
南アフリカ共和国通貨	国債

別表三（第十六条第二項及び第二十七条第一項第一号関係）

通貨	LOT（年）
オーストラリア通貨	30
ブラジル通貨	10
カナダ通貨	30
スイス通貨	20
チリ通貨	10
中華人民共和国通貨	10
コロンビア通貨	10
チェコ通貨	15
デンマーク通貨	20
欧州経済通貨統合参加国通貨	20
英国通貨	50
香港特別行政区通貨	15
ハンガリー通貨	15
インドネシア通貨	10
イスラエル通貨	20
インド通貨	10
日本円	30
大韓民国通貨	20

メキシコ通貨	20
マレーシア通貨	15
ノルウェー通貨	10
ニュージーランド通貨	20
ペルー通貨	10
フィリピン通貨	10
ポーランド通貨	10
ルーマニア通貨	10
ロシア通貨	10
サウジアラビア通貨	15
スウェーデン通貨	10
シンガポール通貨	20
タイ通貨	10
トルコ通貨	10
台湾通貨	10
アメリカ合衆国通貨	30
南アフリカ共和国通貨	30

別表四（第十三条第七項、第十六条第一項第三号及び第十七条第三号関係）

通貨	UFR (%)	UFRに反映されている期待インフレ率 (%)
オーストラリア通貨	3.8	2.0
ブラジル通貨	7.0	4.0
カナダ通貨	3.8	2.0
スイス通貨	2.8	1.0
チリ通貨	5.0	2.0
中華人民共和国通貨	6.0	3.0
コロンビア通貨	6.0	3.0
チェコ通貨	3.8	2.0
デンマーク通貨	3.8	2.0
欧州経済通貨統合参加国通貨	3.8	2.0
英国通貨	3.8	2.0

香港特別行政区通貨	4.4	2.0
ハンガリー通貨	6.0	3.0
インドネシア通貨	8.0	5.0
イスラエル通貨	4.4	2.0
インド通貨	7.0	4.0
日本円	3.8	2.0
大韓民国通貨	4.4	2.0
メキシコ通貨	5.0	2.0
マレーシア通貨	5.0	2.0
ノルウェー通貨	3.8	2.0
ニュージーランド通貨	4.8	3.0
ペルー通貨	6.0	3.0
フィリピン通貨	7.0	4.0
ポーランド通貨	5.0	2.0
ルーマニア通貨	5.0	2.0
ロシア通貨	7.0	4.0
サウジアラビア通貨	6.0	3.0
スウェーデン通貨	3.8	2.0
シンガポール通貨	3.8	2.0
タイ通貨	5.0	2.0
トルコ通貨	7.0	4.0
台湾通貨	4.4	2.0
アメリカ合衆国通貨	3.8	2.0
南アフリカ共和国通貨	7.0	4.0

別表五（第十六条第一項第三号関係）

通貨	UFRスプレッド (%)
オーストラリア通貨	0.20
ブラジル通貨	0.35
カナダ通貨	0.20
スイス通貨	0.20
チリ通貨	0.35

中華人民共和国通貨	0.35
コロンビア通貨	0.35
チェコ通貨	0.20
デンマーク通貨	0.20
欧州経済通貨統合参加国通貨	0.20
英国通貨	0.20
香港特別行政区通貨	0.25
ハンガリー通貨	0.35
インドネシア通貨	0.35
イスラエル通貨	0.25
インド通貨	0.35
日本円	0.20
大韓民国通貨	0.25
メキシコ通貨	0.35
マレーシア通貨	0.35
ノルウェー通貨	0.20
ニュージーランド通貨	0.20
ペルー通貨	0.35
フィリピン通貨	0.35
ポーランド通貨	0.35
ルーマニア通貨	0.35
ロシア通貨	0.35
サウジアラビア通貨	0.35
スウェーデン通貨	0.20
シンガポール通貨	0.20
タイ通貨	0.35
トルコ通貨	0.35
台湾通貨	0.25
アメリカ合衆国通貨	0.20
南アフリカ共和国通貨	0.35

別表六（第八十二条、第八十三条第一項、第八十四条、第八十九条第二号、第一百十九条第一項第二号）

及び第二百二十八条第三号関係（地域区分及び商品区分別の、商品大区分、保険料リスクのリスク係数及び支払備金リスクのリスク係数））

（地域区分：欧州経済領域（EEA）等）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Medical expense insurance	その他保険	15.0	10.0
Income protection	その他保険	25.0	35.0
Workers' Compensation	賠償責任保険類似	25.0	27.0
Motor vehicle liability - Motor third party liability	自動車保険類似	20.0	15.0
Motor, other classes	自動車保険類似	20.0	15.0
Marine, aviation and transport	財物保険類似	35.0	25.0
Fire and other damage	財物保険類似	17.5	17.5
General liability - third party liability	賠償責任保険類似	35.0	27.0
Credit and suretyship	信用保険	35.0	50.0
Legal expenses	その他保険	15.0	40.0
Assistance	その他保険	15.0	50.0
Miscellaneous financial loss	その他保険	30.0	35.0
Non-proportional health reinsurance	その他保険	50.0	45.0
Non-Proportional Casualty reinsurance	賠償責任保険類似	55.0	45.0

Non-proportional marine, aviation and transport reinsurance	財物保険類似	55.0	40.0
Non-Proportional property reinsurance	財物保険類似	45.0	40.0

(地域区分：カナダ)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク 係数 (%)	支払備金リスクのリス ク係数 (%)
Property - personal	財物保険類似	35.0	25.0
Home Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Product Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Property - commercial	財物保険類似	30.0	30.0
Aircraft	財物保険類似	45.0	35.0
Automobile - liability/personal accident	自動車保険類似	35.0	20.0
Automobile - other	自動車保険類似	35.0	20.0
Boiler and Machinery	財物保険類似	30.0	25.0
Equipment Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Credit Insurance	信用保険	45.0	30.0
Credit Protection	信用保険	45.0	30.0
Fidelity	その他保険	45.0	30.0
Hail	財物保険類似	35.0	30.0
Legal Expenses	その他保険	45.0	40.0
Liability	賠償責任保険類似	50.0	38.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
Surety	信用保険	45.0	30.0
Title	賠償責任保険類似	35.0	30.0
Marine	財物保険類似	45.0	35.0

Accident and Sickness	その他保険	45.0	30.0
Other Approved Products	その他保険	45.0	35.0

(地域区分：アメリカ合衆国)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Auto physical damage	自動車保険類似	12.5	10.0
Homeowners/Farmowners	財物保険類似	30.0	15.0
Special property	財物保険類似	25.0	17.5
Private passenger auto liability/medical	自動車保険類似	15.0	15.0
Commercial auto/truck liability/medical	自動車保険類似	15.0	15.0
Worker's compensation	賠償責任保険類似	15.0	16.0
Commercial multi-peril	賠償責任保険類似	30.0	26.0
Medical professional liability (occurrence)	賠償責任保険類似	40.0	45.0
Medical professional liability (claims made)	賠償責任保険類似	30.0	35.0
Other Liability - Occurrence	賠償責任保険類似	17.5	28.0
Other Liability - Claims-Made	賠償責任保険類似	15.0	20.0

Products liability	賠償責任保険類似	45.0	47.0
Reinsurance nonproportional assumed property	財物保険類似	35.0	25.0
Reinsurance nonproportional assumed liability	賠償責任保険類似	45.0	39.0
Special liability	賠償責任保険類似	30.0	25.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
Fidelity/surety	信用保険	35.0	40.0
Financial Guaranty	信用保険	45.0	25.0
Other	その他保険	25.0	35.0
Reinsurance nonproportional assumed financial lines	その他保険	45.0	20.0

(地域区分：中国)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク 係数 (%)	支払備金リスクのリス ク係数 (%)
Motor	自動車保険類似	10.0	20.0
Property, including commercial, personal and engineering	財物保険類似	30.0	45.0
Marine and Special	財物保険類似	25.0	45.0
Liability	賠償責任保険類似	10.0	36.0
Agriculture	財物保険類似	25.0	35.0
Credit	信用保険	45.0	35.0
Short-term Accident	その他保険	10.0	10.0
Short-term Health	その他保険	10.0	10.0
Short-term Life	その他保険	10.0	20.0
Others	その他保険	35.0	20.0

(地域区分：日本)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク 係数 (%)	支払備金リスクのリス ク係数 (%)
火災	財物保険類似	20.0	35.0
船舶	財物保険類似	40.0	35.0
貨物	財物保険類似	35.0	40.0
運送	財物保険類似	40.0	35.0
傷害	その他保険	10.0	20.0
自動車	自動車保険類似	10.0	15.0
航空	財物保険類似	50.0	45.0
保証及び信用（法第三 条第六項に規定する保 証証券業務による保証 を含む。）	信用保険	35.0	40.0
機械	財物保険類似	35.0	40.0
賠償責任（船客傷害賠 償責任を除く。）	賠償責任保険類似	17.5	27.0
建設工事	財物保険類似	35.0	40.0
動産総合	財物保険類似	17.5	25.0
労働者災害補償責任	賠償責任保険類似	35.0	22.0
費用・利益（介護費用を 除く。）	その他保険	35.0	45.0
介護費用	その他保険	35.0	45.0
ペット	その他保険	15.0	30.0
その他	その他保険	35.0	40.0

(地域区分：オーストラリア及びニュージーランド)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク 係数 (%)	支払備金リスクのリス ク係数 (%)
Householders	財物保険類似	30.0	20.0
Commercial Motor	自動車保険類似	25.0	20.0
Domestic Motor	自動車保険類似	25.0	20.0

Other type A	その他保険	25.0	20.0
Travel	その他保険	35.0	25.0
Fire and ISR	財物保険類似	30.0	25.0
Marine and Aviation	財物保険類似	35.0	25.0
Consumer Credit	信用保険	35.0	15.0
Other Accident	その他保険	35.0	25.0
Other type B	その他保険	35.0	35.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
CTP	自動車保険類似	45.0	35.0
Public and Product Liability	賠償責任保険類似	45.0	31.0
Professional Indemnity	賠償責任保険類似	45.0	35.0
Employers' Liability	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Short tail medical expenses	その他保険	15.0	25.0
Other type C	その他保険	45.0	35.0
Householders - non-prop reins	財物保険類似	45.0	30.0
Commercial Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45.0	30.0
Domestic Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45.0	30.0
Other non-prop reins type A	その他保険	45.0	30.0
Travel - non-prop reins	その他保険	45.0	35.0
Fire and ISR - non-prop reins	財物保険類似	55.0	40.0
Marine and Aviation -	財物保険類似	55.0	40.0

non-prop reins			
Consumer Credit - non-prop reins	信用保険	55.0	40.0
Other Accident - non-prop reins	その他保険	55.0	40.0
Other non-prop reins type B	その他保険	55.0	35.0
Mortgage - non-prop reins	不動産ローン保証保険	50.0	35.0
CTP - non-prop reins	自動車保険類似	55.0	40.0
Public and Product Liability - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	43.0
Professional Indemnity - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	40.0
Employers' Liability - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	43.0
Other non-prop reins type C	その他保険	55.0	40.0

(地域区分：香港特別行政区)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Accident and health	その他保険	10.0	25.0
Motor vehicle, damage and liability	自動車保険類似	25.0	15.0
Aircraft, damage and liability	財物保険類似	45.0	40.0
Ships, damage and liability	財物保険類似	45.0	40.0

Goods in transit	財物保険類似	45.0	50.0
Fire and Property damage	財物保険類似	35.0	20.0
General liability	賠償責任保険類似	45.0	26.0
Pecuniary loss	その他保険	45.0	35.0
Non-proportional treaty reinsurance	財物保険類似	45.0	25.0
Proportional treaty reinsurance	財物保険類似	35.0	35.0

(地域区分：大韓民国)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Fire, technology, overseas	財物保険類似	25.0	30.0
Package	財物保険類似	35.0	50.0
Maritime	財物保険類似	45.0	45.0
Personal injury	その他保険	35.0	50.0
Workers accident, liability	賠償責任保険類似	12.5	31.0
Foreigners	その他保険	15.0	10.0
Advance payment refund guarantee	信用保険	50.0	50.0
Other non life	その他保険	45.0	50.0
Private vehicle (personal injury)	自動車保険類似	15.0	30.0
Private vehicle (property, vehicles damage)	自動車保険類似	25.0	35.0
Vehicle for commercial or	自動車保険類似	25.0	20.0

business purpose (personal injury)			
Vehicle for commercial or business purpose (property, vehicles)	自動車保険類似	25.0	20.0
Other motor	自動車保険類似	15.0	20.0

(地域区分：シンガポール)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Personal Accident	その他保険	30.0	25.0
Health	その他保険	25.0	20.0
Fire	財物保険類似	30.0	25.0
Marine and Aviation - Cargo	財物保険類似	35.0	30.0
Motor	自動車保険類似	30.0	25.0
Work Injury Compensation	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Bonds	信用保険	35.0	30.0
Engineering Construction	財物保険類似	35.0	30.0
Credit	信用保険	35.0	30.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	35.0	30.0
Others- non liability class	その他保険	35.0	30.0
Marine and Aviation - Hull	財物保険類似	45.0	35.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	35.0	35.0

Public liability	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Others- liability class	賠償責任保険類似	35.0	31.0

(地域区分：台湾)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク 係数 (%)	支払備金リスクのリス ク係数 (%)
Fire - residence	財物保険類似	25.0	40.0
Fire - commercial	財物保険類似	55.0	45.0
Marine - inland cargo	財物保険類似	30.0	25.0
Marine - overseas cargo	財物保険類似	30.0	25.0
Marine - hull	財物保険類似	55.0	45.0
Marine - fish boat	財物保険類似	45.0	45.0
Marine - aircraft	財物保険類似	55.0	45.0
Motor - personal vehicle	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - commercial vehicle	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - personal liability	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - commercial liability	自動車保険類似	25.0	25.0
Liability - public, employer, product, etc.	賠償責任保険類似	35.0	36.0
Liability - professional	賠償責任保険類似	35.0	35.0
Engineering	財物保険類似	55.0	45.0
Nuclear power station	財物保険類似	55.0	45.0
Guarantee - surety,	信用保険	55.0	45.0

fideliity			
Credit	信用保険	55.0	45.0
Other property damage	財物保険類似	35.0	40.0
Accident	その他保険	15.0	10.0
Property Damage - commercial earthquake	財物保険類似	45.0	35.0
Comprehensive - personal property and liability	財物保険類似	45.0	45.0
Comprehensive - commercial property and liability	財物保険類似	45.0	45.0
Property damage - typhoon and flood	財物保険類似	55.0	45.0
Property damage - compulsory earthquake	財物保険類似	55.0	45.0
Health	その他保険	15.0	10.0

(地域区分：イスラエル及びサンマリノ)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Motor	自動車保険類似	30.0	20.0
Property damage	財物保険類似	30.0	25.0
Accident, protection and health (APH)	その他保険	35.0	30.0
Short tail medical expenses	その他保険	35.0	25.0
Other short tail	その他保険	35.0	30.0
Marine, Aviation,	財物保険類似	35.0	35.0

Transport (MAT)			
Workers' compensation	賠償責任保険類似	35.0	36.0
Public liability	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Product liability	賠償責任保険類似	35.0	43.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	35.0	35.0
Other liability and other long tail	賠償責任保険類似	35.0	36.0
Non-proportional motor, property damage, APH and MAT	財物保険類似	50.0	40.0
Catastrophe reinsurance	財物保険類似	50.0	40.0
Non-proportional liability	賠償責任保険類似	50.0	44.0
Non-proportional professional indemnity	賠償責任保険類似	50.0	40.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	45.0	35.0
Commercial credit insurance	信用保険	45.0	35.0
Other medium term	その他保険	50.0	40.0

(地域区分：その他新興市場)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数 (%)	支払備金リスクのリスク係数 (%)
Motor	自動車保険類似	35.0	25.0
Property damage	財物保険類似	35.0	30.0
Accident, protection and health (APH)	その他保険	35.0	30.0
Short tail medical	その他保険	35.0	25.0

expenses			
Other short tail	その他保険	35.0	30.0
Marine, Aviation, Transport (MAT)	財物保険類似	35.0	35.0
Workers' compensation	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Public liability	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Product liability	賠償責任保険類似	45.0	47.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	45.0	35.0
Other liability and other long tail	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Non-proportional motor, property damage, APH and MAT	財物保険類似	50.0	45.0
Catastrophe reinsurance	財物保険類似	50.0	45.0
Non-proportional liability	賠償責任保険類似	50.0	48.0
Non-proportional professional indemnity	賠償責任保険類似	50.0	45.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	50.0	40.0
Commercial credit insurance	信用保険	50.0	40.0
Other medium term	その他保険	55.0	40.0

別表七（第八十九条第二号関係）

商品大区分	相関係数（％）
財物保険類似	50
賠償責任保険類似	50
自動車保険類似	75

別表八（第九十三条第二項第二号及び第三項関係（商品区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法））

（地震）

商品区分	計算方法
火災	別表九の左欄に掲げる地震地域区分ごとに同表の中欄に掲げる都道府県に所在する保険の対象について同表の右欄に掲げる計算方法に従い計算した額を、別表十に定める相関係数に従って統合した額。
船舶	元受保険金額×0.32%
貨物	輸出・輸入元受保険金額×0.27%
自動車	地震・噴火・津波車両損害担保特約元受保険金額×2.2%
傷害	天災危険担保特約等の元受保険金額（ただし、家族傷害保険及びファミリー交通傷害保険の保険金額については、本人の死亡・後遺障害保険金額に2.5を乗じた額を元受保険金額とする。）×0.0094%
その他（機械、組立、建設工事、動産総合及び航空のうち地震災害による財物損壊に関する損害を担保するもの）	地震危険担保特約等の元受保険金額（ただし、縮小支払等の約定がある場合は、保険金額に縮小割合を乗じたもの。）×6.1%。ただし、航空保険のうち航空保険プール保有分に係る責任については、航空保険プールが算出した予想最大損害額×プールシェアとする。
家計地震	基準日時点の日本地震再保険株式会社からの地震保険再保険特約（B）における家計地震保険責任限度額から当該契約による既発生保険金（支払保険金及び普通支払備金をいう。）を控除した額。ただし、報告保険会社等が日本地震再保険株式会社の場合は、基準日時点の保有責任限度額とする。

（風水災）

商品区分	計算方法
火災	元受保険金額×0.25%
船舶	元受保険金額×0.32%
貨物	元受既経過保険料×18%
自動車	元受既経過保険料×8.0%
その他（ガラス、風水害、機械、組立、建設工事及び動産	元受既経過保険料×55%

総合)	
-----	--

(雪災)

商品区分	計算方法
火災	別表九の左欄に掲げる雪災地域区分ごとに同表の中欄に掲げる都道府県に所在する保険の対象について同表の右欄に掲げる計算方法に従い計算した額を、別表十に定める相関係数に従って統合した額。

別表九（第九十三条第三項及び別表八関係（火災保険に係る地域区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法））

(地震)

地震地域区分	都道府県	計算方法	
		地震火災費用保険リースクの額	地震危険担保特約リースクの額
1	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川	元受保険金額×0.022%	補償責任額×63%
2	山梨、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎	元受保険金額×0.0089%	補償責任額×37%
3	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄	元受保険金額×0.0013%	補償責任額×5.5%

(注) 補償責任額とは、引き受ける保険契約において、支払限度額、免責金額等を考慮した1年間の最大支払限度額をいう。支払限度額が地域別に設定されていないこと等により、地震地域区分別に補償責任額を把握できない場合にあっては、補償責任額を適切な方法により按分することで地震地域区分別とする。

(雪災)

雪災地域区分	都道府県	計算方法
1	富山、石川、福井	元受保険金額×1.4%
2	青森、秋田、山形、新潟	元受保険金額×0.33%

3	北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	元受保険金額×0.037%
4	岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	元受保険金額×0.0055%

別表十（第九十三条第三項及び別表八関係（火災保険に係る地域区分間の相関係数））

（地震）

地震地域区分	1	2	3
1	1.00	0.00	0.25
2	0.00	1.00	0.50
3	0.25	0.50	1.00

（雪災）

雪災地域区分	1	2	3	4
1	1.00	0.75	0.25	0.25
2	0.75	1.00	0.25	0.25
3	0.25	0.25	1.00	0.25
4	0.25	0.25	0.25	1.00

別表十一（第一百六条第二項から第五項まで及び第一百五十七条第四項関係（先進国の定義））

この告示において、先進国は、次に掲げる国又は地域をいう。

オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、大韓民国、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表十二（第一百六条第三項及び第五項並びに第二百二十九条第一項関係（インフラ投資の定義））

第一百六条第三項及び第五項並びに第二百二十九条第一項の規定におけるインフラ投資は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- 一 インフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するインフラ事業者等に対する資本性投資（株式（優先株式を除く。）をいう。以下この別表において同じ。）又は負債性投資（債券又は貸付金をいう。以下この別表において同じ。）であること。
- 二 インフラ資産から生じる収益の予測可能性が高いこと。

三 保険会社等が、次のイ及びロに掲げる投資の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間にわたって保有する意図をもっていること。

イ 資本性投資 長期間

ロ 負債性投資 満期まで

四 インフラ事業体等の信用力、財務状況、事業内容及びリスク削減のための措置その他これらに類するものにより、当該インフラ投資に伴うリスクが軽減されていることを実証できること。

(注1) インフラ資産とは、次のイからへまでに掲げる資産をいう。

イ 水道に係るインフラ資産（給水又は配水システム、廃水の回収又は処理システムその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ロ 廃棄物管理に係るインフラ資産（廃棄物の管理、処理又はリサイクルを専門に行う施設その他これに類するものに係る資産をいう。）

ハ エネルギーに係るインフラ資産（発電、送電、配電、蓄電、地域熱供給その他これらに類するものに係る資産をいう。）

ニ 交通に係るインフラ資産（道路、橋、トンネル、鉄道、ラピッド・トランジット交通網、港湾、空港、車両（電車、バスの車両その他の公共交通機関に使用される輸送手段をいう。）、地上輸送設備、代替輸送設備（充電又は給油ステーションその他これらに類するものをいう。）その他これらに類するものに係る資産をいう。）

ホ デジタル資産（通信塔、ケーブルシステム、衛星ネットワーク、データセンターその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ヘ 社会インフラ資産（中央政府又はその他これに類する機関によって規制又は管理されている公共向けサービスを提供するための資産をいう。）

(注2) インフラ事業体等とは、次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ インフラ企業（インフラ資産の所有、融資、開発又は運営から収益の大部分を得ている企業又はグループをいう。）

ロ インフラ・プロジェクト事業体（一又は複数のインフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するために特別に設立された事業体をいう。）

別表十三（第百十七条第一項第二号、第百三十八条第一項各号、第百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

一 公共部門の信用リスクのリスク係数

格	実効残存期間ごとのリスク係数 (%)
---	--------------------

付 区 分	一 年 以 内	一 年 超 二 年 以 下	二 年 超 三 年 以 下	三 年 超 四 年 以 下	四 年 超 五 年 以 下	五 年 超 六 年 以 下	六 年 超 七 年 以 下	七 年 超 八 年 以 下	八 年 超 九 年 以 下	九 年 超 十 年 以 下	十 年 超 十 一 年 以 下	十 一 年 超 十 二 年 以 下	十 二 年 超 十 三 年 以 下	十 三 年 超 十 四 年 以 下	十 四 年 超
1	0.1	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
2	0.1	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
3	0.4	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1
4	1.0	2.2	2.6	3.0	3.3	3.6	3.9	4.1	4.2	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9
5	2.5	5.1	6.0	6.6	7.0	7.3	7.5	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9
6	6.3	10. 8	11. 8	12. 3	12. 5	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7	12. 7
7	22. 0	24. 7	25. 2	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3	25. 3
無 格 付	2.5	5.1	6.0	6.6	7.0	7.3	7.5	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9
債 務 不 履 行 状 態	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0

二 企業及び再保険の信用リスクのリスク係数

格 付	実効残存期間ごとのリスク係数 (%)														
	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十	十	十

区分	年以内	年超二年以下	年超三年以下	年超四年以下	年超五年以下	年超六年以下	年超七年以下	年超八年以下	年超九年以下	年超十年以下	年超十一年以下	一年超十二年以下	二年超十三年以下	三年超十四年以下	四年超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	3.6	7.1	8.3	9.0	9.4	9.7	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
6	8.9	14.4	15.3	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6
7	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
無格付	6.3	10.7	11.8	12.3	12.5	12.6	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7
債務不履行状態	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

三 インフラ投資の信用リスクのリスク係数

格付区	実効残存期間ごとのリスク係数 (%)														
	一年	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年

分	以 内	超 二 年 以 下	超 三 年 以 下	超 四 年 以 下	超 五 年 以 下	超 六 年 以 下	超 七 年 以 下	超 八 年 以 下	超 九 年 以 下	超 十 年 以 下	超 十 一 年 以 下	年 超 十 二 年 以 下	年 超 十 三 年 以 下	年 超 十 四 年 以 下	年 超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	3.6	7.1	8.3	9.0	9.4	9.7	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
6	8.9	14. 4	15. 3	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6	15. 6
7	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0
無 格 付	4.7	8.0	8.9	9.2	9.4	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
債 務 不 履 行 状 態	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0	35. 0

四 証券化商品（再証券化商品を除く。）の信用リスクのリスク係数

格 付 区 分	実効残存期間ごとのリスク係数 (%)														
	一 年 以 内	一 年 超	二 年 超	三 年 超	四 年 超	五 年 超	六 年 超	七 年 超	八 年 超	九 年 超	十 年 超	十 一 年	十 二 年	十 三 年	十 四 年

	内	二 年 以 下	三 年 以 下	四 年 以 下	五 年 以 下	六 年 以 下	七 年 以 下	八 年 以 下	九 年 以 下	十 年 以 下	十 一 年 以 下	超 十 二 年 以 下	超 十 三 年 以 下	超 十 四 年 以 下	超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	10. 8	21. 3	24. 9	27. 0	28. 2	29. 1	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4	29. 4
6	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0
7	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0
無 格 付	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0
債 務 不 履 行 状 態	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0	100 .0

五 再証券化商品の信用リスクのリスク係数

格 付 区 分	実効残存期間ごとのリスク係数 (%)														
	一 年 以 下	一 年 超	二 年 超	三 年 超	四 年 超	五 年 超	六 年 超	七 年 超	八 年 超	九 年 超	十 年 超	十 一 年	十 二 年	十 三 年	十 四 年

	内	二年以下	三年以下	四年以下	五年以下	六年以下	七年以下	八年以下	九年以下	十年以下	十一年以下	超十二年以下	超十三年以下	超十四年以下	超
1	0.4	1.4	1.8	2.4	2.8	3.2	3.4	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	4.8	5.0
2	0.4	1.4	1.8	2.4	2.8	3.2	3.4	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	4.8	5.0
3	1.2	2.6	3.2	3.6	4.2	4.6	5.2	5.6	6.0	6.4	6.6	6.8	7.0	7.2	7.4
4	2.8	6.0	7.2	8.2	9.0	9.8	10.2	10.6	10.8	11.2	11.4	11.6	11.8	12.0	12.0
5	21.6	42.6	49.8	54.0	56.4	58.2	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8
6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無格付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
債務不履行状態	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

別表十四（第二十六条第四項、第二十七条第二項、第二百二十二条第一号及び第二百二十三条第一号関係（為替リスクの変動率））

	正味オープン・ポジションの通貨の変動率（%）
--	------------------------

		オーストラリア通貨	ブラジル通貨	カナダ通貨	スイス通貨	チリ通貨	中華人民共和国通貨	コロンビア通貨	チェコ通貨	デンマーク通貨	欧州経済通貨統合参加国通貨	英国通貨	香港特別行政区通貨	ハンガリー通貨	インドネシア通貨	イスラエル通貨	インド通貨	日本円	大韓民国通貨
基準通貨	オーストラリア通貨	0	50	25	40	35	40	40	35	35	35	35	40	40	45	35	35	50	30
	ブラジル通貨	50	0	50	65	50	55	55	60	60	60	55	55	60	60	55	55	70	50
	カナダ通貨	25	50	0	35	30	25	35	35	30	30	30	25	40	40	30	25	40	25
	スイス通貨	40	60	35	0	45	30	45	25	20	20	30	35	35	50	35	35	35	40
	チリ通貨	35	50	30	45	0	30	40	40	40	40	35	30	45	45	35	30	45	30
	中華人民共和国通貨	35	55	25	35	30	0	35	35	30	30	25	5	45	35	25	15	30	25
	コロンビア通貨	40	55	35	50	40	35	0	45	45	45	40	35	50	45	35	35	50	35
	チェコ通貨	35	55	35	30	40	35	45	0	15	15	30	35	25	50	35	35	45	35
	デンマーク通貨	35	55	30	20	35	30	40	15	0	2	25	30	25	45	30	30	35	30
	欧州経済通貨統合参加国通貨	35	55	30	20	35	30	40	15	2	0	25	30	25	45	30	30	35	35

英国通貨	35	55	30	30	35	25	40	30	25	25	0	25	35	45	30	30	40	30
香港特別行政区通貨	35	55	25	35	30	5	35	35	30	30	25	0	45	35	25	15	30	25
ハンガリー通貨	40	60	40	35	45	45	50	25	25	25	35	45	0	55	40	40	55	40
インドネシア通貨	45	60	40	50	45	35	45	50	45	45	45	35	55	0	40	35	50	40
イスラエル通貨	35	55	30	35	35	25	35	35	30	30	30	25	40	40	0	25	40	30
インド通貨	35	50	25	35	30	20	35	35	30	30	30	15	40	35	25	0	35	25
日本円	50	65	40	35	45	30	50	45	35	35	40	30	50	50	40	35	0	40
大韓民国通貨	30	50	25	40	30	25	35	35	35	35	30	25	40	40	30	25	40	0
メキシコ通貨	35	50	30	45	35	30	35	40	40	40	40	30	45	45	35	30	50	30
マレーシア通貨	35	50	25	35	30	15	30	35	30	30	25	15	40	35	25	20	35	25
ノルウェー通貨	35	55	30	30	40	35	40	25	20	20	30	35	30	45	35	35	40	35
ニュージーランド通貨	20	55	30	40	40	40	45	40	35	35	35	40	40	50	40	35	50	35
ペルー通貨	35	50	25	35	30	15	30	35	30	30	30	15	45	35	25	20	35	25
フィリピン通貨	35	50	25	35	30	15	35	35	30	30	30	15	40	35	25	20	35	25
ポーランド通貨	35	55	35	40	40	40	45	25	25	25	35	40	25	50	40	40	55	35

ルーマニア通貨	35	50	35	30	40	30	45	25	20	20	30	30	30	45	30	30	40	35
ロシア通貨	45	60	40	50	40	35	45	45	40	40	45	35	50	50	40	35	50	40
サウジアラビア通貨	40	55	25	35	30	5	35	35	30	30	25	2	45	35	25	15	30	25
スウェーデン通貨	35	55	30	30	40	35	45	25	20	20	30	35	25	45	35	35	45	35
シンガポール通貨	30	50	20	30	30	15	30	30	25	25	25	15	35	35	20	15	30	20
タイ通貨	35	55	30	35	30	20	35	35	30	30	30	20	40	35	25	20	35	25
トルコ通貨	70	75	70	75	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	70	70	75	70
台湾通貨	35	50	25	30	30	10	35	35	25	25	25	10	40	35	25	15	30	20
アメリカ合衆国通貨	40	55	25	35	30	5	35	35	30	30	25	2	45	35	25	15	30	25
南アフリカ共和国通貨	45	60	45	55	50	55	55	50	50	50	50	55	50	60	50	50	65	45
ブルネイ通貨	30	50	20	30	30	15	30	30	25	25	25	15	35	35	20	15	30	20
正味オープン・ポジションの通貨の変動率 (%)																		
	メキシコ通貨	マレーシア通貨	ノルウェー通貨	ニュージーランド通貨	ペルー通貨	フィリピン通貨	ポランド通貨	ルーマニア通貨	ロシア通貨	サウジアラビア通貨	スウェーデン通貨	シンガポール通貨	タイ通貨	トルコ通貨	台湾通貨	アメリカ合衆国通貨	南アフリカ共和国通貨	ブルネイ通貨

		貨	貨	ン ド 通 貨		貨	貨	貨		ア 通 貨	通 貨	通 貨				国 通 貨	和 国 通 貨		
基 準 通 貨	オースト リア通 貨	35	35	35	20	40	35	35	40	45	40	35	30	35	55	35	40	45	30
	ブラジル 通貨	50	50	55	55	55	55	55	50	60	55	55	50	55	70	55	55	65	50
	カナダ通 貨	30	25	30	30	25	25	35	30	40	25	30	20	30	55	25	25	45	20
	スイス通 貨	45	35	25	40	35	35	35	30	45	35	30	25	35	65	30	35	55	25
	チリ通貨	35	30	40	40	30	30	40	40	40	30	40	30	35	60	30	30	50	30
	中華人 民共和 国通貨	30	15	35	40	15	15	40	30	35	5	35	15	20	60	10	5	50	15
	コロンビ ア通貨	35	30	40	45	35	35	45	45	45	35	45	35	35	60	35	35	55	35
	チェコ通 貨	40	35	25	40	35	35	25	25	45	35	25	30	35	60	35	35	50	30
	デンマー ク通貨	40	30	20	35	30	30	25	20	40	30	20	25	30	60	25	30	50	25
	欧州経 済通貨 統合参 加国通 貨	40	30	20	35	30	30	25	20	40	30	20	25	30	60	25	30	50	25
	英国通 貨	35	25	30	35	30	30	35	30	40	25	30	25	30	60	25	25	50	25
香港特	30	15	35	40	15	15	40	30	35	2	35	15	20	60	10	2	55	15	

別行政区通貨																		
ハンガリー通貨	45	40	30	40	45	45	25	30	50	45	25	35	40	60	40	45	50	35
インドネシア通貨	45	35	45	50	35	35	50	45	50	35	45	35	35	70	35	35	60	35
イスラエル通貨	30	25	35	40	25	25	35	30	40	25	35	20	25	55	25	25	50	20
インド通貨	30	20	35	35	20	20	40	30	35	15	35	15	20	55	15	15	50	15
日本円	50	35	40	50	35	35	50	40	50	30	40	30	35	70	30	30	65	30
大韓民国通貨	30	25	35	35	25	25	35	35	40	25	35	20	25	55	20	25	45	20
メキシコ通貨	0	25	40	40	30	30	40	40	40	30	40	30	35	60	30	30	50	30
マレーシア通貨	25	0	30	35	20	20	35	30	35	15	30	15	20	55	15	15	45	15
ノルウェー通貨	40	30	0	35	35	35	30	30	40	35	20	25	35	60	30	35	45	25
ニュージーランド通貨	40	35	35	0	40	40	40	40	50	40	35	30	35	60	35	40	50	30
ペルー通貨	30	20	35	40	0	20	40	30	35	15	35	15	20	60	15	15	50	15
フィリピン通貨	30	20	35	35	20	0	40	30	40	15	35	15	20	55	15	15	50	15
ポーランド通貨	40	40	30	40	40	40	0	30	45	40	30	35	40	55	40	40	50	35
ルーマニア通貨	40	30	30	40	35	35	30	0	40	30	25	25	35	60	30	30	50	25
ロシア通	40	35	40	50	35	40	45	40	0	35	45	35	40	65	35	40	55	35

貨																			
サウジア ラビア通 貨	30	15	35	40	15	15	40	30	35	0	35	15	20	60	10	2	55	15	
スウェー デン通貨	40	30	20	35	35	35	30	25	45	35	0	30	35	60	30	35	50	30	
シンガポ ール通貨	30	15	25	30	15	15	35	25	35	15	30	0	15	55	10	15	45	2	
タイ通貨	35	20	35	35	20	20	40	30	40	20	35	15	0	55	20	20	50	15	
トルコ通 貨	70	70	70	70	70	70	70	70	75	70	70	65	70	0	70	70	75	65	
台湾通 貨	30	15	30	35	15	15	35	30	35	10	30	10	20	55	0	10	50	10	
アメリカ 合衆国 通貨	30	15	35	40	15	15	40	30	35	2	35	15	20	60	10	0	55	15	
南アフリ カ共和国 通貨	50	45	45	50	50	50	50	50	55	55	50	45	50	60	50	55	0	45	
ブルネイ 通貨	30	15	25	30	15	15	35	25	35	15	30	2	15	55	10	15	45	0	

別表十五（第百三十五条関係）

その他のオフ・バランス取引の種類	信用換算係 数 (%)	備考
一 任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この別表において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント	0.0	
二 原契約期間が一年以下のコミットメント（前号に規定するコミットメントを除く。）	20.0	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信

く。)		用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。
三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務		
四 特定の取引に係る偶発債務（前号に該当するものを除く。）	50.0	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。
五 NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities)		NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、保険会社等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
六 原契約期間が一年超であるコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）		
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100.0	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		
九 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（当該取引時点において取引対象資産が貸借対		

照表等に計上される場合を除く。)		
十 オフ・バランスの証券化商品		
十一 前各号のいずれにも該当しない信用 供与に代替するオフ・バランス取引		

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の信用換算係数があるときは、当該複数の信用換算係数のうち最も低いものを適用するものとする。

(注2) 保険会社等が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合には、当該取引は当該保険会社等が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。